

罪を以て論告せられた。併しながら結局兇徒嘯集罪にあらずして、官命抗拒と云ふことで六十何人の内十七人は免訴になつて、五十人ばかりの者が有罪になりましてそれが今控訴致して、中央の裁判所を煩はして居りますが、此時に辯護人になりました所の好き證人があります。貴族院議員の中では三好退藏君が辯護士の一人であつて、衆議院では花井卓藏君が辯護士の一人であつた。此他に東京辯護士組合長の飯田宏作と云ふ人、是は相當なる信用ある人で、何れの裁判所でも、飯田宏作は決して輕薄なる虚偽のことを爲さぬと云ふことは、本員は信じて居ります。此人に親しく遇つて事情を聽いて見ますと、被害地の人民は悪るく云へば無氣無智なる者である、良く云へば順良なる人民で、御し易い人民である。此の如き害を十年も能く忍んで居つた、一の訴訟も起らなかつたと云ふのは、訴訟をなす手續き損害を回復する所的手段に就て、一の方案もなければ一の補助者もなかつたと思へば、其迂魯の甚だ憫れむべき者である。即ち事實是だけの害を受けて忍んで窮苦に耐へて

我慢して居つたのは、餘程迂魯氣の毒な人民である。くれぐれも氣の毒な有様を見て、斯くまではあるまいと思つて居つたが、此刑事の被告が現はれて前橋裁判所で此疑獄を論ずるに當つて、檢事の請求に依て實地を踏査して見たが、檢事も、裁判官も辯護士も其意外の事情に驚いたと云ふことは、飯田宏作君から聞いて居ります。飯田宏作君は此議席に列ならない。又花井卓藏君は現に本院に席を占めて居られ、三好退藏君は又貴族院に席を占めて居られるのでございますから、若し此事實にして過度の發言、過度の虚飾の議論をすると云ふことでありますれば、是等の信すべき是等の實地に關係した人に證言を求められたならば、本員の論ずる所は、決して過言の言辭でないと思ふことを證據立ることが出来る。此時に一萬三千人出京した。それから説諭の結果歸つたが、二つの誤解となつた。一つは教唆であらう。一つはそれ程のことでないのに、大勢徒黨して出たであらうと云ふことでありましたが、此時の説諭約束は後の結果に符合して居ります。大勢の人が筋を立てないで、中央政府

へ迫ると云ふことは穩でない、諸君も窮狀から出たと云ふことは、能く諒察するか
ら、議會は縱令止んでも行政部にそれだけのことは訴へて、事情を疏通すると云ふ
ことを、田中正造君が越ヶ谷で一萬三千人を説諭して返へした。それから議會が了
つてから何分埒が明かぬから、三十二年は田中正造君が議會に於て論じた如く、議
會の終つた後屢々當局者の人々に此事情を述べ、内務省に至ること十六回で屢々多
用のために會ふことが出來ないで、時の内務大臣西郷侯に、十六回にたつた一回面
會することを得たと云ふことで。他の當局者にも此の如き有様を論じ、或は告げ或
は哀願した。斯う云譯でありますが、依然として明治十三年以來、此問題は少も解釋
されて居らぬので、已むことなしと云ふ有様で議會の開ける度毎は請願書は山の如
く、田中正造君は自分は是非共どうかしなればならぬ、取分け越ヶ谷の説諭に依
つて引受けたために屢々質問書を出したが、耳は熱して事柄は世の中に證明されぬ、
又鑛毒事件の質問であるかと聞流されて居つたために、隱伏して此地下に沈められ

て居つたのは、人民に取つては甚だ氣の毒のことでもあります。

三十三年の請願

三十三年二月十三日に大勢の者が群馬縣の或る村に寄りまして、是から勢揃をし
て、是を終りの請願として出やうと盟約して出掛けて參つた者が二千六百人。然る
處中央政府は此人を中央に出すなと電報を打ちましたから、上官の命令に其儘取捨
を加へず、其儘事情を加へずして、押へる。手足の職分を執る巡査は之を押へなけ
ればならぬ。川俣村と云ふ所で川を隔て押へやうとした。片方は終りの請願として
出たので、前には一萬何千人出たときは越ヶ谷で、此事情を疏通するから歸れと言
はれたが、此疏通は一年経ても何にも出來て居らぬ。被害が之の如くならば此處に
居つて窮苦して居つて、安全を得なければ寧ろ中央に出で、此事の終るまで歸るま
いと盟約して、二千六百人出た。其の二千六百人を川俣村で巡査が押へた。押へれ

ば決心して出やうと云ふのであるから、一場の殺闘を開いて大分怪我人が出来た、百人以上の怪我人が出来た。是は前に本員が申しました所の兇徒嘯集罪を以て問はれました原因で、それを分析しますれば何の兇徒嘯集罪に問ふことはない。果せるかな、論告したところの裁判官は、兇徒嘯集罪を以てせず、唯官命抵抗——官命抵抗とは巡査が歸れと云ふのを、歸らぬで押出したから是だけの罪になつた。此間に騒動があつて、百人以上の怪我人が出来ましたけれども、前にも申した通り、我は此場所へ出て怪我をしたと云ふとを告げれば罪になりますから、牢へ入れられるが恐ろしいと云ふので、傷を包み怪我を蔽うて皆隠れてしまつた。或ひは餘りに地方官がひどひ、餘りに巡査が惨酷であると申しますが、本員は決して左様は思はぬ。巡査は固より止めろと云ふ命を奉じて止めても止まらぬから力を以て制する、其故に雙方の間に其争が起つた有様である。地方官も己れの意見を以て、中央政府を動かすと云ふやうなる氣節ある地方官は、今日に望むことは出来ない。手足の如き旅

役人と見て宜しい。然らは何故斯の如き有様になつたかと云ふと、中央政府が親切に此状態を調べてやらぬ、所謂臭いものに蓋をして苦情を押へて、力を用ひずじて眼を眠らせるから、地方官は或る事情を取次いで呉れぬ、請願の取次もせず、左様なことはせぬが宜しいと云つて、奥印もして呉れぬ。斯の如きことが郡長に及すから、郡長も奥書をしない。奥書をしないと、請願は中央に達しない。斯ふ云ふ譯で即政府の怠慢不忠實が原因となつて、斯の如きの多數人民が騒擾をして、徒に裁判所を煩はすと云ふやうになつたのは、是は政府の怠慢と言はなければならぬ。何れの政府と云ふことは出来ない。十年の間屢々内閣が變つて居るから何れの政府と指すことは出来ない。何れの政府と雖ども内閣と雖ども、日本の政府、日本國の内閣には相違ないから、日本國の内閣が是だけ憐れむべき人民を捨殺しにして置いて、出掛けて來れば力を以て押へる、押へて置いて、是を争へば即ち獄に投ずると云ふ事實に至つては、何れの内閣と雖も、此責を今日まで、免れぬと云ふことは明瞭で

あると思ひます。誰と云ふ人と言はぬが、皆斯う云ふ工合で、即ち事情が不明であつた。外には軍があり、内には議會が解散になり、屢々内閣が變り、内閣自ら他を顧るに暇あらずと云ふ、十年の變遷のために斯の如きことがあつたが、害を被つた人民の氣の毒なことは、一點の嘘のないことである。前に概略申して置きましたが即ち之がために入獄した者が總體で六十八名あつて、免訴十七人で、獄が一年の間續きまして、是だけの間は稼人は牢に這入つて居る。いとゞさへ田畑が荒れて居ります所に稼人がなくて飢に泣いて居つて、或る者は救助の金を給したと云ふことを聞いて居ります。獄が決して、内重罪に十三名、輕罪四十五名と云ふ者があつて、此中に再び其科は承諾出来ぬと云ふて控訴したものもある。許されたものは檢事の方で控訴した者もありますが、是から國費を使つて裁判所を煩はし、稼人が稼ぐことが出来ずして、再び辯護士を煩はずと云ふことは、此一事件だけで續くかと思ひます。本員は裁判所を酷とも言はない、法律を無理とも言はない。險事の論告も無

理とは言はぬ。押へなければならぬのは巡査の職分である、之を起訴するのは檢事の職分である、裁判所も法律規則に依つて處分しなければならぬ。不幸なる人民と同時に、又氣の毒なる官吏と云はなければならぬ。又此の如く雙方に向つて不便を與へて、國土が荒れ人民が苦るしむと言ふのは、抑々何人が其の責に任じますか。何れの内閣と云はず、何れの大臣と言はず、日本國の政府、日本の内閣は、例へば震災があればそれに救助を施す、被害があれば之に向つて救助を與へる、尙ほ大火災があれば之に向つて救助を施すと、斯様に一時に現はれたものに、相當の撫恤を加へるのに、何故に此の事のみ二十年も棄て、置かれるか。是に至つては事情に明ならざるがために、人々は實地如何を知らぬと云ふことが此原因であらうと思ひます。斯う論じて見ますと、本員は事情に依つて有害有毒と云ふことだけは證據立てられた。三十年の工事は望んだだけの効力がなくて、今日未だ苦情が絶えず、此後に一萬人の出京があり、二千人の出京があり、六十人ばかりの入獄者があつて、尙ほ

騒動をしてをりますが、此間に本員が注意すべき一の事件がある。それはどう云ふことかと云ふと、初めには害はないと云ふことで辯明書に説があつた。又害があつても止める程の害ではない、之を防ぐ所の相當の手が届いて居ると云ふのは、三十年の豫防工事のときの政府の意であるが、此蓋を開いて見ると唯今申した通り、國税で十七萬圓以上、地籍でなか／＼廣い所の二萬四千四百五十町と云ふだけが免除になつて居ると、害のない薄いと云ふ害は非常なものであつたと云ふことは、此結果に依つて分つて居ります。

古在博士も證人

尙證人として相當なる人の名を擧げて見ますると、再び此人が證言を與へて居りますから、其の名前を引きますと、農科大學の教授であつて、農學専門の人で、此學問に就きましては最も世の中に力のあると言はれて居る古在由直と云ふ人が、證據

人に呼ばれたときに、此の如きものは植物に害のある水であると云ふことを證據立て、をる。此證言と云ふものは、農科大學の雜報に出て居りますし、其時の官報にも載つて居ります。是は最も三十年の豫防工事を爲す前の調べに此人が證言をしてをるので、昨年騒動があつて今年に涉つて居ります前橋地方裁判所の調べにも、此人を證人として喚んである。此時の證言はどう云ふ譯で言つたかと云ふと、兇徒嘯聚罪と云ふので被告になりましたけれども、被告になる原因は抑々何から起つたか、窮苦に堪へぬで訴へるために出て來たのであるか、何か他に惡るい所の考を持つて出て來たのであるかと云ふ、意志を定めなければ、取極めなければ其事情如何が明にならぬと云ふので、辯護士と檢事の間に論告に筋合が違ひますから、檢事の方から實地の臨檢と云ふことを請求した。それで裁判官と檢事と、辯護士と、打揃つて被害地を見た所が、被害の有様に就いては聞いたよりは氣の毒であると云ふ感を感じて、一も故なきに大勢の者が集つて、兇徒嘯聚の擧を爲したと云ふことは

出來ないで、遂に是が終局官命抗拒と云ふことになりましたので、世の中の公けに此憐れむべき民を救ふところの原因になると思ひます。此古在由直と云ふ教授が、此裁判所に往つて有害であると云ふことを證據立てた。それから其外に此所に相當の名を擧げて宜しからうと思ふのは、實地に見て皆同情を表し頗る悲惨の感に打たれた人で、私の知り得た人の名を擧げて見れば、樺山伯、榎本子爵、谷子爵、曾禰荒助君、中村元雄君、是等の人が皆在職中に往つた。在職中で不思議なのは、職務として衆議院に向つて答辯せられて居るときには捕まへ所のない答辯が出て居る。是が政府の責任と言つたなれば、後とを處分して責任を負はなければならぬから、此の如き質問に向つては、それ程ではないと云ふことを答へてゐるのは、衆議院に存じて居る議事録を御覧になつて、或は速記録其他のものを見ても分りませうが、併しながら其人が實地に往つて見た人は有害で氣の毒なりと言つた。即ち樺山君が内務大臣であつたときに、三十年の騒動に往かれて、其後に私が面會したらば、誠

に可愛さうなことであると云ふことは唯今耳に残つて居るから、被害民を憐れむ情に打れたに相違ない。榎本君然り、谷君然り。曾禰君が農商務大臣で居つたときに、實地を見て被害者に向つて氣の毒であると云つた。中村元雄君が内務次官であつたときに同様な感を以て見たと云ふことは、此議場に向つて私が公言して少も差支ないと思ひます。此の如き事情である。それから政府が五箇年免租した。其後との始末の現在に成つて居る所の、氣の毒なる事情は前に申した通り、免租の期限は其害の度合を見積りまして、被害は此所がひどい、此所はそれ程でないと言ふことは、限分量で極めまして、十年、八年、六年、四年、二年、と云ふことに區別して、免租したのであるが、三十年に之をやつたのでありますから、最早昨年で盡きて居る。盡きて居ると元の通租税を出せと云ふことを、此收税官が此人民に命じました。所が人民は害が依然として困つて居るから、どうぞ免租だけは續けて下さい、當然自分が取るべき收獲も得られないので、免租の期が盡きたからと言つて取られては甚だ

困ると云ふので、それが争の種になるのは、必ず此二年のことが濟んだらば、四年のことが争ひになると思ひます。それに付いては憐れむべきものがある。此の如く争つて居らぬ時分に、最早期限は盡きて来る。郡長に向つて奥書を呉れ、中央政府に嘆願をするからと云ふので、憐れむべき人民が遠く東京へ出て來まして、此事情を達することが出来ませぬが、屢々東京に出で參つて望を失つて地方へ歸る。其前には公賣處分が來て居ると云ふので、一村公賣處分になつて、一村の有様がなくなつてしまつたものがある。即ち安蘇郡界村と云ふ一村八十六戸の滞納處分があつて、村長もなくなれば、村會議員も皆なくなつてしまつて、是は残らず文書が備つて居りますから、議長の手許へ出して、名前から土地から、其他のものを速記録へ載せて諸君の御参考に供するが便利であると思ひます。界村八十六戸の滞納處分があつて全く村の組織はなくなつてしまつたのであります。それで唯今滞納處分に逢ひつゝある苦みつゝある、而して大藏省へ持つて來て詮議せられると云ふことは、餘程

寛大なる處分である。内務省へ持つて往けば、規則に疑ひがあるから受付ぬと云ふ。それから豫防工事は如何なる有様になつて居るかと云ふと、是が一つの疑問である。本員は斯の如き専門の知識に付いては暗い方でございますから、唯事情に依て考へて見ますれば、豫防工事を三十年に施して、三十一年に斯の如き騒動があり、三十二年に又斯の如き騒動があり、三十三年に裁判沙汰があるとすれば、害が止んで居るのに故なく出で來られる資格の人民ではない。然らば窮苦已むを得ず出て來るかと思ふことを推測するも、まるで事情に迂濶なりと云ふことは出來ない。

被害地の實例

尙ほ土地の調べたものに依つて参考の爲めに申述べて見ますれば、栃木縣安蘇郡界村字高山と云ふ所は、人口八百十一人、是が五年間ズツと平均した所で、徴兵適齡の者が十三人から十五人、年々あるのでございますが、此適齡者の間一人の合格

者が無い。三十一年に一人の徴兵を出しましたが、其者が入營して十日の間に病のために歸つて來た。一人の徴兵合格者が此間に出て來ないと云ふ……適齡者はあるが合格者はないと云ふのは、豫て人民が衛生の上に附いて囂々と申して居つた結果であるまいかと思ひます。又松本と云ふ處、是は足尾鑛場の上手にあります、全體の土地に毒が二様になつて、水に浸された物を分析するために火を掛けて焚きますると、亞硫酸瓦斯が出ます。是が四面へ散りますと草木を枯らすと云ふ豫ての苦情であつた。煉瓦を組立て、大きな塔を造つて、其中へ瓦斯を通すやうにして、其出口には薬を浸した水を翻ぼして、是で毒を消さうと云ふこととて、其時は是が學術の議論では、是で毒を防ぐことが出來ると云ふので、脱硫塔と名つけて組立が出來て居りました。即ち硫酸を脱去する仕掛の塔である。是が出來たために害が一層遠くに及んだと云ふ苦情が起つた。其苦情に付いては、誠に痛切なる文書が出て居ります。是は請願委員の手許で御調査になつたと思ひますが、尙ほ世の中に示すため

に議長の手許へ出す積りであります。是が脱硫塔の仕掛けに依つて、亞硫酸瓦斯を無毒にすると言つて居りましたが、一向無毒にならない。松本と云ふところは全村皆移住を願つて居ります。昨年請願書が出て、今年も亦續いて出たと思ひます。以前は此土地は養蠶に餘程天然の利がございましたが、當時は全く此煙のために野に生草なしと云ふ有様で、數里を距て、薪を採りに往く、雇はれて暮しておつた者が段々に崩れて全村移住を願出た。其移住を願ふにも何處へ往つて宜いか、仕方がないから移住する所を、政府で保護して貰ひたいと云ふことを願出て居ります。是等に對して少なくとも、政府は其事實の有無を調べる責任が、何れから見てもなければならぬ。人命が危い、人口が減る、死亡が増す、斯様なことがあつた時に、例へば地震の害があつたとか、海嘯の害があつたとか、或は流行病であるとか云はゞ、政府は一般の責任として注意を怠らないが、何故斯の如き痛切なる訴訟、請願、或は嘆願があるに拘らず、是だけを見てやらぬと云ふのは、實に不公平と云はなければ

ならぬ。若し斯の如き害がないと信じたなら、何故斯の如き虚言を吐く者を世の中に横行せしむるか。是は甚だ宜しくないと思はれます。又渡良瀬川のことについて其水の上の害を申しますれば、渡良瀬川は即ち銅山の近傍を流れて、此川へ毒素が流れて苦情がある。又其川の浸す所の田地が荒れると云ふ苦情であります。是は此ことの起らぬ前には、此川は栃木、群馬、茨城、埼玉、の間に流れて居りまして地方税で此堤防を築きます。其年々の堤防費が、各縣一萬圓、即ち栃木縣一萬圓、群馬、茨城、埼玉、各一萬圓、即ち四萬圓で流域の普請が出来て居りましたが、唯今どの位であるか、是も注意物である。國土保護と云ふことを考へて見たならば、せめて視察して地質を取調べる責任はあると思ひます。現在は四縣合せて四十萬圓、五十萬圓の堤防費があることになつてをる。是は苦情を言ふ通、底が浅くなつて來ると、それと同時に草木を枯らすから、堤に生へて居る草木がなくなつて土砂が入込み、壞崩々々で仕方がない。殊に洪水のあつたときには四五十萬の國庫補助を仰が

がねばならぬことになつて來る。それが前には其國庫補助がなかつたのが、唯今は合せて四五十萬と云ふは異常の出來事と云はねばならぬ。總體を述べることは時間に限がありますから、爲すことは出來ませぬけれども、桐生町の一ヶ所の事情を述べますれば、桐生町は分れて新宿と云ふ所がございます。是は關東有名なる織物場であつて、近時に至つては絹の織物は他縣に知られて居りますが、何故に斯くの如く事業が發達したかと云ふと、流れの水に依つて、絲をさらし絲をとる便利があつた、即ち河水の便を利用して成立つて、新宿だけでも十萬圓程の産業が成立つて居つたが、河水が汚れた爲めに此業を移して、二三の井戸を新に掘つて、前に河でやつて居つたものが、井戸の仕事になつてしまつた。併しながら是等の土地の人は斯様な害を受けると云ふことを、云はぬ方が利益である。如何となれば、其土地の名産に關係するから、そつとして置いた方が宜い。是は格別の苦情はないが、事實は多くの財産を掛けて、河を井戸と變へて不自由を感じてをることは事實であ

る。斯の如く經濟の上に付いても、國土の上に付いても、人命の上に付いても、色々の事がございます。之に向つて調査會を拵へて貰ひたい、直ちに今如何なる處分をしろと云ふて、不調な政府に投込をするのでない、能く調査をして呉れと云ふことは、昨年の建議であつたが、何故にそれを顧みないのであるか。政府は一般の職務として爲さなければならぬことは、前に申した通、流行病がありましたときには溝渠まで掃除をせよと注意する、衛生上の責任があるではないか。又徴兵を詐つて遁れ、ば罪があると云つて、國を防ぐために各自に負はせるものを、一村擧つて應ずることが出来ないと云ふものを、不問に措くことが出来ませうか。鑛毒の害あらずして、他の害でもないと云ふことを説明せられぬ間は、政府は一般の職分として、相當の責任を盡さなければならぬ。然るに之を爲さずして旅役者的の地方官に委ね、地方官は又中央政府の鼻息を窺うて、期限が盡きれば害は前より加つても、滯納處分をしなければならぬと云ふ。是は決して巡查を咎めることも出来なければ、

ば、税吏を咎めることも出来ないと、地方官を咎めることも出来ないと、之をして茲に至らしめたる中央政府の怠慢に向つては、吾々は苦情を言はなければならぬ。人民が蜂起して巡查と闘つた。どうしても是は罪があると云つて問はるゝは致し方がない、併しながら之を無罪にせよとは、吾々は言はない。其茲に至る所以の本を治めることを、政府に向つて忠告しなければならぬ。然らば是等のことは到底防ぐ能はざる所の害であるかと云ふに、是は一の疑問であらうと思ひます。私は今に於て左様に信じない。親切に懇篤に、之を研究しましたならば、防ぎましたならば、防げないと云ふ斷案を下すことは出来ないと。唯今まで防げないのは、工事の不完全なのであるか、學術が未だ至らざるか、それとも本當の規則を履行しないと云ふことを、不問に措くのであるか。例へば斯う云ふことがあります。唯今まで工事の監督をしてある技師の狐崎某と云ふ人が居りますが、是は相當の學術のある人と承つて居ります。此事務をやつて居る南某と云ふ人がある。是等の人はどう云ふ人であらう

か。此南某は三十年に政府が豫防工事を施すときに當つて、東京の方面、關東の方面の監督者である。今日は是が被監督者と爲つて、此工事に従事して居ります。狐崎某も左様な履歴があると云ふことであります。其れ故に斯の如く多くの資本を注ぎ込んで、多年此事業を經營して、多くの給料を與へて居りますから、政府の監督者よりも、經歷を積んでをる。政府の監督者よりも多くの金を遣つて居る。政府の監督者が職を止めると、安全を得ると云ふことが茲にありますから、實は監督の命令の行はれると云ふことを、私は信ずることは出来ない。命令の行はれない、被監督者が即ち監督者より權威を多く取るべき組立になつて居るから、中央政府無力なりと言はなければならぬ。責任ある政治家は中央政府の斯の如き關係を見たならば、嚴重に視察して國土の永遠の利益を保護することを注意しないで、爲すが儘に爲して一片の内達、一片の訓諭を以て、斯の如く冠履顛倒になつて居る所のものを適當に監督しやうと云ふのは、抑々誤つて居るのではないかと思ひます。其一例を私は

擧げて見まするならば、茲に此事に注意を始めてから、屢々志を同じうする朋友と語つて其れから得た所の新なる頗る驚いた報告があります。其の報告は其人未だ多く人に知られずと雖、私は其人が充分信用ある識見のある人と思ひますのは、前の同志社の教頭をして居つた安部磯雄と云ふ人がありますが、此人は矢張斯の如き問題が世の中に出て、是は嘘のことであるか、本當のことであるか、田中正造君が一人で背負つて居るべき問題であるか、抑々全國の人が注意すべき問題であるか、政府は人民の苦情を聽捨てにして置くべき問題であるか、若し斯の如きことが神經敏捷の國に現はれて、十年の長きに涉ると云ふことは殆ど國は亡びて居るか、政府は無いのかと怪むでございませうのに、而も其事が此輦轂を距る僅か二十里の地に現はれて居つて、議會にも毎回請願書が出で毎會質問が出るのに、どちらが本當であるか分らぬと云ふのは、甚だ遺憾のことであると云ふことで。此人は同志と共に是等の地方を巡回して、元と鑛業に付いて専門の經歷ある人ではございませぬが、

親切な心から己を欺かざる信用を以て、色々文書を徴して見た中に、一つのことがある。此文書の中に借つて此文章と共に前橋裁判所に證據書類として出した。此文章の前書は私が自身で書きました。私が證人として喚ばれるときに、此文章が證人も同じだと云ふので前橋裁判所に出しましたのでありますが、其中に引用致しました。唯今では或る學校で教師をして居りますが、元は足尾銅山の事務員をして居つた人の語つたと云ふ報告が載つて居る。それは被害人民も知らざる一大毒害がある。それは誰も知らない。此糟の石鑛物を取つてしまつて、鑛物が中に混つて居る石を遠くへ棄てるには、餘程運賃が嵩ばつて、谷を越へ、山を隔てて、向に棄てに往く。此中には小さな鐵道を築いて、鐵道の荷車に載せて運ぶのである。是等に大層な費用を要する、餘程の賃銀と人夫を要するが故に、大抵は監督が行届かなければ、近所へ棄て、置く。近所へ棄て、置いて、段々それが溜ると云ふと、大風雨のときに大なる水が出れば、之を河へ投込めば費用が掛らぬで、少も手が掛らずして、其有

害の地だけは清くなる。それ故に之が下流に至つては、中に毒があつて、それが水のために溶解すれば、植物に非常に害を與へる。其事實は規則以外のことであるから、何人も知るまいと云ふ報告が出て居る。是等の事に至つて私は此書いた人名を擧げることも出来ず。唯今前に申しました同志社の教頭をして居りました安部磯雄君の手を経て、是は得たもので、多くは讀まれませぬが、併しながら人を欺くものにあらざる、信用のある六合雜誌と云ふ雜誌の中に全文が載つて居りますが、其全文の中に内部から出ました手紙が引用してありますから、其手紙だけは、矢張衆議院の速記録に載せるために、議長の手許に差出す積である。斯ふ言ふ譯で、本當に嚴重に監督をしたならば、害は或は減せられる。本當に親切に注意をしたならば、害を杜絶することが出来ぬことはない。併しながら前に申しました通、悉く皆姑息なることで、悉く一日送りのことである。吾の在職中に此事が實地の問題にならねば、居られると云ふ有様であつたならば、百年を経るとも、此疑問は決することが

出来ない。斯の如く政府が冷淡であり不親切なるにも拘らず、社會の人情は氣の毒の感に打れて、無關係の人が大分此土地を踏査致しまして往々黙止するに忍びず、貴族院、衆議院に書面を出して居ります。山口縣人の平田數馬と云ふ人から三十二年の二月八日に生命保護の請願が出て居りますから、延て請願委員の御方には、此文章が點檢されて議長の手許に出て、衆議院に提出されて、それが政府は回送されたこと、思ひます。是等は何の關係もなき、唯一大疑問であると云ふ感に動かされて坐視するに忍びず、其土地へ往つて氣の毒であると云ふ感に打たれて、此勞を取つた一人である。其他青年同志鑛業調査會を東京市内の高等の私立學校の中の有志者が企てまして、此人々が矢張り此土地に参りて、氣の毒なりと云ふ感に打れて、今年衆議院へ請願を出してございます。是は即ち三十四年、本年の二月である。斯う云ふ具合に却て局外者でも、此風聞を棄て、置かれぬと云つてやつて居る。苟も人命に關する、土地が荒れる、流域が益々ひどくなつて來る、其毒は愈々續く、

林は枯れる、堤防費が前に四萬圓であつたのが四五十萬圓になつたと云ふ事實があつたならば、吾々が斯の如き言を發せざるも、政府は何故に之を顧みずして捨置かれるのであるか。斯の如く學校に居る所の有志者、斯の如く一己の有志者が、皆國民の同情同愛感に打たれて斯の如きことを爲すのに、衆議院として之を顧る能はず、本員は此事を田中君一個に任じて置くのは、甚だ衆議院に於て耻づべきことであると云ふために、知り得たる所の事實を諸君の前に陳述致しました。さて斯の如きことでございますが、此處に又専門の人から聞いたことの事實を附加して申して置きますが、荒れた土地も肥料を多く加へて多くの資本を掛ければ物が相當に穫られる、それがために肥料を澤山加へて、十年の間凌いだと云ふ事實がある。其肥料が後に大害を爲して、恐らく此肥料に依つて命脈を繋いで居る土地は、必ず永久赤土になると云ふ豫言が成立つて居ります。それは如何なることであるかと申しますると、石灰を肥料にしましたが、此石灰が幸か不幸か、此土地に石灰を出す山が澤山あるの

で、人民が前から非常に考へて、土地が荒れたら、此肥料を多く使はうと云ふので、石灰を使つた。さうして石灰を使つて其時は少し餘計出来た。是が専門の農學家、化學家の語る所を聽きますと石灰の肥料と云ふものは、驚くべき害のあるもので、それは新に肥料を加へたるものでなくして、地面の中に在る肥料を溶き熱を生じて、中に在る所の物を分解する力があるから、決して肥料を加へるのではない。分解を有効ならしめる、其代り、泥よりは石灰が重いから、年々加へた石灰が地下に沈んで一層「セメント」の層を爲してしまふ。其「セメント」の層を地下數尺の間一杯になれば、土地があつても最早水が全く絶たれてしまひますから、其土地が十里なら十里、石灰を以て築き立てられたと同じことで、恐るべき有害である。されば獨逸では石灰を用ひることを、政府は禁じて居ると云ふことを聞いて居る。斯う云ふことがあります。農商務省では、農を勸め農の害を除き生産を發達せしむると云ふので、國費を徴收して國費を使つて居れば、是等の風聞があり、是等の害があれば、何故

に是等のことに向つて注意を與へぬのであるか。農科大學の教授古在君が證人として喚ばれて、是等の調査と云ふことであれば、實に學者としても之は打捨て置かれぬことであると云ふことを承つて居りますが、何れにしても斯くまで變遷の多い政府に向つて、政府は怪しからぬことであると言つて責めるよりは、政府をして以前の怠慢と云ふことを反省せしめたい。唯打捨て置いて一時の事を纏縫すべし、好い加減にすべし、吾々の在職中に起らなければ可なりと云ふやうな、怠慢なることを反省して、此害を防ぐべくんば防ぎ、救ふべくんば救ふことにして、前に申した移住しなければならぬと云ふ飢餓に迫つて居る所の人民に、相當の手續をしてやると云ふことは、洵に政府たるもの、本當の職分であります。本年も今期將に盡きんとして居る際に、尙先日の大村君の催促も、杳として音沙汰がございませぬから、私は此理由を私の知つて居りますことを陳述致して、我政府に注意を促し、此質問書を政府に呈呈を請はうと思ふのでござります。總て前に述べました所の關係文書

は、此を議長の手許に出しまして、参考として速記録に載せる積りでござります。』

第九 決 議 案

(第拾五回帝國議會、明治三十四年三月二十日)

「諸君、本員は本問題の議に與りまするときに方つて、甚だ遺憾に堪へぬことを第一に感じます。斯くの如きことが、今日衆議院の議場に現れまして、勅語の可否に就いて論及する如き語調を聴くに至つたのは、實に本院のため、議政のため、感概に堪えぬこととございます。(拍手起る)且つ又此問題を議するに當つて、唯今星君の演説の中に、屢々進歩黨などと云ふ辭を聴くのは甚だ本院のため忌むべきことであらうと思ひます。同様に、鳩山君の口から「アー」と呼ぶ者あり、又「黙れ」と呼ぶ者あり)御黙りなさい。——議長、議場の秩序を保つて下さい。(「黙れ黙れ」又「謹聽々々」と呼ぶ者あり)諸君の靜まるまでは、此壇上に立つて居りますから、御騒ぎになれば、いつまでも御騒になるが宜い。——本員は是と同時に鳩山君の口

から、政友會云々と云ふことを此議事の中に承はるのを甚だ遺憾に思ふのである。此問題は鳩山君の——政友會の問題にもあらず、又勿論憲政本黨の問題でもないの
でございます。

又一時の問題にあらずして、後來に良き例を貽すか、悪しき例を貽すか、實に大切なる問題である。斯の如きことを議するに當つて、議論や囂々たる聲を發するは、國事を如何に御考になるのか甚だ遺憾に堪へないのである。「同感同感」と呼ぶ者あり。全體上下の心が能く協和一致して、國家の得失を公平に議するだけの議場が成立つて居りますれば、恐らくは此問題が、今日此議場に上ぼるの時勢にまで至らぬと思ひます。又貴族院と内閣と、斯くの如き衝突を惹起して、恐多くも勅語にのほるに至ると云ふことは、吾々は期さぬことである。然るに斯の如き時勢を惹起して、之を議するに至つたのは、本員が大に遺憾に思ふ所であります。併ながら事既にある以上は、其利害得失のある所を明確にして、後人をして惑はしめざるだけの

責任を盡すことは、此席に列なる以上、諸君は此責を分たなければならぬ。「駄目だよ」「アーメン」と呼ぶ者あり。然して其顛末に至れば、提出者の一人たる鳩山君から簡明に御話になりましたから、最早其經歷を論ずる必要はないと思ひますが、兎に角に議會開けてより以來十餘年の久しきを経ましたけれども、衆議院と内閣との間に物議が起つて、停會に至た例は本員記憶して居りますが、今回のことは珍しくも貴族院と内閣との間に衝突が起つて、一回の停會のみならず、二回の停會に至り、二回の停會のみならず、類ひ稀なる、後來斯の如き例はなからんことを期する所の未曾有の勅語を下さるゝに至つては、實に恐懼に堪へぬ譯で、之を恐懼せずして何事か恐懼すべきと思ふ。然るに星君は之に向て言はるゝには、貴族院が恐懼すべきことであつて、衆議院は與る所にあらずと言はれて居るに至つては、星君は日本の衆議院に列なる一人と見ることは出來ないのである。況や日本臣民として恐懼せざると云ふ所の本人の姓名は、永く速記録の中に留めて置きたいと思ひます。斯

の如く二回の停會がございましたが、此事たる實に聖慮を煩はし、恐懼に堪へぬでございませうが、併ながら憲法の條章に明記する所でございませうれば、致方がないけれども、是より以後の世の中に現れた事蹟は、本員の見解に據れば、憲法範圍内のものと解釋することは出来ない。何故とならば、憲法は國務を何人に命じて補弼の任を負はしめるかと云へば、新に引用するの必要のない程のことであるが、憲法第五十五條に「國務大臣は天皇を補弼し其の責に任す」と明記してございませう。内閣と貴族院との衝突に依て、立法部が暫く停止せられた後に、憲法に明記せない人の働きを現出したのは、未曾有のこと、本員は理解するのであります。

元老とは何ぞや

憲法未だ立たず、議會未だ開けざるの明治十四年頃の日本の官制を緋けば、元老と云ふ文字は、公けの文字として見られたことがありますが、一度憲法行はれ

て、立法の權が帝國議會に移りし時節に至りましては、元老と云ふ文字は、世間普通の記録に留まるべきものにして、官制の上には元老もなければ、元老が何を爲すべきものと云ふことを承らぬのである。然るに此停會の間に、元老と云ふ者が出入致しまして、樞密院顧問官にもあらず、勿論又大臣にもあらずして、貴族院との間に其交渉が成立つて居ります。此交渉の成立つまでの間は、内閣に人ありや否や、内閣は日本帝國に成立つて居つたや否やを疑ふのであります。若し成立つて居りませうならば、何故に責任なき人をして政府に喙を容れしめたのであるや。内閣は座して傍觀して居つた外に、何をして居つたと云ふことを問はなければならぬ。凡そ仕事には責任がなければならぬ。元老は如何なる辭を陛下に奉つて、内閣に如何なる影響を與ふるか。其結果如何を見ずして、斯の如き責任のなき人に喙を容れしめたのは、憲法の範圍内の働でないと思ひませう。憲法のみならず、他の法令を開いて見ても、元老と云ふ文字が何れの所に在りますか。元老の職制如何、内閣と貴族院と

の衝突を來したるときに、元老が調停の任に當ると云ふ文字を見たことがないのであります。然らば今の内閣は其職責を曠しうしたると最も明なるものであります。此事は他人の辯駁を俟たず、唯今の總理大臣が世の中に公にせられた文書を、公けにするのが適當と思ひます。幸に今日國務大臣席に列座せられて居りますから、若し世の中に公けにせられた文書は未だ吾々の知らざる所であると云ふならば、之を證言せらるゝ機會もあります。本員は總理大臣が曾て樞密院議長であつたときに、憲法の取調に與つて、其後意見を公けにせられた文書が、唯今殿として存して居つて、唯今の總理大臣が手を著けられたに相違ないと信じて居りますが、之を讀みまして、本員が唯今論じましたことは決して無根據の言にあらざると云ふことを、證據立てやうと思ひます。「國務各大臣は入て内閣に參與し、出て各部の事務に當り、大政の責に任するものなり。凡そ大政の施行は、必内閣及各部に由り其門を二にせず。蓋立憲の目的は、立權の使用をして正當なる軌道に由らしむ」とあります。總

理大臣が樞密院議長として此憲法の取調に與つた後に、其意見を世の中に参考として公にされた所の憲法義解の中に、明記されて居る所のものでございます。即ち其骨子を申しますれば、大政は内閣及各部により其門を二つにせずと云ふのである。然るに、元老と云ふ者が大政に與つて此の間が停止せられて居たことは、恰も帝國議會が停止せられた如きものでございますから、此時に方つて事務の施行は、門を二つにせずや否やと云ふことを疑ふのである。是れ違憲にあらずして何ぞや。本員の見解に據れば、憲法の條章に明なる據り所はないと云ふのであります。星君は云々せられました。此の事に附いては、如何なる見解を取らるゝか、承りたいのであります。併ながら此論は茲に止めまして、尙ほ其後のことを申しますならば、如何である。

貴族院と内閣の衝突

本員は溯つて内閣と貴族院と衝突のことの可否を論ずるは、此度は適當なる場所でないと思ひます。併ながら一言して其原因を論ずるも無用でない。其詳密なることに至ては、本員が既に議長の手許に出してございしまする、全國政治の紊れて居る亡狀を質問致しましたときに、本員が知り得た事實を擧げて、本論の助と致しまするのでありますが、詰り内閣と貴族院と衝突した其後との始末について、此案の成立つ如く疑問になつたのであります。溯つて其衝突の起りました原因は、又内閣其責なしと云ふことは出來ないのである。此増稅案が問題になつて、之を星君は楯として論せられました。其趣旨杜撰粗漏、前後矛盾。而して其責に當る大臣が、例へば之を實行する期限に付いて辭を變へ、殆ど遵據することの出來ない議案を出して、軍事のために必要なりと云ふ簡單なる文字に依て、説明を企てたのは、抑、内

閣の不信任となる所以である。内閣が辭を竭し誠を披かない所の過で、此衝突を惹起したのである。若しも速記録を開いて調べたならば、唯今本員の述べた通、衆議院に於て説明した所、衆議院の委員會に於て説明した所、増稅案其ものに附いて巨多の矛盾があることを見ましたならば、人民の休戚に關する案を、如何なる根據に依つて議し得るかを疑はなければならぬ。即ち内閣が信じられざる結果、此衝突を起したと斷言することが出來るのである。若しも内閣が誠意を開いて過を改め、手落があれば其れを改めると云ふことにしたならば、斯の如き衝突が激烈に至らざる前疏通を開くの途があつたと、誠に惜むのであります。元來今の内閣は、實に全國の多數の信を失つて居るので、東京市の如き日々の出來事に附いて内閣が其監督を如何に怠つたか、本員が數日内に質問を致さうと思つて居るが、内閣並びに當局大臣が、之に向つて注意を怠つて居ると云ふことは明に分るのである。此不信用に至つたと云ふことが、即ち反射して此衝突を起す一部の原因と爲つたと思ふのである。

案其物に對する不信用、内閣其ものに對する不信用、内閣のやり方に對する不信用が、即ち一部の原因であると云ふことは決して誣罔の言にあらずと信ずるのである。内閣が上に信を取り、下に信を取るに足るならば、未來約束をせられた行政の刷新財政の整理と云ふことが、幾分かこの案の通過を助けたに相違ないが、公にせられた其宣言が、殆ど其根柢より破れて居る。過去の宣言信せられなければ、未來の宣言が又覺束ないと云ふことは、人情已むを得ざることであるから、整理をして後に協贊をしやうと云ふ辭が出て居るのは當然であらうと思ふ。星君一派は過去に信用を置かれて居るが、日本全國多數の人民は、過去に就いて決して信用を置いて居らぬ。然らば未來に行政を刷新し財政を整理すると云ふことは、幾許の信用を置くことが出来るか。貴族院が整理した後に協贊をしやうと云ふのは、誠に本員の心を得て居ると思ふ。本院先日此案を貴族院に回す前に、衆議院に議したるとき、多數の方は賛成であつたが、本員は整理刷新に重きを置いて未來のことにはしりたいと言

つたのは、即ち此事でございます。而して貴族院の議場に於て、左様なることから此衝突を惹起したとすれば、其責は内閣が過去の事實に照して、其責を分たなければならぬと考へる。是等は連技に涉る論であるが、案其物に附いても遺憾に思ふのは、(此時「もう宜い加減によしたまへ」と呼ぶ者あり)本員は飽くまで論せなければならぬ。若し聽くに倦んだる御方は席を御離れになつても、聽き得る人を相手にしてやります。此今日恐懼に堪へぬ所の勅語は、如何なる門戸を経て出でたか、其手段はどうであつたか、其手続きが即ち問題である。星君は増稅案其物に附いて論せられて、勅語の可否を議せしめぬと云ふ危険極まる論法を以て、衆議院に威嚇的の舉動を示されましたが、本員が平然として論ずるものはここでない。勅語の出づる門戸は、如何に出たか、問題である。

勅語と責任

勅語は内閣大臣の手に據つて出でしにもあらず。内閣大臣の副署に據つて出でしにもあらず。内閣大臣の奏請に據つて出でしにもあらず。詰り宮内大臣の参列して貴族院議長に直に賜つたる、憲法立つて以來誠に珍しい勅語を賜つたのでございます。此門戸が議論の要點であつて、前に引用した首相が自ら書かれた憲法の註解に、其門を二にせずと云ふ、あれが緊要の文字なりと理解すれば、此勅語の出たる道行即ち其門戸の如何なることであると云ふことが、重要な問題ではないかと思ふ。貴族院議長に賜つたるときに列席したる者は内閣大臣にあらずして、宮内大臣であつたと承つて居る。茲に至つて責任と云ふ問題が起つた。これは先輩が既に唱へ來つて居るので、憲法の取調に與つた首相が丁寧懇切に示されたる事柄でござります。責任の不分明を感ずる。或人が、副署のない勅語を貴族院議長に對して如何にして賜ふたるかを、首相に問合した。首相が之に答へて、内閣大臣の奏請したるものでもなければ、大臣の手を経由したるものでもない、併ながら責任は受けると

云ふことを明言したと云ふことで、それで責任論は片附いたやうであるが、本員は更に不分明の渦中に入るを疑ふものである。抑々大臣の責任の如き、誠に大切なるは問を俟たざるものと思ふ。唯今貴族院議長は、議長として典例に明なる人でなければならぬ。又首相は從來の經歷に據り唯今の位置に據り、憲法に明瞭なる見解のある人と本員は信じて居る。然るに首相は、是等の責任は吾々自ら負ふとさへ言へば其れで此責任問題が終了するものとして、曖昧模稜の中に此憲法の責任問題を没するは誠に國民として遺憾極まる次第ではないかと思ふ。是より以上に至つては、本員は論ずるに忍びないが、一端を諸君の御参考のために論じますれば、即ち夫の貴族院の後の決議は自ら信じたる説にあらずして、聖慮を推し量りて其御心を安じ奉る一片忠良の精神に出でたるものと、本員は認めます。前には政治上の問題として利害得失を論じ、後には臣子の分として非常に遇つて之を速に決したと解釋したならば、前後の決議の岐るゝ所が分明になると思ふ。天下又斯くの如く解釋する人が

多いと信じて居る。後のことを繰返して申し上げますれば、臣子の情に出でたるもので利害得失を打算して政治の觀念にあらざるを認めるので、仰を畏み、御憂を安じ奉る忠義の情から出たものである。情は分析し得ない問題で、論理は分析し得べきものである。情は分析すべからず、——論法は分析し得るが、詩歌は分析することの出来ないものであると同じで、一片忠義のあつき所の情から出たものであるから、之を分析せんとして分析する能はざる論理以外のものである。即ち情の問題である。貴族院をして政治上で争ふのでなく、臣子の分として情を以て思召を畏むに至らしめた門戸は何であるか。前に申した通、大臣の手を経ずして出たものであるが、誠に之を拜讀して恐懼に堪えない。畏くも陛下には「朕が日夕の憂を分ち云々」と詔られたるに附いては、貴族院議員諸氏と雖も亦大に恐懼戰慄に堪へずして、油然而る感情が直ちに起つて、是まで火の如く燃へて居つたものを、恰も水に打たれたる如く、臣子の分として然るべき結果と本員は解釋し、貴族院の前の侃々たる議論を答

めず、後の温々たる決議を答むることが出来ないのである。然るに星亨君は、此二つの物を混同して論せらるゝに至つては、殆ど臣子の情を解せざる所の言論ではあるまいかと、本員は頗る其出所を疑ふのであります。斯う云ふ具合になつて其間に内閣は如何なることございますか。本員の唯今理解した所に據りますれば、解釋を俟たず明ならざる所の憲法の明條は、貴族院議長の間と首相の答に據つて、漸く吾々の理解し得るだけの光明を恢復したと云ふ譯でございますれば、一旦甚だ紛晦であつた、風雨晦暝の現象を生じたと云ふことは、誠に恐懼に堪へぬことである。然るに貴族院恐懼すべくして、衆議院恐懼するに足らずと、星君が政友會を代表して言はれたことは、政友會諸君のために、甚だ私は惜む所でございます。

綱紀を如何せん

尙本員が論じなければならぬことがございます。古今の變化を顧みまして、甚だ

感慨に堪へぬことでございますから、其事を申し上げます。矢張前に引用致しましたる所の憲法義解の中でございますが、昔し大政官を立て、總ての職責が定つて、言を薦める所の臣もあれば、詔勅を奉行する臣もあつたが、其後世が變化して、斯様なることが現出したと書いてある。「其の後重臣等専ら大政を關白し、宮禁の中藏人の小臣亦主命を出納し、院宣内旨或は女官の文書を以て大事を下し行ふに至る、而して朝綱全く廢れたり。」憲法未だ立たざる以前と雖も、官職の明なるときには、王政天下に明であつたが、其後亂れたから朝綱全く廢れたりと云ふことが書かれた。此書かれた首相も感慨に堪へぬのである。即ち同じく聖旨であつても、之を奉行し之を世の中に出しまする所は、軌道門戸と云ふものが、確として居らなければ、決して明なる所の聖慮を世の中に明ならしめて、盛徳を天下に被らしむることが出来ない。昔王道の廢れたのは、宮禁の中藏人と云ふ小役人が王命を出納し、院宣内旨等種々なる名稱の下に、或は女官が文書を以て大事を行ふに至つて、朝綱全く廢れ

たりとある。此事たるや憲法未だ立たざるにても、濫に奉行する所の門戸の多いことを戒めてございます。況や今日の如く憲法既に立つて、其責閣臣に在りと明定せられたる以上は、閣臣を措いて元老の奔走致したのは、立憲史上、本員は甚だ遺憾と思ひます。何故に内閣大臣は之を制止せざりしか。又副署なき詔勅が出る。貴族院議長が問うたのに首相が答へたりと云ふ往復の註解を以て、始て憲法の明條が漸く暗きより明るきに恢復したと云ふことも、立憲史上甚だ惜むべき事績であらうと思ひます。此の如き岌々たる一縷萬鈞を繋ぐ如き、憲法のために危険を與へたと云ふことは實に恐懼に堪へぬことである。且又星君は斯様なることを言はれた。憲法は大權の發動の一分であるが故に、憲法を以て聖慮を制限し奉るは良くないと云はれた。本員は説に於て必ずしも此主義を不可と言はぬが、併ながら、陛下が憲法を決して輕せられざる所の聖慮は實に明でございます。二十二年憲法を發せられたときに、如何なる御辭を賜りましたか。御自身の御發案に相違ございませぬが、

次に誓ひ祖宗に誓ひたまひて、此事を永く我子孫に遵守せしめると云ふことを仰せられた以上は、御子孫に遵守せしめるため、祖宗の遺烈に依つて發せられたる此憲法は、決して聖明の陛下が軽く之を御覽せられて、此條章に違ふことを善しと爲さることは、山動き川翻るも決して信ずることは出来ないのである。然るに斯の如き説が此衆議院の議場に發せらるゝに至つては、亦同じ論を執る所の諸君が之を非難せられざるに至つては、星君のため、政友會のため、竝に是と主義を同じくせらるゝ内閣のために、深く遺憾に思ふのである。尙ほ「朕が在廷の大臣は朕か爲に此憲法を施行する責に任すべく、朕が現在及將來の臣民は此憲法に對し永遠に従順の義務を負ふべし」と、二十二年の勅語に爛として日の如く掲げてございます。之を輕からしむる所のものは日本の臣民にあらず。之を輕からしむるものは實に帝國の憲法に背き、併せて陛下の聖旨に悖る所の罪人なりと、本員は明言しやうと思ひます。然らば此問題たるや、決して政友會の一部の問題にあらず。何時變るかも知れぬ所

の内閣の脊負つて立つべき問題にあらず。又選舉に據つて變る所の、衆議院の問題にあらず。況や政友會若くは進歩黨など、云ふ様な、此一部の人の感情の争に此問題を沒了すると云ふことは、甚だ忌はしきことで、我臣民としても、代議士としても、亦内閣としても、總ての事を忘れて憲法の正條を明確にすることに力め、苟も此憲法の明條に違つたる行動があつたならば、鼓を鳴らして均しく之を攻むべき責任があると、本員は思ひます。本員が即ち此案の發議者と爲り、此案の説明者となり、併て反對の人々に向つて本案を説明致しますると、唯今申上げた通でございます。

第一〇 骨牌稅法案

(第十六回帝國議會、明治三十五年三月四日)

「諸君。本期の議會に於て、種々の議案が濫發せられましたけれども、此法案程馬鹿らしき法案はないと、本員は密に笑つて居りました。多分是は委員會で否決になるであらうと思ひましたが、怪しむべき議決がありましたので、甚だ議會の體面に關係致しますから、已を得ず發議を致します。何のために此の法案が出たかと云ふ精神が、一向分りませぬ。此の理由書に致しますると、此惡しき意味を含まれて居りますから、禁止稅の如き意味に半ば取れますが、併しながら一方には増稅の意味を有つて居る。禁止の目的を達したら、收稅の目的は破れます。若し收稅の目的を達すると云ふことであつたならば、帝國の體面を辱める賭博公許の事實を現はすのでございますから、本員は此の精神に於て、甚だ國の名譽に關する所の賤しむべ

き議案を政府が出したものであると思ひます。殊に只今發議せられた反對論の如きことを伺ひまして、私は大いに御同意を表するものでございます。増稅の上の必要があるために、是だけの收稅を要する。其收稅を要するがために、斯く々々の議案が出ると云ふことが、議案の増稅の原因であらねばならぬのに、此議案は全く左にあらずして、詰り都鄙に流行致します所の、近時顯官の中を侵して、世の中に笑ひ事となりました此遊戯を、公に許した賤しむべき議案と、本員は斷言致します。若し賤くないと云ふならば、何故に警察の手を以て、法律の手を以て、嚴重に顯官議員を憚らず、どし／＼縛上げることが爲さないのであるか。之を一向に構はずに置いて、斯の如き議案を出して之を後來永い惡習として認め、惡習であるから罰金を課すると云ふ、斯の如きものを濫發せられて、苟くも帝國議會が、是等の議案を受くると云ふことは、本員の甚だ耻として居るのでございます。されば此修正案の報告も亦同一であつて、若し今の課稅と云ふものを軽くする精神であるならば、

何故に下にある重大なる罰金を認められるか。本案は實に矛盾支離滅裂の修正案と思ひます。後に御覽になれば分る、千圓以内の罰金と云ふことがあります、其罰金は悪意を認めると云ふ、卑しき精神より之を露出致したもので、決して従價税の精神と相合せざるものでございますから、斯の如きものを衆議院で議決致すと云ふことは、何程亂雑な議會、何程耻を憚らざる政府と雖も、出したる政府に向つて忠告を發し、受けたる議院を戒めて、本案を大に排斥せられんことを望むのでございます。」

第二一 豫 算 案

(第十八回帝國議會、明治三十六年五月三十一日)

「諸君。唯今議題になつて居りまするものを冷靜に判決致すには、甚だ不便なる議場と本員は考へます。併ながら總ての國民をして眞の聲を聴かしむることが、眞の勝負の決と、本員は信じて居ります。小數にも拘らず、本員は斷然として所信を諸君の清聴に訴へる積りでございます。」

教科書問題と豫算

文部大臣が責を引かぬと云ふことは、政治的一般の問題であつて、若し本員をして云はしむれば、文部大臣のみの責を問ふと云ふことは、抑々半上落下の決議案と思ふのである。此の不十分なる決議案をば、どちらとも付かず決議して置いて、然

かも國民多數の利害休戚に關係して確かに不利であると云ふことを、此處で議決すると云ふことは、議會が國民に責を盡さぬ不利益なる地位であると、本員は信ずるのであります。多數の御方は、此の削除案を可決せられたならば、國民に對して不信任を御買ひになるであらうと斷言致します。甚だ失禮なる申しやうでありますけれども、本員はかく確信して居りますから、其理由を諸君の前に明白に申述べようと思ふのであります。本院多數の御方が委員會に於て之を削除せられたと云ふこととてございますから、定めて本員を満足せしむるだけの理由があるであらうと思ひ、謹で豫算委員長の御説明を承つて居りましたが、殆ど取るに足らぬ所の理由であつたと、本員は斷言致します。文部大臣は不信任であるから之をやらぬと云ふのでもなければ、是は大問題であるが故に短期の議會に於て國定教科書の是非を決すべき場合でない——詰り一言で言へば、暫く止めて置くと云ふのであります。斯の如き理由を以て之を決すると云ふのは、豫算委員會の多數の御方は餘りに非理不法なる

決議をなされたものである。若し此の事が國民多數の者に利害を及ぼさぬと云ふ問題であるならば、私は多數の御方の面目に對して沈黙を守りますが、何分左様に信ずることは出来ぬのである。此教科書問題は今日に始つたことでなくして、教育家の中には久しき問題で御座いまして、本員又私立有志の集會に於て、此議に多年與つた一人であります。定めて此の議會の中には、此種の集會に與つた教育専門の御方があるであらうと思ひます。本員は從來國定教科書論者ではない、國定教科書の大なる缺點のあることを信じて居るものであります。併ながら、唯今委員會に於て之を削除せられた理由も採るに足らず。又今日の境遇上、國民に親切なる心よりして、穢れたる教科書の歴史を一洗するには、今日餘儀なく國定教科書の制度に據らざるを得ぬと信ずるのであります。(「ヒヤ〜」又「ノウ〜」と呼ぶ者あり)唯今喧囂の中に葬られたる所の文部大臣の演説の中に、之を此儘に削除すれば來年から教科書はなくなると云ふことであります。其理由を詳しく聞くことは出来なかつたが、

本員は文部大臣から聞かずとも、文書が之を知らしむるのであります。

松田前文相の省令

明治三十四年一月十二日、唯今政友會の要部を占めて居らるゝ所の當時の文部大臣松田正久君が省令を發して居るのである。其省令の第六十三條のみに依りますると、賄賂だの其他不正行爲の目的物となつた教科書は、之を使ふことが出來ないと云つて居るのである。圖書の審査採定を無効に爲すと云ふのでありますから、一旦用ひたものは期限が來ればいかぬので、是から用ひやうとするものは、斯様な不都合な手續を以て決して來たものは、無効として來たのである。此今日運用ひられたる教科書を無効にするならば、此無効のものを國民の教育上如何にするかと云ふことが問題であつて、今俄に之を編纂して此空虚を充さなければならぬのである。斯く致さなければ、多數の兒童は如何にして、學校の教科書を得ませうか。唯

徒に半上落下の決議では効力が少ないのである。諸君に勇氣があるならば、何故昨日の決議を彈劾の上奏にしなかつたのであるかを疑ふ。上奏をして文部大臣をして決せしめず。決せざるが如き姿に於て、其方の責任であるから教科書のなくなるのは關はぬと云ふのは、責任ある議會に於て自ら責任を知らざる、不都合なる提案と本員は信ずるのであります。(「ノウウ〜」と呼ぶ者あり)斯様に申すことに付いて、若し「ノウウ」と云はるゝならば、演壇に立つて本員の唯今詰問したる言葉に對する答辯を承りたい。責任ある松田正久君から、本員は何ひたいと思ふ。(「ノウウ〜」と呼ぶ者あり)議會は多數に依つて決せらると雖も、此の非理不法なる決議には、本員は服することは出來ない。本員は決して多數を恐るゝものではない。さて此國定と云ふことの利害に付いて、一應論じようと思ひます。凡そ政治の妙は、時の弊害に向つて藥石を投ずるものでありますから、國定教科書は永久に存すべき健全なる方法であるとは信じませぬ。其短所は如何なるものであるかと云へば 政府の限り

ある有司の狭き所の單純なる思想が、一般に行はれて、五色燦然として始めて美を濟す所の、種々の思想を容れる餘地のないと云ふことは、國定教科書に向つての強き反對で、本員も亦是に耳を傾けなければならぬのでありますが、本員は諸君の如き無責任なる反對論とは違ふのであります。今日は如何なる場合でございませうか。表の所を引抜ひて裏面を窺つて見ますれば、今日と雖も國定教科書の體裁であるのである。それは何であるかと云へば、總て民間に於て編纂したるものを、文部省に於て檢定されて、限りある有司が狭き思想を以て檢定して、是はいかぬ、あれはいかぬと云つて、註文して直させるのでありますから、自由出版を囂々と唱へる人達は、此檢定者を廢さなければ眞の目的を達することが出來ないと云ふて居る。然らば此檢定の方法に依て、文部省の限りあり有司の狭き單純なる思想の註文によつて作られたる教科書は、如何なる害を民間に及ぼして居るかと申しますると、是は昨日縷々彈劾決議の説明をせられました御方が、本員の拙劣なる辯舌より

も巧みなる説明をされましたから、再び此處に繰返す必要はありませんが、尙其上にもう一つ是が人民に向つて非常なる害を與へて居ると云ふことを、私は補はなければならぬ。

教科書の變る弊

教科書の屢々變ると云ふこと、又教科書の値段の非常に高いことは、賄賂の價と云ふものが此中に幾層倍含まれて居つて、如何に國民に不正當なる租税を課して居るかと云ふとを、顧みられんとを私は望む。元來教科書の編纂沿革を釋ぬるに、明治六年に學制の頒布せられたときに、まだ民間に著作者がないがために、政府が翻譯的編纂をせられたので、元は國定であつたのである。此場合版權を政府が持つて居つて、民間に之を翻刻せしめたのであります。故に其の編纂は未熟ではありましたが、廉く教科書を賣ると云ふので人民に利益を與へ、兒童を教育に就ける費用と

云ふものは少なかつたのである。然るに其後段々弊害が増して、終に滔々として息まざる所となつた。昨日の巧みなる演説の説明の如く、終に教育の基本まで危ふすると云ふ弊害が起つたので、此儘引續いて行くならば、此歴史的弊害が止むや否やと云ふことを、私は反問しようと思ふ。本員は決して止まぬと思ふ。既に諸君は、上奏案を出して以て文部大臣を斥ける能はず。なまはんかの決議を以て、文部大臣を如何ともする能はずして、却て此席に於て、文部大臣の出席を暗々の裡に拍手を以て御迎へになり、暗々の裡に發言を許されたならば、文部大臣の責任と國民の眞の利害休戚と云ふものは、全く別に存してゐると云ふことになる。併ながら文部大臣自らが編纂するの勞もない。いづれ専門の學者に編纂を頼むとか、或は懸賞をして廣く編纂を求むるとか、又は民間に良き書物の編纂があるならば、政府が版權を買上げて之が翻刻をさせると云ふのでありますから、唯今種々なる卑しき競争、是に附帶する種々なる弊害、斯の如きものを一掃するには、本員をして局に當らしむ

るならば、從來國定教科書は主義に於て健全なる永久制度にあらずと信ずる本員と雖も、斯の如き場合には臨機即ち時に應じて國民に親切なる變革をなして、此來年四月より空虚なる所のものを補つて、せめては四年なり八年なり丁度其期の盡きます位までに、之を致しましたならば、是まで上下に浸潤して居る惡風を一洗することが出來て、歴史を茲に一變革することが出來るであらう。恰も明治六年に學制の出來たときに、文部省が國定の教科書を作つて居つたが、其後に民間の著述が出るに當つて、之を民間に任せたと云ふ過去の好き歴史を繰り返へし、茲に再び新紀元を開くと云ふことは、國民のために直接の利害を感ずることでありますから、斯の如き行掛りを以て、此削除を行ふと云ふことに就ては、反對をせんければならぬのであります。教科書を廉く供給すること、現在の弊害を革むること、現在の思想を入れることに就いては、十分考ふべきことである。それで、檢定を文部大臣に與へて居れば、結果は同じことである。尙臨時議會に於て之を議するに餘地のないと云

ふのは、實に驚き入つたることである。金を以てすれば二萬二千圓、而も是は數年間教育者が討論したる所である。然るに海軍のこと、軍艦を造ると云へば、一億一千萬圓是は宜しいと云ふて、即決する位の勇氣があるならば、本員が茲に説明し得るだけの材料を持つて居るならば、是より詳しく諸君は、尙更國定にしなければならぬと云ふ材料を持つて居られると思ひます。本員は終りに臨んで、明年の四月より如何にして、此教科書の空虛を充たすか。兒童に對する缺乏を告げしめざるか。如何にして是迄の弊害を一掃し得るか。昨日演説された御方は、必ず此案に向つて否決の起立をなされぬであらうと、本員は思ひます。」

第二二 非常特別税法中改正法律案

(第二十一議會、明治三十七年十二月十八日)

「諸君。本員は本議を提出致しまする前に、一言の止むべからざることを感じます。それは外でもございませぬが、本員は今回の議會に於ては、恰も前年廣島市に開かれたところの議會の如く、増税案並に豫算案を、如何にも愉快に決したいと云ふのが、本員の素志であつたのでございませぬ。併ながら是の如き大事を決しまする前には、有ゆる國民の意を採擇して略々完全に近きところの調査を遂げ、さうして一度大勢の決したるときには、本會議に於て愉快に決し、内は國民が困難に際して軍費を出すの本心を達し、外は出征軍人に對して此素志を表明したいと云ふのが、本員の素志であつたのでございませぬ。此二つの目的を達しまする前には、どうして委員會に多くの意志を集める方法を探らなければなりませぬ。一つは綿密なる調

查。一つは愉快。この二つを遂げんがために、本員はその形勢の非なるを顧みず、一片忠告の意を以て、先日此議場に立つて、多数黨の反省を請ひました。併しながら不幸にして事行はれず、多くの意志を集めることが出来ずして、其結果今日多くの質問を此本會に出し、尙多くの發議を必要とするに至つたのは、本員の深く遺憾とするところである。併ながら議會は多数を以て決するところを以て通義と致しますから、過日本員の發議に對して反對の意見を述べられたるところの鳩山代議士の説に準則を採て、本員は多数黨が此本會に於て、綿密なる質問竝に細かさところの修正を許すだけの豫約があると、本員は見て居ります。これは一人の議席を占めて居る鳩山氏に對するところの觀念にあらずして、多数黨即ち政進兩派の一般に豫期せらるべきところの言質であると、本員は見て居りますが故に、此の議會を本員が豫め望むが如く、愉快に決する能はざらしめしは、吾々の責にあらずして、議會の形勢を制して居らるゝところの諸君の本心に率由することゝ、御理解あらんことを望

みます。(拍手起る)

首領の發言を望む

尙且本員は此議會の靜肅竝に謹嚴を保たんがために、多数黨に要求があるのでございます。凡は今回の議會に於ては半ば歐羅巴諸國の法規に倣つて、黨派別に列を立てられたと云ふのは、本員も此原案を提出するときは、やはり署名者の一人で同意して居つたところでありませぬ。是の如きものは、議會の一進歩と思ひます。願はくば一步を進めて、此議會を整理するところの任を、多数黨の首領が進退せられんことを望む。(拍手起る)貴重なる議員に輕重の差はございませぬが、唯惜むらくは恆松君は如何なる位置を有つて居らるゝか、議會を進退せられると云ふのは、多数黨の首領のために、甚だ汚辱ではないかと、本員は感じて居ります。(拍手起る)議場の神聖を保つがためには、一つには議長を要します。一は政黨首領の慎重なる態度

を要します。折角議席を別けらるゝ位の御考へがあるならば、願くば兵卒と申し
ては失禮でございますが、平の御方に議會の進退をさせて、傍聴者並に國民をし
て、議會を輕蔑させると云ふ端を開かぬことを、本員は切に要求するのでございま
す。(拍手起る)本案に就ては、原案の如く此繭と云ふものに、一割の課税せられる
ことを希望致しますので、修正案に對して一割を増すと云ふことに反對を致します。
それから次に本案に於て米及靱の輸入税を削除する意見で、之に通ずる箇條を改め
ると云ふだけの主張でございますが、本員は素志に違ひますけれども、餘儀なく本
員は前案に對するところの主張を、此の條目に依つて吐露したいと思ひますから、
本員は意見の行はれると行はれざるとを問はず、議會は國民に依つて重きをなすも
のでございますから、議會として國民に告げる意志を本員は有つて居りますので、
願はくば一回の發議であるがために、政黨の首領諸君は、恆松君の發議を制し
て議會を靜肅にせられんことを、再度要求致しますのでござります。(拍手起る)本員は

全體此案の組織に就て意見を有つて居るのでございますから、發して矢張り織物税
の議論となり、鹽專賣の反對となる御決定に付いては、先程發議せられたものに同
意であります。

政府の課税方針

租税に付ては、寧ろ政府案の方に近い意見を有つて居ります。全體租税に付きま
しては、政府が所信を貫かなかつたのが全く誤りであつて、若し租税に就いて政府
が道理あるところの調をして所信を貫いたならば、煩瑣苛酷の税を各目に加へずし
て、此議會は優に軍費を供給するの途が開けたことであらうと思ふ。惜むらくは、
政府の當局者は、多數黨の誤れる輿論の如きものに、重きを置くと云ふことは、本
員滿腹の反對でございます。詰り確實にして取り易き租税をば、多數黨の反對のた
めに之を削除輕減したと云ふことが、全體の案をして煩瑣苛屑取悪くして、收入少

に、國民に多くの迷惑を掛け、尙生産を涵養するところの原動力を傷けるの、見悪くき修正案となつたと、本員は斯様に信じて居ります。此事が若しも委員會であつたならば、本員が各條に向つて素論を發表する譯でございましたけれども、茲は本會でございますから、一回の演説に之れを聯ねて、御話する積りでございます。或は斯様に申すでございませう、軍國の議會であるから、總て讓で穩にしたい。誠に其通りでありますけれども、若しも此の如き重税——國民に取つては少數なる中産以上のものに課することを薄くして、國民の大多數を占めて居る、而かも國法に依つて徴兵の勤めに服して居るところの、生計最も難儀をして居るものに、多くの消費税を掛けると云ふ此殘忍なる案に、一言の反對もなくして、議會を通過せしむることは出來ないと本員は思ひます。それ故に此理由と並に政府の弱點を擧げて、本員は論ずる積りである。如何にも本員が發議致しますところの目は短いものである。委員會修正案に於ての繭、原案に於ての米、此輸入に反對するのでございま

すが、議論は全體に涉りますが故に、其全體の項目を擧げて見ますれば、帝國全體の經濟策に關係するところの問題であります。國民は不利益で、軍國財政のために危険を感じますものと、尙又之に附帶して、政府官吏の風紀が如何にも破れて居ると云ふことで、本員は論しなければならぬ。「謹聽々々」と呼ぶ者あり幸に議長が特別の宣言に依つて、此二目を併せ論ずることを得たのは、本員の幸とするところでありますが、先づ以て本員が疑を容れなければならぬのは、政府より提出されるこの原案を見ますと、随分細瑣苛酷に涉て氣の毒なるところの國民にまで涉つて居るのに、何故に原案には此輸入繭と云ふものを漏されたかと云ふことを、第一に疑はなければならぬ。之を漏されるには漏されたゞけの道理がなければならぬのであるが、何故に政黨の交渉に應じて、之を容れられたかと云ふことが、政府の深き弱點に乗せられたので、そのために是の如き見悪きところの修正を容れられたものと、本員は思ふのである。殆ど道理がない。是等の如き綿密に調べ上げた苛酷細

瑣の原案の中に、何故に輸入繭を漏らされたのであるか。若し之に相當道理があるならば何故に彼の交渉を容れたのであるか。政府には一つの所信なく、租税に對する主義なしと嘲つて、之に冷評を加へて置けば足りると思ひますが、政府は此輸入繭に課税すると云ふことに、反對の意見を有つて居ると本員は推測するために、其理由を述べようと思ひます。抑々本案には唯繭と書いてあつて、尙各種と括弧を入れて書いてありますが、此繭は如何なるものであるかを知つて、修正案を出されましたか、本員は甚だ之を危むのであります。此繭は如何なるものであるかと云ふことは、農商務省が夙に巨額を費して、人民の生産に課税をして居るから、萬承知である。是れでどれだけの金が取れるか。其金は俗語で云へば所謂輕微目腐金を取らなければならぬために、之れを入れると云ふことは大藏の當局者は百も承知のことである。それに拘はらず、尙之れを入れると云ふことは畢竟政治に就て自ら信ずるところの脚が立つて居らぬ、ヒョロ／＼して居る結果であらうと、本員は嘲ける。

然らば此繭と云ふものは、何ものであるかと云ひますと、恐らく初めに之を入れた御方は、國民にそれ程親切な御考へでなく、眞に調査せられたのではないと思ふが、若し一點親切の心があつて、此事や誠に文字に於ては僅かなりと雖も、取るところの金額僅に二萬五百何圓と云ふものでござりましても、全體の經濟政策並に之に依つて如何なる國民が、貿易上の進路を開いて居るかと云ふことに、考へ至つたならば、直に之を抛つてしまはなければならぬと思ふ。

繭の輸入税

文字を見ると唯繭と書いてあるから、總て日本内地で産出するところの繭と思へば、大なる間違ひである。日本は世界屈指の養蠶の國である。此養蠶國が何故に外より繭を入れるや。此の繭は日本の蠶と類を異にしたもので、其專業の人は稱へて玉繭と稱するものである。一體繭の精良なるものは、楕圓形を爲して居るから、此

の二つの蟲で一つの繭を作ると、出来損ないが、圓をなすために其の形に依つて玉繭と稱するので、全く内地に多少生産する精良なる繭とは違つたものでございませう。此違ふものは何處から來るかと言へば、是は支那から這入る。此の履歴を知つて居るものは、此少額なりと雖もナカ／＼後來に望みあるものであると云ふことを、記憶して居らなければならぬ。黄繭は支那に出來ますが、日本の繭とは性質を異にするもので、其性質に於ては劣つたものである。多くは佛蘭西に輸出して佛蘭西で玉絲となつて、是が織物と化して、轉じて支那に這入る。或場合には日本の市場に現はれたものであります。幸ひ航海の便利と距離の短いのと、日本の特種なる手の巧みな國民と技能とに依つて、近來は佛蘭西に行くものが、轉じて日本に入ることになつた。此日本に入るものが、如何なる形に依つて尙富を増すやと申せば、是が玉絲となつて、輸出品の紋羽二重になつて、價を増して外國へ出るものであります。尙外國で此玉絲を要求するがために、絲を以ても外國へ行くのである。畢竟是

が原料であつて、國民の丹精なる手細工に依つて此産物に富を附け加へ、再び外國へ輸出するところの玉絲、竝に玉絲に依つて織出す原料になるのである。此原料は即ち日本の工藝政策を増して、國力の源を涵養する大切なものである。然れば先年支那と日本の戦の後に協定稅率を新に定めたときに、どう云ふ望みが全國に起つたかと云ひますと、支那では此繭を日本に輸出するときに、五分の輸港稅を掛けてある。是がために此の繭が高くなつて、日本の工業の妨げをするから、之を除くことを政府から支那政府に掛合つて貰ひたいと云ふことが、全國の此の事業に心を寄せ居る者の決議となつて、政府に要求したのである。國民の意志は此玉繭の日本に入るが多からんことを望むのである。是が倍若しくは數倍となつて再び外國の富を吸収する原料となるのでありますから、原料には稅を掛けぬと云ふのは、三尺の童子と雖も之を知つて居るのである。或る週間以前に文部大臣が議會に於て、新知識の乏しきを憂ふと云つて歎息したと云ふので、議會の或る方は、之に向つて不

平を唱へられました。若しも新知識舊知識の別なく、物事に向つて細密なる考慮を要し、並に國民に向つて一片の親切の心があるならば、特に軍國の議會に於て、國民の富力の源を妨げることは避けなければなりません。多くの國力を増長せしめて之に依つて軍人の後援たるだけの精神を有たなければなりません。斯様に思はれたらば假令新知識にせよ、何も是の如きものに向て税を掛ける目を加へる必要はない。此點に於ては不幸にして本員は、列席の文部大臣に同意せざるを得ぬのであります。(笑聲起る)尙誤れる經濟思想として、外國から入るものは成るだけ拒絶したいと云ふ時勢遅れの考へを有つ者が有りますが、此時勢遅れの知識を有つた者も、此目に向つては決して同意することは出来ないものである。それは何故かと云へば、日本は有名なる養蠶國である。是が絲となり、織物となつて、實は今日渤海黃海の邊に敵を敗る軍艦軍器も、又此金力が元となつて國力を強めて居る。なせ内地の養蠶と是が矛盾して居らぬ、競争して居らぬ。其證を挙げよと云へば本年の十一月、

大日本蠶種會と云ふものがございまして、此蠶種會が繭の輸入はどうか税を掛けないやうにして貰ひたいと云ふことを、全國一致で可決しました。是は農商務省では知らぬことではないのであります。農商務省は、本員が此案に對して調べたよりはモット細かい計算を以て居る筈でございしますが、農商務省は此決議を知つて居る。是はどう云ふ會かと云へば、蠶種會で即ち繭を育てますところの蠶に向つては最も利害の關係の深いものが、此玉繭を支那より入れるのを便利にしてもらひたい、此税は課せないやうにして貰ひたいと云ふのを見ても、内地の養蠶と全く特別の種類で、是非共是が入らなければ、現在成立つて居る國力を涵養し、外國の貨幣を日本に引付けるところの主力たる製造者が、原料を得るに苦しむのであります。是の如きことを顧みても之をやると云ふことは、實に無學無智の結果と、失禮ながら申さなければならぬと思ひます。若し此言が失禮でありますならば速に其理由を以て本員に當たらんことを、本員は切望するのであります。且又是が人民の生活に及ぶ

影響を論じますれば、是の如きものは他に稼ぎのないものがやるのである。農家の少女子、是等の婦女が重き鋤鍬を取ることも出来ず、耕す田地がないものが、相當の収入があつて、之を外國に輸出して、間接には國力を養ひ直接には已れの家を濕す原料であるのでござりますが、一朝是の如きものに税を課したならば、支那の出港税は既に五分で、之を除くことを希望して居るところの國民が更に之に一割税を、我海關に於て掛けますることになつたならば、此原料を杜絶するのでありますから、詰り國力を弱めるところの妨害的立法と、本員は之を排斥しなければならぬ。此の課税の結果は如何になるか。内は此憫むべきところの細民の職業を奪ひ、尙國力を打撃して、折角多年經營辛苦して日本に引寄せたところの此支那の繭は、移て佛蘭西に參るのでございませう。戦後の經營に至つても、是の如きものに向つては、大に立法家が注意を加へて、國力を涵養しなければならぬのに、何事ぞ、此の如き愚かなるところの目を加へて、此議會を侮辱せんとせらるゝや、本員は之を理

解するに苦しむのであります。尙又之に依つてどれ程の金を取るか。茲に至つて本員は天を仰いで歎息し、尙ほ地に俯して笑はざるを得ぬ。あさましき、小さな了簡。二萬五百八十一圓、是だけを取りたい。七億の巨額の軍費を議する議會か、二萬五百八十一圓を取らんがために、此愚なる目を加へて、委員會に於て削除せず、麗々しく印刷して本員の席まで配られるに至つては、本員は愚かなる決議、粗末なる決議なりと嘲けらざるを得ぬのであります。政府も定めて、吾輩が同僚議員諸君に告ぐるところを、諒とせらるのであらうと思ひます。抑々政府は何故に斯の如き愚かなる案に同意をせられたか、是に於て本員は大に政府に向て不足を鳴さざるを得ぬのであります。巨億の軍費を要求したる大藏省が、僅かに此二萬五百八十一圓を取るために、國産を打撃して國民の職業を奪ひ、是の如きあさましき結果を見やうとは思はなかつたであらう。蓋し賢明なる政黨の首領、竝に之が後楯となるところの政黨の多數、竝に其精華とも稱すべき賢明なる委員諸君が、政府に要求されるに至

つては、唯驚くの外ないのである。然らば農商務省は之を知らないものであるか。農商務省は飽までも知つて居る。大藏省も之を知つて居る。大藏省が知つて居ればこそ、議案に出さなかつた。然らば何故に大藏省並に農商務省は、之に反対せざるか。茲に至つて本員は再び文部大臣並に農商務大臣に、痛撃を加へるの機會を得たりと思つて居ります。

官吏の無氣力

今日の憂は實に官吏の氣力の衰へたのである。之と同時に國民の氣力が衰へたのである。是と同時に國民の反射たる議會の氣力が衰へたのである。それ故に、主として之に抵抗するだけの氣力が政府にない。「簡單々々」と呼ぶ者あり本員は尙ほ之に倍だけの時間を取つて、詳しく議論をしなければならぬ。若し簡單を望まらば、政黨の首領諸君が討論終結の動議を發せらるること、恰も英國の議會の如

く、規則あり秩序ある進退をせられんことを望みます。兵卒に等しき平の議員は斯の如き重大なる問題に向つて、喙を容れて妨げられざらんことを望みます。然らば大藏省が之に同意をし、農商務省が之に同意をしたのは、何であるかと申しますれば、官吏の氣力が衰へ、制度備はつて氣力衰へ、知識進んで義が衰へたのである。已れの利害已れの俸給已れの位置に關せざることは、國利民福を破つても一日の安を偷むと云ふ精神が、此法外なる目として現はれたに違ひない。若し文部省並に農商務省其他の人が、官吏の中の新知識を誇るならば、本員は前に文部大臣に同意をしたと同じ精神を以て、知識を勵まして氣力なき「ハイカラ」的教育は、役に立たぬと云はなければならぬ。今日濟々多士でありませう。官吏登用規則で色々なものを取つて、皆新知識の連中である。斯の如く國民の害になるものに向つて彼等が見て新知識に乏しく、後れたる政黨の諸氏に譲つて黙つて居るのでございませぬか。是で農商務省が殖産を勵ますなどは、笑ふに堪へて居る。本員は若し文部省農商務

省が是の如く怠慢で、是の如く無氣力ある新知識を養つて、已れの位置より外に考へない様な官吏を養成せざらむことを望みます。それが出来なければ、文部省も農商務省も、政費節減の結果として廢止せられんことを本員は望むのであります。(拍手起る)是の如き理由に依て、本員は此目の、委員會の笑ふべきところのものに掛ける税を、廢せられんことを望みます。

米の輸入税

更に進んで本員は是より大なる、是より重き關係ある米の輸入税に反對する理由を述べなければならぬ。此米に就いては、本員は二つの疑問を有つて、當局者並に之を可決したる政黨の多數の諸君、賢明なる委員諸君に問ふのであります。之は軍國の收入増加の目的で、輸入米に一割五分を掛けられると云ふのであります乎。抑々内地米保護の目的のために掛けられるのである乎。若し二つの目的を兼ねて居ると云

ふならば、私は、二つ共に反對の結果で重大なる影響を國民の頭上に加へて、不幸なる結果を見ようと思ひますから、是より其理由を諸君の前に披陳説明しなければならぬ。政府は第一の目的に於て、輸入税に於て三十八年度には百五十二萬二千圓、三十九年度即ち全き年の總額を合せて、三十九年が三百八十萬五千圓と云ふことを、内閣總理大臣の官邸に於て示されたことで、本員が見て居ります。後の修正は政府の本意の説明とするに足らぬ。是に政府は一割五分の税を掛ると云ふ前の説明が、最も大切なる要件であると思ひますが、全體の關税を入れまして、それで僅に百五十二萬二千圓を三十八年度に取り、尙三十九年度に三百八十萬五千圓を取ると云ふのでありますから、此内米でどれ程取るか分らぬ。若し委員會に本員の口を開くことを許されたならば、本員は此目に付いて、もつと追窮する時間があつたであらうと思ひますが、多數の意見に従て、本員は本會に於て之を述るかために、自信なきところの政府に質問するの必要を感じなかつたのである。それ故に是から此

中の内譯を、本員の腦底に推定したところで議論を立てなければならぬ。總ての關稅に於て、一年に取つて三百八十萬圓、六箇月以後に取つて百五十二萬二千圓と云ふのでありますから、此中から、米を引抜きますれば、八十萬か百萬圓、全き年度に於て二百萬圓を超へることはない、本員は信ずるのであります。八十萬圓二百萬圓の關稅を米に取つて、其影響は國民に如何なる打撃を與ふるか、我國の經濟政策に如何なる影響を及ぼすか。本員は議論の便宜上、先づ内地の人に及ぼす影響と輸入米の如何なる結果を持つて居るかと云ふことを、説明したいと思ひます。我國の人口は維新以後封建を破つた時の計算に據れば、二千五百萬と云つて居るが、近頃五千萬と云ひます。之は臺灣を合せて言ふたのでございませうから、此中より臺灣の人口を米の問題のためには引かなければならぬ。計算の便利のために、假に五千萬の人口と假定して議論を致しますが、實は今日の經濟事情は、如何なる豊年と雖も外國米を輸入しなければ、此五千萬の人口に對する經濟の位置を持たせるこ

との出來ないのは、統計表に依つて歴然たるものであります。尙又此米が唯だ這入るばかりではなくして、足りないから這入るかと思ふと、中に餘るものがある。それは外國へ出すと云ふ事實も知らなければならぬ。それ故に本員の議論の架空に涉らないために、統計的數字で御面倒でもございませうが、諸君の御清聽を煩はします。三十五年には、米の輸入が千七百七十五萬圓。三十六年度には、五千百九十六萬圓。三十七年度には十月迄で、五千三百十九萬圓。是の如く米が這入つて居る。是には色々附帶した事情がございますけれども、一昨年のは米が這入らなかつたが、それですから輸出米は、三十五年は六百六十七萬圓。三十六年は四百九十五萬圓。三十七年は四百十七萬圓。即ち本年の如き前代未聞と稱へられて居るところの豊作の年に於ても、尙五千三百十九萬圓の輸入米があつて、之と同時に一昨年は最も米の出來なかつた年でありませうから輸入米が六百六十七萬圓ある。此現状を如何に諸君は説明せらるゝか。之は人民の生計低く、高き米を金に換へて、低き米を外

國から引寄せなければ、今日の工作の賃銀を保つことが出来ない」と云ふことを説明して餘りある統計表であります。一昨年の如き、若し外國米の輸入がなかつたならば、米産地と稱するところの奥羽地方北越地方は、餓鬼を出すこと恰も舊幕時代の慘狀であつたらうと、本員は思ふのであります。幸にして外國の輸入米があつたために此慘狀を免かれたので。今日は又軍國必要のために、馬糧の需要のために、我國の麥が軍需品として出て居る。軍需品として政府へ入れられたために、其闕を補ふ必要として、本年の如き豊作にも、やはり西貢米並に朝鮮米——朝鮮のは上等でございませうから、是には當らぬかも知れませぬが、憐れむべき細民は西貢米——俗に所謂南京米を内に入れて、之を以て生活を支へて居る。憐れむべき其稼人を、海外の戦場に出して居る家族も、亦此米に依つて一日の安を保つて居るのであるが、試みに之一割五分の税を掛けましたならば、此價は如何に變動を致しますか。一石を十四圓と建てまして、之一割五分の税を課しますれば、二圓十錢だけ直段が

外國米に騰貴を來たさなければならぬ。其騰貴を來しました結果は如何でございませうか。海關税の性質として、内地の米も騰貴を來たさざるを得ぬことでありますから、一般の米價は必ず騰るのであります。又騰つたのは如何なる影響を工業の發達せんとする我日本に與へまするか。工業の賃銀は不景氣のために低くして、己れの生活を維持するところの米の直段を騰げられると云ふことは、如何に日本國內の經濟に變動を與へまするか。此事に至りましたらば、言はざるところの民のために、此國會に於て國民の意志を發表するところの議員あれかしと、本員は望んで居りましたが、不幸にして、大多數の政黨は兩黨の頭數を合せて國會の過半數を制して居りますところの國家の華精とも稱すべき賢明なる諸君は、此憫れむべきところの結果を顧みずして、政府に同意せられたのは、本員の深く國會の性質として、痛むところである。國家は國民の利害を切に代表すべきものであるのに、是の如き反對の決議を委員會の中に入れられたのは、本員の最も驚くところである。是がどう云ふ

農とは何ぞ

本員は是に於て農の文字を分析しなければならぬ。人動もすれば農を憫れむべき者と申しますが、是は支那の古き詩や文を読んで、農は憫むべきものと眩惑せられたので、若し文部大臣をして新知識の議會に多からんことを望ましめたならば、所謂「ファマア」——「ファマア」と云ふことは農夫である。此の農夫は地主である。此下に小作人があつて、粗末なる思想を云現はす文字が、一の農の字で、地主と小作人とを付合せた、古き書冊を読んだ者の考へであらうと思ひます。憫れむべき小作人は、己れ米を作つても、終年米を以て生活するものにあらずして、價が良ければ賣りまして、尙廉き麥を買ふとか、それも及ばざるときは、外國の廉き米を以て生活し、其傍ら其妻或は娘は機を織りて、賃機を織つて、廉き米を買入れるのが、

日本人口の多數であると云ふことを記憶せられんことを、本員は望むのである。而して米が騰つてどう云ふ影響を現はすかと云ふと、地主の利益にして、小作人の不幸、並に一般の労働者の不幸で有る。日本をして海外に力を伸ばさしめんとすれば、唯今の經濟の事情でやると云ふことは、本員に夢想することは出来ない。どうしても西歐羅巴に於けるところの英國の如く、此海運と人工、幸に天の與へたるところの石炭を利用して工業國となつて、新に軍人が吾々に勢力範圍を與へるところの地方に向て、工業を供給するだけ大膽遠慮あるところの政策を採らなくてはならぬ。日本帝國をいつ迄も、元の島國の中で作つたものだけで、中に押合つて過ぎよと云ふ政策を國會が表明するのは、實に笑ふに堪へたること、本員は思ふのである。試に其近いところを申して見ますれば、現在朝鮮は、政治上には全然獨立して我友邦に相違ないけれども、併しながら、帝國が自由寛大の政策を採りましたならば、最早朝鮮の經濟と日本の經濟は、其共通社會となるのではございませぬか。此

朝鮮から来る米にも税を掛けて、日本は島國で閉籠つて居やうなど、は、實に小膽極はまる經濟政策と本員は又嘲らざるを得ぬのであります。そこで此中に籠るところの、所謂蠶蝶の壺燒然たる小膽なる政策を採りましたならば、少數の地主のために米を高める。米が高まるために日本は徳をしたなどと思ふのは、實に笑ふに堪へたところのものであると思ひます。二圓騰貴致しますれば、日本の一番良く出來ました年を四千萬石と建てますと、一億圓の騰貴を來します。一億圓の騰貴を來した價は、何人が拂ひますか。米を買ふところの残らずの人が、皆之を拂ふのであつて、一億圓は何れへ落るのでありますか、是は土地を有て居る人に落る外仕方がない。其故に本員の考へでは、是の如き課税は小農に損が往きます。小作人は苦しみ、中農は利害相半ばし、大農のみ利益すると云ふことになるであらうと思ふ。併しながら是亦大農は諸君の思はる、程の利益を得ないが、先づ利益の點から本員が論じますれば、本年政府は原案として地租を出された。それを政進兩黨で一分二厘を減

らした。其結果は多分千百萬圓位の減じにならうと思ひますが、此千百萬圓の地面の方に負擔があるから、せめては米を騰げて貰ひたいと云ふ、——斯様な心で此一割五分に同意せられるならば、吾々は實に斯の如き人に向て、其面に唾せざるを得ぬのであります。何故ならば、國家の運命を賭して、さうして、己れの愛するところの子弟を戰場に送て、世界に勇を争うて居る。斯の如き危急の場合に、一方に血税を掛けられたから、一方に米を高めて貰ひたいと云ふ。其結果は如何であるか。出したところは千百萬圓にして、課するところの米の代價、物價の騰るところのものは、米を五千萬石と建て、凡そ一億萬圓の騰貴になります。然らば是の如き計算に依りまして、本員の豫想する如く米が騰りましたらば、千五百萬圓の租税を出して、一億萬圓の釣を取りたいと云ふ、卑しむべき性質であると本員は思ふのであります。政府が是の如き粗末なる議案に同意せられたのは、政府に自信なく、外に對しては、國民の後楯に依つて、列強と勇を争ふなど、仰しやつても、議會の

多数に遭つては、鼠の如く閉口せられるから、斯の如くなるのであると本員は思ひます。此一億萬圓を地主に與へて、軍國のために、子弟を戦場に送り、並に國民の運命を賭してやつて居るときに、地主だけ保護しようなど、云ふことは、國民に對して相濟まぬ。本員は國運のために歎息するのであります。是の如きことを議會に向つて喝破するもの、一人もなからしめたならば、國會の汚辱であると云ふことを、多数諸君の意志に逆で、本員は明言するのである。尙是よりもうちつと、間接に害の恐るべきものを挙げますれば、諸君も御承知の如く、日本の物價は米に依て支配せられるのであるから、米の値段が騰りますれば、總ての物價が騰ります。此結果はどうなりますか。大農は賣るところの米多くして、買ふところの需要品が少ないから、是は害が往かない。中農は賣るところの米と買ふところの物品とが相當りますから、利害は平均します。小農並に勞働者、小作人に至つては、高き鹽を買ひ通行税を拂ひ、此上高い衣服税を拂ひ、尙米まで税を課せられて、地主に事へるとこ

ろの義務が、何處にございます。本員は斷じて斯の如き事は許されぬと思つて居ります。(「戦争中だ戦争中だ」と呼ぶ者あり)議長に許されたる時間は本員の占領して居る壇上でございます。——之が經濟政策に如何なる影響を與へますか。一冊の新知識と特に私は申しませぬ。舊知識でも宜しい、少しばかり經濟書を読みまして、歴史上でも、經濟上でも、御承知のこととございませうが、食物の騰貴は即ち賃銀となつて、日本の製作品の騰貴は即ち、海外貿易上競争するところの弱味となるのでございます。此弱味を憚らず、斯の如き問題を輕々に議決せんとするのは、本員は深く日本のために、憂ふるのでございます。此處に又所謂似て非なるところの新知識に向つて、文部大臣の警省反顧を請はなければならぬことがある。或論者は、諸外國でも米に税を掛けて居るところがあると、斯ふ云ふ。それ故に日本でも米に税を掛けるのに何の不都合があるかと云ひますが、之はどう云ふ人の口から出るかと云ふと、所謂農學士と云ふ人である。是は文部大臣が稱して新知識と云ふ連

中でありますが、此農學士なるものは、實は一箇の職人である。己れの修めて居るところの技術に詳しいことは、恰も碁打が碁は強いけれども、常識は發達して居らぬと同じことで、此農學士は、唯肥料の割合、土地の味ひを知つて居るので、一般常識を以て判斷すべきところの國家經濟に向つては、間の抜けたる碁打ちと少しも變らぬ。是の如き役に立たざるところの、常識の闕けて居るところの職人が、何を知つて居りますか。此職人はどう云ふことを考へて居るか。本員は其理由を説明するよりは、例を以て是の如き人の頭に一鍼を加へたいと思ひます。諸外國で米を常食として居る所はない。印度支那は之は別段であります、其新知識と稱するところの外國と云ふは、歐羅巴の北部の人を指すのでございませう。之は印度を航海しましたところの人が覺へたところの「ライスカレー」、一皿の中に米が盛つてある。英國あたりでは決して常食として居りませぬ。重みに日本の米が出まするのは濠洲あたりの新もに開けたところで、之を製造品に使つたり、或は歐羅巴諸國へ行き

ますると、之を食後の菓子の代用に、砂糖と混じて柔に焚いて使て居る。丁度こちらの菓子と同じで、製作品は如何なるものであるかと云ふと、織物を練りました後に使ふ糊にする。もう一つは今日本員等の「シャツ」とか「カラー」を洗濯する糊に使ふ。此糊に課するは恰も、「ゴム」に課するか如く、食後に使ふところの菓子に課するが如くである。日本の如く上下四千五百萬、五千萬の人間が、日常闕くべからざる米を食ふところの國は、何處に在りませう。外國で「ゴム」に掛けたり菓子に掛けたから日本常食の米に掛くべしと云ふ。此位論理が間違つて居れば澤山で。是の如き無氣力無常識の「ハイカラ」を澤山文部省で仕立あげるのは甚だ迷惑である。國民に親切なる、氣力ある、新知識の學生を出さむことを、本員は望むのであります、是は覺束ない。何故ならば之を仕立てる官吏自身は無氣力であつて、其下に氣力ある新知識の「ハイカラ」が出やう譯はない。「(ヒヤ々々)」と呼ぶ者あり」「簡單々々」又は「黙れ」と呼ぶ者あり) 本員は許可を得て居る間は、有らゆる議論を茲に提出し

なければ止まぬのであります。是より第二の理由に向て申しますると、政府の無計算を咎めなければならぬ、併せて、委員諸君の無計算を咎めなければならぬ。前に申した通り、米の値段を騰げますれば、何處が一番損を致しますか。問はずして陸軍省が一番損をする。陸軍省が一番費用の多いのは馬糧と糧食であります。此馬糧は麥なり、兵隊竝に士官の食するものは米なり、之は豫算に熟練したものは即ち御承知でありませうが、之は陸軍省の大なる目を占めて居るのであります。假に内外の或は天幕の内に、或は氣の毒なる沍寒を冒して、敵と戦て居る人、是より出征せんとする内國軍人の頭に、一人前一石と云ふものを一人に掛けて見れば、五十萬の人に百萬圓の金を餘計に拂はなければならぬ。百萬の人に二百萬圓の金を餘計に拂はなければならぬ。前に申した通り、關稅で取る二圓と云ふものは、政府の懐に這入れは八十萬圓。次年に於て百二十三十萬圓位で。陸軍省は初年に於て八十萬圓を取つて、恐らく百萬圓を拂はなければならぬところのものであらうと思ふ。馬糧を

加へますれば、もうちつと多くならうと思ふ。本員は決して架空に云ふのではない。確たる證據がある。本員の知り得たところのものに依ると、百五十萬石の米を買入れて、大麥を二百萬石買入れたと聞いて居りますが、若もこの例に依つて來年も同じものを買入れる、もうちつと多からうと思ひます。戦が段々進んで、戦局が擴がつて參りますれば、多からうと思ひます。併しながら計算の便を計つて、米を百五十萬石、麥を三百萬石買入れるとして、一圓騰貴、二圓騰貴と定めて見ますれば、米に於て今の一割五分であるから二圓騰ると見る、麥の原價が廣いから一圓と見ると、米の百五十萬石に三百萬圓の騰貴。麥の三百萬石に付いて三百萬圓の騰貴。合せて六百萬圓を陸軍省が拂はれると云ふことは、無論ではないか。此事は本員の前に發議するのではない。本年御承知の通り騰貴して、陸軍省の損失せられたことは、竊に陸軍省當局者の不明を歎いたのである。之か地主のために保護する所の軍國の財政として、諸君が同意せらるゝのでありませうか。本員は一人たりとも、

斷して國民に訴へて、其非なる議論が此議會に成立つことを告げたいと云ふ素志であるが故に、時間を議長に請求して、此壇に登つたのでありますが、之は容易ならぬことでもあります。詰り陸軍省の損失になつて、此田畑の多くある持主に向て、一億萬圓の得を得せしめて陸軍省が是丈の大きな金を拂ふと云ふ、是程驚くべきところの論理に合はぬ政策はないと思ひます。假令平時に於ては如何なる論をなさるゝとも、此軍國の際には、陸軍省の費用を減じて裕かなる供給を圖るには、全國の地主諸君も同意せらるゝことであらう。恐らくは諸君を選んだところの其の國の選舉人は、之に同意せらるゝと思ひます。中間に蟠る或經濟政策のために、是の如き憐れむべき結果を此議會に現出すると思ひます。尙是より本員の憂ふところは、特に國家のために憂ふものは外でもない。諸君も飽迄御承知の如く、輸入税を掛ける品物ではない、内國の米に税を課すると云ふことは出來ない、鹽だけは出來るが、米は御決議はなさるまいと思ふ。然らば外國から這入つて來るのは、海關税は

六箇月猶豫をしなければならぬ。六箇月の間に米は無税で這入る。此這入るものは所謂見越輸入で、輸出超過となつて、來年の一月より來年の終り迄の間は、外國米がどしどし我國に這入つて來ると云ふことは、免れぬ趨勢であつて、之は本員の架空の想像にあらずして、前年北清事件の費用を給せんがために砂糖に税を掛けて、其間、税の制限を實行しなかつた結果非常な砂糖が這入つて、大藏省は大に狼狽し日本銀行は金貨の過出に驚いたではないか。尙懲りずに、砂糖よりもつと多いところの米の見越輸入を、六箇月間許して置くと思ふことは、日本の金貨本位に向つて大打撃を與へるので。色々必要な品物を入れられますところの、此必要な武器と殆ど擇まざるところの金貨を、此六箇月間門戸を開放して流出せしむるのは、何たる憐れむべき政策でございませうか。若し之を知らずとするならば、現在此事は政府の手を離れて議員の耳に入り、並に議案となつたるときに、既に内地に米がなかつたのは、諸君御承知でございませう。之を若し諸君が御承知ないと云ふなら

ば、文部大臣をして、新知識舊知識共にないと嘲り笑はしめるであらうと、本員は思ひます。現在開港場を御覧なさい。神戸でも、横濱でも、長崎でも御覧なさい。既に相場に手を出すものは、米の注文をして居るではないか。既に倉庫を建て、用意して居るではないか。外の品物と違て「アルコール」砂糖と云ふ如き、専門の人ばかり扱ふのではなくして、普通の人が手を出すことは、是亦新知識舊知識を通じて世間一般に知るところであることは、諸君御承知でありませう。米の輸入は砂糖よりも、「アルコール」よりも甚しい。是がため、軍國のために最も鞏固を要する金貨本位を危険にすると云ふことで。諸君が僅かに八十萬圓の海關税を取らんがために是に同意せらるゝのは、國民に背く議會なりと本員は斷言して更に差支へないと思ふ。軍國の財政を危くするところの、憐むべき愚かなるところの課税であると、本員は喝破します。全國に關係することを知らないのが、誠に新知識舊知識ともに闕乏して居るので、御氣の毒な話であります。斯云ふことがある。文部大臣は如何に

も小膽なる考へを以て、謹肅に政治を執らるゝと本員は思ふて居りますが、軍國の際、成るだけ外國の品物を内に入れないやうにしよう、成るべく金貨の外に出ないやうにしやうと云ふために、生徒に木綿の服を着ける、毛織物は着るなと云ふ内訓を出されたのを、新聞で見ましたが、誠に文部大臣は忠實なる、小心翼翼たるところの政略を執られる。大藏大臣は之と反對で、一割五分の課税をなして、六箇月間海關を開放して、米をどしどし入れさして、之で金貨本位が安全なりと思ふて居るのは、本員は文部大臣の餘りに小膽に驚くと共に、大藏大臣の餘りに大膽と出放題に、本員は驚くのであります。本員の日本に對する政策は、宇内の強國に列して雄を世界に馳せるために必要であるものを製作して、富を殖すことで、國民の經濟的並に衛生的に必要な毛織物位を生徒に禁ずる如き謹直は、要さぬと思ふて居ります。それから、もつと大膽なる政略を施して、小膽と放膽の政略を止めて、もつと辻褃の合つたところの、論理に合つたところの、計算に合つたところの政略を執つて、

國民と共に此軍國の政務を維持したいと、本員は思ふがために、是の如き理由を以て、米竝に靱の輸入税に反對致します。」

第三 鐵道國有法案

(第貳拾貳回帝國議會、明治三十九年三月十七日)

「諸君。本員は不幸にして、現内閣の提出せらるゝ重大なる議案に、皆反對せざるを得ざるの位置に立ちましたとを、自ら顧みて嘆息するのであります。本員は現内閣組織の始めに當つて、少なからぬ希望を有して之を歓迎した一人であります。それは首相西園寺侯の人格、竝に首相の財利に淡泊なることを、私は知つて居ります。又首相が夙に歐洲の教育を受けて自由の空氣を呼吸せられ、其爽かなる空氣を日本に傳へられたることを本員は記憶して居ります。それ故に、少なくとも前内閣に比して十中の半ばは、吾々の賛成すべき議案が本議會に於て見らるゝであらうと思つて居りましたが、不幸にして此希望は空想となつて、現内閣の命脈の係るところと認められたところの重大なる議案は、本員が皆反對せざるを得ぬ境遇に在り、今

日の議案も亦同じ運命に際會したのは、本員之を悲むのであります。且又首相が嘗て明言せられたところの言葉と反對であつて、誠意を以て國に臨むと言はれたのであります。本員の見るところに依ると、總ての議案を説明せらるゝに當つて誠意を何れのところに見出すべきかを疑ふのであります。本員は虚心坦懐少なからざるところの敬意を拂つて、内閣並に政府委員の辯明答辯を拜聴致しました。又少なからざるところの注意を拂つて速記録を通覽致しましたけれども、其答辯と云ひ、説明と云ひ、一も本員をして成程是の如き考を以て斯く説明せらるゝであらうと信ずべきところの分子を、其中に見出すこと極めて稀にして、誠意は何れのところに求むべきか、本員の疑ふところであります。既に武富君も説明せられた如くである。或賛成論者は、國有と云ふことは天然法の定めたる原則でもあるかの如く、我國の鐵道は國有でなければならぬと言はれた。其の趣意を細かに説明して、直ちに斷定を下されたる佐々友房君の如き御方もあります。竹越君に至つては稍々其理由を説明

せられましたから、其理由に付いて、尙本員は細かに批評を下さうと思つて居ります。西園寺首相は斯様に申された。國有主義は我國の元來確定したる主義で、一時私有を許したのは權宜であると言はれましたけれども、其例として引かれた我國第一の鐵道創立のときには、實は我國の程度は、國有私有と云ふが如き辨別は、我國人の思想の上に浮ばなかつたので、國民の之を企てるものがなかつたから、政府自ら之を企つたと云ふに過ぎぬのであります。若し西園寺首相が此事實を知つて、是の如く言はれたならば、虚偽である。知らずして申されたならば、政治上の經歷に富んで居られる御方に取つて、餘りに不似合なる事であると本員は思ふ。此事に付いては特に武富君が審かに述べられましたから、本員は詳しく述べませぬが、尙二述べなければならぬことがある。

日本の鐵道は英國を範とす

元來我國の鐵道が模範を英國に採つたのは履歴のあることで、我國の鐵道に功のあるところの井上勝君が、其の事を英國に學んで、其人の力に依て鐵道の起原を開いたのでありますから、勢ひ英國に模範を採ることは自然の結果であると思ひます。それ故に我國には明治三年鐵道を造りますときに、重きところの技師も、輕きところの技手も、英國人を雇ひ、其物品も盡く英國から入れました程で、其規則も英國流であつた。英國流は私立鐵道であるから、其後いろ／＼變遷は經ましたけれども、先づ私設鐵道の國と見て宜からうと思ひます。此事は其の時代に確定した事實であつて、國有主義と云ふものは我國の既往には決して成立つて居りませぬ。それから後どうであつたかと申しますと、明治十年以前に、元の岩倉右府が華族の將來を案じて、世襲財産として確たるものを持たせたい、それ故に世襲財産として官有鐵道を拂下げたら宜からうと云ふ議を立てられた。此事は當時の事實を記憶して居るところのものが、今日もあるのでございます。然るに此事の未だ行はれざる先

きに西南の變が生じまして、國事一變致しましたが、此經歷が依然として續いて居る。今日國有論者が頻りに打撃を加へられるところの、我國の私設鐵道の第一で、期限が長く其哩數も多くなつて居るところの日本鐵道會社は、抑々誰の誘導に依り誰の説諭に依つて成立つたものでありますか。岩倉右府が主として華族並に財産家を説諭誘導して、其募りに應じさせんがために保護規則を立て、さうして之を成立せしめたので有る。即ち政府の權力を持つて居る人が、之を誘うて建てられたものである。是に與つたところの古老も歴々として存じて居りますから、此事に一點の虚偽はないのであります。それ故に我國の國有鐵道の主義が確定したと云ふことを、若し知つて言はるゝならば、首相の説明は虚偽の説明である。知らずして言はるゝならば、是は事實に迂濶なりと云ふ謗りを免れぬ。それから漠然として、今日鐵道の經綸を定めて其基礎を立てなければならぬと云ふので、此大變革を國の經濟に起すところの議案を提出して、之を賛成せられた佐々君の如きは、大戰爭の後

に大經綸を建てた大議案を出したと、如何にも壯大なる言論を重ねられましたか、是は本員から見ますと、殆ど空中樓閣に過ぎぬと思つて居ります。「ノウウ〜」と呼ぶ者あり）空中樓閣に過ぎぬと云ふことを是から説明して、ノウウ〜と言はるる御方に答へようと思ひます。時期の問題に付いて、首相は斯様に説明せられた。來年度になると、種々經綸の事業が多くなり、最早鐵道の事業を考へて協議する暇がないから、先以て之を提出致したと云ふので、今日は最も適當な時期なりと説明せられた。それから軍事に係つては、最も簡単に軍事の必要と云ふ首相の一言に止まりますが、其の詳細なる説明は陸軍大臣の説明に依つて、其意のあるところを知りました。全體國有とか私有とか云ふことは、我國では近時の問題で、翻譯輸入の言葉であらうと思ひます。又國有でなければならぬと云ふ原則は、決して宇宙の間に存するのではない。政治と物理學とは、全く原則が違つて居ります。政治から云へば、其國の事情形勢時期等の利害得失の問題を以て、私有でなければならぬか、

國有でなければならぬかを決すべきで有る。どこに誰が極めて物理學上の原則として、國有でなければならぬとしましたか。本員は之を佐々君に問ひたいのである。本員は歴史に徴して、其利害得失を論じなければならぬと思つて居りますが、本員の理想を申しますれば、國の幹線大動脈は、國有であることを宜いと致します。此事は本員確かに明言致します。併しながら適當なる限期があつて、尙且今日私設の會社を買収して、之を國有となすに至つては、是は暴人の暴舉である。是非とも競争を此間に残して置かなければ、他の進歩が止むと同じ道理を以て、鐵道の進歩も止むと思つて居ります。「競争はあります」と呼ぶ者あり）

獨逸の鐵道國有

其競争に付いて本員は論ずるのでございますから、尙御聽を願ひます。しきりに獨逸の例を引いて獨逸が鐵道を買上げて、さうして大いに成功したと申されましたけ

れども、獨逸も諸君の申さるゝが如き成績を奏せず、又諸君の空想せらるゝが如き經歷に依つて、之を買上げたのではないと、本員は信じて居ります。始めて之を買上げますときに、幸漏西國の鐵道を統一して、殆ど幸漏西が獨逸聯邦の首位を占めて、此力を以て他の聯邦を統一する機關に備へたのでありまして、獨逸聯邦のものを、一時に買上げると云ふやうな暴舉は致しませぬ。又其財源は、我國の如く公債を殖してやつたのではなくして、佛蘭西より戰捷の結果得たる償金を利用してやつたのでありますから、經濟の上に於ても全く事情が違つて居ります。我國が封建を碎いて諸藩を統一する場合に於て、若し其時に諸藩に鐵道と云ふものかあつたならば、之を統一するところの必要も起つたでございませうし、尙又其間に幹線のものがあつたならば、此幹線を統一する必要が、恰も獨逸の聯邦を統一する必要と同じやうな形勢があつたらうと思ひますが、我國は前に申す通り、政府が誘導して、政府の獨力爲す能はざるところの地方に、鐵道を敷かしたのでございませうから、其力

の乏しきものは、今尙前きの如しと思つて居ります。今俄に政府の一手に取つて、其乏しきところの財源を以て、是に臨みまするならば、鐵道を修理改良をするのに、蓋し其人を闕き、其手を闕き、尙其財源を闕いて、是れより以後鐵道の延長と云ふものは、全く止むに相違ない。本員は此財源の上から、形勢の上から、竝に歴史の上から論じて、是の如き暴舉を一時に斷行すると云ふことは、斷然國利でないと思つて居るのでございませう。本員が理想を以て見ますれば、甲武鐵道線の如き、あれは主として政府が企つべきところの線路であると思つて居ります。本員は決して私設鐵道會社に固着するものにあらず、又國有主義が憲法の如く定まつて居るものとも思つて居らぬ。國の形勢と、當時の事情と、其利害得失に據つて判斷を下すのでございませうから、果して當初から首相の演說せられた如き、國有主義であつたならば、政府が何故に此甲武鐵道——東京から八王子に至る短い線路を、私有線に許したか。是が抑々政府が迷つて居つた、政府に一定の主義の無いと云ふ確證であらう

と思ふ。あれは中央鐵道の吐口であつて、中央鐵道があれより延長して、甲信の地を貫いて、難路を通つて岐阜縣下に向つて往くところの、我國の脊髄難線である。此難工事は、政府が大なる負擔を國民に負はしめて、其利益を一會社に與へて、甲武鐵道に許可したと云ふときに於ては、私立會社亦可なりと思つて居られた時代であらうと本員は思ひます。今日之を買上げるに、莫大なる金額を投じなければならぬと云ふのは、政府に確信のなかつた確證であらうと、本員は思つて居ります。日本鐵道の特許は英國流に出來て居つて、九十九ヶ年の特許を與へて、特許條約と云ふ不思議な文字が使つてあるのでございます。此時に當つて、國有の考なども毛頭政府に無かつたと云ふことは明白な事實であらうと信じて居ます。甲武線を許可し、尙炭鑛鐵道を拂下げ、日本鐵道其他のものを成立せしめたる同じ政府に、嘗て國有主義の無かつたと云ふことは、最早他の辯明を待たずして明かであらうと思ひます。

統一に付て

次に統一論であります。統一と云ふと、誠に文字が立派で、彼の大經綸とか、大經濟とか、大發展とか云ふ、彼の虚飾の誇言を以て、人の耳目を聳動する論者は、統一云々と申され、政府も亦統一云々と云ふことを頻りに申されますが、是は唯一の口實に過ぎぬので、本員は事實を分析したならば、全く是は事實の問題にあらずして、一の口實であると思ひます。今日諸會社の分立して統一を闕くのは、全く政府の怠慢無能の事實を證據立てたもので、會社自らは是の如きことを世の中に現出したものでないと、斯様に斷言致します。是は私立鐵道法を讀まれたならば直ちに分るでございませう。設計から圖面から總てのものを悉く政府に差出して、政府が是に許可を與ふ。尙之れが検査をして、惡るい所があるならば、是を改造せしむると云ふ條件も出來て居るのでございますから、若し今ま

でることが、統一が無いが故に、後來も長く總ての鐵道を政府の一手に括らなければならぬと云ふことであれば、政府は今まで統一の意思なくして、是の如く錯雜したるものを現出せしめて、慌て、昨の夢の覺めたる如く、世の中に大變動を興ふるところの暴擧を企つて、過ちを繰返すものなりと言はなければならぬ。若し又運賃の上に區々に別れて居つて、統一が付かんと云ふことであれば、是亦運賃を定めるのは、此方から書面を出して當局の人が定めるのであります。茲に條を讀上げます「會社は運輸に關する規定を定め主務大臣の認可を受くべし。之を變更するとき亦同じ」と書いてござります。會社は旅客及荷物の運賃を定め主務大臣の認可を受くべし。之を變更するとき亦同じ。」「主務大臣は公益上必要と認むるときは、運賃の變更を命ずることを得」と書いてあります。是等を讀みましたならば、本員が無用の言を費やさずとも、竹越君が喋々論せられたところは、根柢より瓦解すると思ふ。運賃を上げるも下げるも大臣が定めるのである。定めることを定めずして、運輸の

規則がごたくして居ると云ふのは（無用々々の聲起る）是の如き無能無責任の人に、己れの持つて居る鐵道より二倍三倍の鐵道を預けて、それで完全なことを望み得べきか、甚だ疑はしいと思ふ。立法部の人は法律の大體は御承知でございませうが、此の規則は政府が定めたもので、鐵道の運賃が區々である、運輸の方法が別々であると云ふことを咎めるならば、何故に此權利を持つて居る遞信大臣を咎めないのかあるかと申さなければならぬ。設計も是の如く、運輸も是の如く、設立の條項皆是の如くになつて居て、是で尙手足が動かぬと云ふならば、是を無能と云はねばならぬ。（ノウウ〜の聲起る）尙其他のことを擧げて見ると、「會社は主務大臣の認可を受くるに非らざれば、鐵道運送に對し、何等の名義を問はず運賃以外の料金を請求することを得ず」と書いてあります。「會社は列車の發着時間及度數を定め、主務大臣の定むる規定に依り認可を受くべし。之を變更するとき亦同じ。」「竹越君は殊更に時間を違へて、他の聯絡を絶つ會社があると言はれますが、是の如き會社があれ

ば、會社の不埒と大臣の盲目を證據立つたものであらうと思ふ。是の如き法律があるに拘はらず、時間を變へていろいろの不便を旅客に與ふるものならば、法律無効の事實を政府は披露したものであつて、誠に濟ぬことと思ふ。尙斯ふ云ふ明文がある。「主務大臣は公益上必要と認むるときは、列車の種類發着時間及度數を定め、其施行を會社に命ずることを得」(「無用々々朗讀省略」と呼ぶ者あり)朗讀を省略することは出来ませぬ。言葉を話すよりは斯く明文を読んだ方が短かうございますから、省略することは出来ませぬ。是が證據でございます。竹越君が喋々辯せられたところは、皆空論であつたと、本員は一言して足れりと思ふのでございます。外國の例を引いて種々に申されますけれども、外國は日本の官省が私會社に臨むところの権力と非常な違ひがあつて、政府と雖も是に一寸の力を加へることが出来ないのであります。我國は之に反して、是の如く細密である。時間の規定、運賃の度合、設計の總ての條項を皆定めて、其役人までも替へることが書いてある。不適任と認

むるときは、主任の技師を替へることが出来る」と書いてある。「主任技術者を不適任と認むるときは、主務大臣は其の解任を命ずることを得。」それ故に鐵道會社の組立から總て運賃から、總ての遣り方は悉く大臣が唯私立會社に間接にやらせるので、直接には政府が之を監督して、其實、資本は民間の人が出して居りますけれども、支配権は間接に政府にあると云つても宜しいのでございます。今日私設鐵道の上の紊亂は、間接に政府の責任なりと論じて、少しも差支ないのである。権力が有つて其權力を適當に行ふにあらざれば、其責任を怠つたものと思ふのであります。是れから尙其上にも一つ確定した文章を本員は讀まなければならぬ。私設鐵道法の五十二條には(「簡單々々」と呼ぶものあり)簡單には出来ませぬ。凡そ二時間程はかゝる。(「分つて居る」と呼ぶ者あり)おだまんなさい。「主務大臣は公衆の安全の爲め官設鐵道に實施する事物を會社に命じて施設せしめ、其の他官設鐵道に實施する規則を私設鐵道に適用することを得。」茲に至て官設私設は殆ど規則上に

はないのであります。規則上の區別なくして、實際上に區別有るのは、言葉を極く軽く申しますれば、當局の人が意氣地が無いと云ふことを以て、此國有論の根柢の主張を拒むのが適當であると思ひます。それからして私設鐵道は進歩が早くして官設鐵道は常に私設鐵道のために競はれて、漸く進歩する形勢を持つて居ると本員は信ずる。是は運輸の點竝に線路延長の點皆然りと存じます。先きに武富君の申された通り、京濱間は長く五十五分を要して、本員も長く不便を受けて居りましたが、先きに電氣鐵道が出来て、二十七分で達することが出来るやうになつた。其他連絡の點は如何。聯絡は海陸の連絡を便利にするのが、鐵道の効用でありまして、港は國の出口捌口でありますから、旅客竝に貨物を速に鐵道に直接に上げると云ふことでなければ、鐵道の効用は半ば空しいと言はねばならぬ。我國の第一の鐵道なる京濱間は、港の連絡がない、此間を馬車でやつて居ること、實に三十五年と云ふは、何と緩慢なものではありませぬか。漸く今年豫算が出て、連絡線が是から着手せら

る、と云ふことは、官設鐵道は利益があつても利益がなくても、定つたる給料に割賦が無いものであるから、人情として政府の利益を高めて、會社も利益し公衆も利益し、共に其福利を享けやうと云ふ、其動機が成立つて居らぬから、是の如く連絡の上にも大なる缺點ありと云ふことを、事實が確證するのであります。是でも尙官設は私設に優り進歩ありと言ひ得るか。反對の人は其事實を擧げることが望む。運送に付いて申せば、富山直江津間は、是が繋がりますれば、東海北陸の間の連絡線となり、貨物の上、旅客の上に便利を得、利益を與ふるのであります。長い間豫定線になつて居りますが、此の線路は中斷せられて居つて、此循環鐵道の効用を遂げることが出来ない。是は私設か官設かと云ふに、別に文書を繰廣げずとも官設と云ふことが分る。此意は如何。本員は記憶して居りますが、中央鐵道をもつと早く延長して長野其他の縣から、中央の山間にあるところの物資を、廣く諸所へ運びたいと云ふので、此連絡の一日も速ならんことを望んで居るが、此線路が遅々たるが

爲めに、鹽尻近傍の村は數村聯合して郡に及ぼし、いくらか獻金をして、早く延長して貰ひたいと云ふ請願をする爲めに、調印を取つて居つたと云ふことを記憶してある。是は官線か、私線か。官線の怠慢是の如し。それから賛成論者は斯様に申される。若し官線にすれば寒村僻落まで線路を延ばすから、國民が利益を被むると言はれますけれども、山陰の方面の官線は如何。山陽は敷き易いと云ふ便利がありますけれども、山陽鐵道會社は軍事にも間に合つて遺憾なからしむる程の働をしました。山を一つ越へまして、山陰の鐵道は官線の領域でありますけれども、其土地の人民が非常な不便を受けて、屢々請願を議會に提出するのを、諸君は記憶はありませぬか。是は官線の領域であるか、私設の領域であるか。無論官線の領域である。既往の事是の如くに、官線が一時に敷けば、寒村僻落まで線路が延びやうと云ふのは、賛成論者は事實を根據とせずして、夢を見て居らぬかと本員は冷評を致します。(「ノウウ〜」と呼ぶ者あり)ノウウと云ふならば其理由を承りたい。前に申します

通り、本員は官線でなければならぬ、私線でなければならぬと云ふことに固著するものではない。國の宜しきに適して、早く人民のために便利を開き、運賃を薄くして、國力の發達を望むのでありますが、現在の事情是の如くに明かであるのに、官線に左袒して、唯獨逸の翻譯の文章を読むのが議會の能事ではないと思ふのであります。競争がないとは言はれますが、本員は競争があると思ひます。競争は、必ず並行線ばかりが競争と思ふのは、如何にも淺薄なる意見である。荷物の扱方から運賃の上げ下げが、皆是が競争である。然るに私線が却て廉にして官線が高い。此の運賃の競争から吾々が甚しい害を被らないのであらうと、本員は思つて居る。總ての競争は皆進歩の友でございますから、本員は競争を一切絶つて、空名の下に國有に統一せしむると云ふことに付ては、大いに諸君の反省を煩さなければならぬ。抑々山陽線の他の線路に比して進歩致しましたのは、別段の理由ではない。瀬戸内に往復致しますところの船舶に依つて旅客が便利を得、物が廉く往くから、山陽線は此

競争に促されて、旅客を大事に致します。旅客に對して左様に親切に取扱ふ線があるから、政府の官線が、さうどうも旅客を悪しく扱ふことが出来ない。さう運賃を高く上げることが出来ぬのである。尙共通の列車を許して貰ひたいと云ふところの願出を鐵道局に出したと言ふことを承つて居りますが、官線の方より私設線路に列車を貸さうと云ふことは管て無くして、却て不行届であると云はれる山陽會社が、政府の線路に自分の列車を入れて、往來の區域を擴めたいと云ふ請求を致したのを見ると、山陽の方は働掛けであつて、政府の方は受身である。是を較べて見ましたならば強弱の點は判然と分る。是は決して政府の當局者を罪する譯でない、制度の然らしむるところで、總て利益がありますれば、其利益が下に及ぶと云ふ商業的の組立と、總て規則で、規則に違はなければ反則にあらずと云ふ官營の組立は、根柢の基礎が違つて居ります。例へば長く鐵道局に奉職して居られた仙石君が、九州鐵道に入つて敏活に働かれて、彼を改良したと云ふのであるが、是は人の違ひにあら

ずして、制度の違ひから自分の力を伸ぶることが出来ると思ふ。今日の私設會社を、残らず統一して、總て政府の手に歸したならば、此固有の弊害たる無競争の害は、どうしても受けるであらうと思つて居ります。それから細かいところの聖數割の人數の使方も、政府の方が一哩に付いて多くなつて居ります。營業の上の利益と云ふことも政府の方が多くなつて、私設會社は少なくなつて居ります。是を明言して置きますが、一々讀むのは煩雜に互りますから止めます。抑々政府が鐵道國有を主張する主たる目的は、どこにあるか。軍事を主とするのであるか。國力の發達を主とするのであるか。首相の演説を承ると、民力開發のため運賃引下と云ふことも、本員の考へるところでは果して其希望を達せらるゝや否や、恐くは否と答へざるを得ぬと思ひます。然るに賛成論者の中には、此壇に登つて發言はせられませぬけれども、斯ふ事を言つて居られる。確に人に語つて申される中に、今後五千萬圓の收入を得る確實の官營事業は、鐵道を除いて外にないのであるから、是非是は國有にし

て、そうして政府の財源を助けたい、此理由を以て鐵道國有に賛成すると言はれた方がある。それになりますと、全く三つの目的に分れる。一は利源開發であるから、成るだけ費用を少なくして多くの荷物を容易に出させやうと云ふので、營業の費用が少なければそれだけ割合を下げて、多くの人々を乗せ、多くの荷物を出させると云ふ方にしなければならぬ。若し營利の目的であつたならば、高くして此差を多くして、政府の國庫を富ますと云ふ方で往かなければならぬ。若し又軍事を目的とすれば、軍艦を造り砲臺を造ると同じ考を以て造らなければならぬ。種々の内閣の權力は、首相の一身に集まるのでありますから、首相は陸軍大臣に左袒して、軍事の目的に専ら考へらるゝか。抑々亦大藏大臣に左袒して収益を目的とせらるゝのでありますか。此區別の調和如何と云ふことを、本員は承りたいと思ふのであります。此所は委員會にあらず。本員は不幸にして委員に漏れましたから、聽くことが出来なかつた。其故に今日此事を社會公衆と共に承りたいと云ふ質問を、此壇に發して

置きます。本員の考へる所に依りますれば、恐くは収入に陥りはせぬかと思ひます。軍事の目的もなか／＼要求が強い。収入の目的もなか／＼強くして、さうして遂に必要に迫られて、収入に陥らねば宜いがと本員は憂へております。政府の國庫は決して裕でない。裕と言はんよりは寧ろ窮迫して居る。常収入を以て常支出を償ふ能はざる形勢で、減債基金の如き誠に入組んだ機關を以て、此難事に處して居られることを知つて居りますから、是になりますと、若し政府の一手に是を集めて、此鐵道から収益が多くなつて、或論者が希望するが如く、大層利益があるに拘らず、此利益を収入の目的に使はれたら運賃の下がる目的が無く、從て國力開發と云ふ目的は塞がるであらうと思ひます。是に於て丁度兩大臣が此旨を答へられたことを、本員は速記録で發見した。或議員が、政府の直接の管理に歸して國有にしなければ、統一が出来ないかと云ふことを問ひましたら、作業局長の平井君は、完全なる統一は政府に握らなければ出来ぬと云はれた。誠に是は巧みなる答であつて、本

員の論ずる如く私設鐵道法で何故統一が出来ないかと云ふ間は、至當なる鋭敏なる議員の間でございますから、其故に漠然と統一が出来ないと云ふことは物を知つてある作業局長には言はれない。流石に此人は苦勞人である、完全なる統一が出来ないと逃げられた。其次は公債償還年限計算表と云ふものが出来て、此の年限表は幾年の後になると元金も返れば、儲かると云ふ表になつて居ります。是に向つて問を發すれば、果して此表の如くんば、誠に政府は徳があると阪谷大藏大臣は答へられたが、是も亦大藏大臣の腦髓では、此の計算を信用せられざるところの言葉であつて、大藏省はどうしても、此責任を執らるゝだけ暗昧でない、本員は大藏大臣の腦髓を信じて居るから、是は極めて巧みなる答辯で、果して此表の如くんばと云ふので、大藏大臣は此責任を免れた。誠にあぶないところの機關であつて、此機關の上は大鐵道を政府の手に歸さうと云ふは如何にも氣樂なるところの諸君であると、本員は笑つて之を評さなければならぬ。(拍手起る、此時發言者多し)尙諸君が御退

きになりまして一向差支ない。定足數の闕けるまでは本員はやります。(「ヒヤ／＼ヤルベシ」と呼ぶ者あり)空想を逞しうして、政府の手に歸すれば、儉約が届く、それ故に此割合を低めることが出来ると言はれましたが、本員の記憶するところに依りますと、政府の手に歸したる鐵道は決して此割合を低めることは出来ない。寧ろ唯今申しました四邊の事情に迫られて高めるであらう。競争を斷ちましたならば、一方には進歩が止つて、一方には競争を離れたるがために、割合を上げても乗らざるを得ぬと云ふ窮地に國民は陥ゐると思つて居ります。何故に政府を斯くまで本員が信ぜぬかと云ふと、最初より政府は此一般の通信機關、一般の運輸機關に依つて益を得ると云ふ方針であつて、其實際の費用を拂ひ切つてしまつたらば、後とは直段を下げるに云ふ方針を執つたことがない。寧ろ上げたことを本員は記憶して居る。前年地租増徴の案が政府から出ましたときに、衆議院は此割合を減じたのである。まるで否決は致しませぬが、政府が望むだけの割合を與へぬだけの修正を加

へたから、そこに政府が望むだけの額との差額が出た。此差を如何にするかと云へば、政府は斯様にやつた。確か山縣内閣のときと思つて居りますが、一は郵便賃を上げるので、一錢の端書が一錢五厘になつたのは此時で、國中平均二錢の郵税が、三錢に上つたのは此時である。是と同時に是は法律でなく、行政の一の命令で、是の如く出来るのでありますが、鐵道の運賃、此差に對する豫算の上には之を以て補ふと云ふことで、今日鐵道の運賃の上つたことは、此譯である。此實蹟のあるに、尙諸君は政府の手に歸すれば運賃が下がると思はるゝか。氣樂も亦甚しい哉と本員は思ふ。尙政府が之を上げる爲めに、私設鐵道も上げたのでありますが、是は國民の損であつて、政府の會計を殖やすと同時に、私設鐵道の利益を政府が媒介して殖やしてやつたと云ふ結果になる、既往の例是の如きものであれば、後來之を一手に歸して如何にして運賃を下げる望みを屬することが出来ますか。

寺内陸相の悲觀論

本員は緩急論に至つて、殆ど評するところを知らぬ位驚いた。何故なれば、首相は唯今申します通り、國の富を開發する、運輸を便にすると言はれるが、其一部の責任を帯びたる陸軍大臣の説明に依りますれば、是とは全く事實矛盾して居る。竹越君は戦捷後の日本は大規模を以て大に發展の勢を示さなければならぬのに、武富君は極めて悲觀であると言はれたが、本員は武富君が若し悲觀であるならば、寺内陸軍大臣は、極度の悲觀論者であると評さなければならぬ。軍事の間の連絡がなければならぬ。統一がなければならぬと云ふ議論があつて、果して日露の大戦の間に、どう云ふ有様であつたかと委員の一人が問はれたら、陸軍大臣は、斯様に申された。今回の大戦争は働きかけの戦争であつて、外へ兵を出したのであるから、相當に往つた。斯ふ明言してある、それは確に速記録に載つて居りますから、陸軍大

臣は多くの遺憾を私設官設錯雜して居る此線路に於て、感ぜられなかつたことは確である。百萬の兵と之に伴ふ軍需品の輸送が、相當に往つたので、殊に最も繁激なる衝路に當つたのは、山陽線と九州線であらうと思ひますから、是にして遺憾なくんば、私設鐵道は相當の役目を勤めたと思つて居ります。然るに陸相は斯様に申された。今回の働きかけの戦であつて、外へ兵を出したのであるから斯うである、けれども若し受身の戦で、外敵を引受けたときには、唯今のではむづかしからう。其の外敵を引受けて敵軍が我海濱に攻上つた場合を指して、受身の戦と申されたのでありませうが、此の受身の戦は陸相はまだ實驗がない。實驗がないけれども想像の上では恐らく是では遺憾があるだろうから、國有鐵道にして總てを丁度肱の手を使ひ、手の指を使ふ如くにしなればならぬと思ふ。是の如き大體の議論から進んで、其實例を示されたのは、紀州半島に敵軍が上陸した場合に、大阪附近に兵を送つて自由自在に動かすには、唯今の鐵道ではいかぬと云はれた。本員は實に大規模

の戦捷後の日本帝國が、海軍全滅して敵の陸兵が近畿に上つたと云ふことを假定して、鐵道政策を立つるに至つては、悲觀の極度であると思ふ。(拍手起る)是は海軍全滅した場合を想はなければならぬ。海軍全滅した後の陸軍の計畫を、今から——今日日英同盟も成りまして、甚だ氣強いつころの時勢に進んだと云つて、外交者に向つて贊辭を呈するところの政府黨が、何故に此條約も無視し、尙且僅に浦鹽斯德に數隻の船を留めただけ、歐羅巴から輸送したところの相當の軍艦は、悉く日本海に沈没して、之を恢復するには十年の時日を要するであらうと假定せらるゝところの露西亞を相手として、日本國が何れの敵を引受けて、海軍全滅を假定することが出来ますか。是に至つては本員は理財の上には現在關陷があるから之を憂ふるのは、杞憂にあらずして相當の憂であるが、戦捷國の日本帝國が海軍全滅を豫想して、紀州半島に敵が上つたと云ふことを豫想して、全國の鐵道政策を定めんとするに至つては、實に悲觀の極度であると本員は思ふのである。

松本莊一郎氏の言

尙本員は是に於て記憶を惹起することがある。是は委員會の中であるから、本院の御方は御承知ありますまいが、本員は明治二十六年と覚えて居りますが、鐵道敷設法の委員會に臨んで大切なる事實を本員は聽得たのである。此時に當つて鐵道敷設の計畫を致しまして線路を豫定するときに、委員として出られたのは、今は歿くなられた故の松本莊一郎君が、鐵道局長として出られ、唯今の臺灣總督の兒玉源太郎君が陸軍次官として出られて、陸軍と遞信との間の聯合の政府委員が、吾々に向つて説明せられた。其の餘談を悉く今日は諸君に御報告して、軍事の基礎に於て平常の鐵道を計畫すると云ふことは謬れるものであると云ふことを説明したいと思ひます。(謹聽と呼ぶ者あり)斯う云ふことである。其の時には總ての鐵道を早く敷いて日本の國富を開發したいと云ふのは、鐵道局の意見であつて、尙東海道を複線

にして、此運輸を便にしたいと云ふ鐵道局の意見。陸軍省は、若し陸軍をして専門に啄を容れしむれば、海濱に鐵道を敷くと云ふことは甚だ危険である。海岸を砲撃せらるゝときには、直に鐵道を斷たれるのであるから、どうしても中央へ敷かなければならぬと云ふが、陸軍省の説明。其時に陸軍省では、費用多きに拘はらず是非共早く開かなければならぬと云ふのは、甲州を経て信州に到る八王子線の先きの方で、是には幾多の隧道があるから、非常に鐵道局の方では難工事として、費用の多きに苦んだが、其委員の説明に依ると、東海道にいくら線路を敷いても、あれは一たび海岸から砲撃せらるれば斷へてしまふ。若し東京灣が砲撃されたならば、尊き御方を何れの地に置くか、どうしても甲州を以て尊き御方の行在地と定めなければならぬから、早くあの隧道を穿たなければならぬと云ふことが、中央の隧道を急ぎまして、多くの費用を厭はず之を急いだと云ふことの理由であつた。此時に餘談として故松本莊一郎君の話されたことがあります。是は初めから議論であつて、東海道の鐵道を

敷くときに、既に此事を陸軍部内から聞いたことかある。此時に日本は國力を養うて、大體の基礎を定めずして、此國帑を使い潰す方に先づ手を著けると云ふことは、日本の建國の大方針でないかと、如何なる論があつても、東海道線路を選定する、是だけのものを開いたのは井上勝君の功なりと、松本君は明かに本員に語られた。此人既に死しましたから、直ちに其證言を證人として呼ぶことは出来ませぬが、名譽に掛けて此人が井上勝君の功なりと言はれたことは、本員は記憶して居ります。凡て軍事を根柢の基礎として、鐵道を敷設するか。經濟を根柢の基礎として鐵道を敷設するか。鐵道を敷設するには、先づ是だけの違ひがある。今日先づ諸君が中央の線路を穿たなければならぬ、或は東海道の線路を敷設すると云ふ論があつたときに、東海道の線路が今日まで敷設せられなかつたならば、日本は如何なる損害を受けて居りますか。發達するところのものが如何に阻害せらるゝか。誠に想像に餘りあると思ふ。それ故に陸軍大臣が總ての寒村僻地までも、國有鐵道を望むと云ふは、

實に悲觀極つたもので、國力涵養の主張の第一に明言せられたる、民力を發達し國力を開發せられんとする方針とは、如何に調和すべきかは、甚だ問題で有る。

鐵道買收の方法

且又本員は今回の買收方法に付いて、矢張陸軍當局者の主張が矛盾することを言はなければならぬ。初め内閣に出しました原案は、十七會社の線路を買ふと云ふ案であつたのが、度々の閣議に於て甲論じ乙論じて、遂に三十二會社を併せて買收するところの、唯今議會に現はれて居る議案になつたと伺ひました。果して是の如きものであつたか否やは、本員は知りませぬ。併しながらさうであつたらうと推測する。是に於て本員は此並べてあります三十二會社の線路を見ると、唯驚くの外はない。其の中どう云ふ線路があるかと云ふと、近江鐵道、高野鐵道、豊川鐵道、成田鐵道、水戸鐵道、豆相鐵道、海南鐵道、中國鐵道、上武鐵道、東武鐵道、など、云ふやうな

もので、非常に弱つて居る會社の線路が、皆含まれてあります。若し陸軍大臣の申さるゝ如き、本員が又理想的に望んで居るが如き、宗谷の海峽から薩摩の端に至るまでの幹線は、他日國有になるべき性質のものである故に、若し他に障礙なくして經濟的になし得らるゝならば、是の如きものは國有にすることは、多分諸君に御同意を表するであらうと思ひます。併ながら他に形勢の不可なるものがあるから、本員は反對をするのであるが、何れにしても近江鐵道、高野鐵道、豊川鐵道、成田鐵道、水戸鐵道、豆相鐵道、海南鐵道などが、何で軍事に關係がありますか。是は一つも關係はない。高野鐵道は高野山に參詣のために出來た。豊川鐵道は陀根天參詣のために出來た。成田鐵道は成田に參詣のために出來た。是等の鐵道は何で國有に關係します。(拍手起る)知るべし、情實の結果であつて、多數を得るには方々のものを併せなければ成立つことが出來ない情實の確證と思ふ。是は國民の損害である。近江鐵道の下落して居るのも、必ず經濟に詳しい御方は御承知であります。

豊川鐵道も既に破産に頼して居ると云ふことを諸君御承知でございます。水戸鐵道が或る銀行の抵當になつて居ると云ふことも、諸君御承知でございます。此等の中に關係の御方があつたならば、尙詳細に御承知であらうと思ふ。七尾鐵道の如きも亦是の類で、本員は七尾鐵道のことなどは能く知りませぬが、拂込が三十回で、唯今七回に下落して居つたが、此騒のために上つたと承つて居る。然らば外見國有を以て軍備を立派にするなどと云ふことは、虚偽の甚しきものであつて、西園寺首相が誠意を以て民に臨むと言言せられたのは、どこに誠意を見出すことが出来る。斯様にしなければ、多數を取ることが出來ない。七尾の方の利害を持つて居る御方もありません。近江に關係の御方もありません。豊川に關係のある方もありません。高野に關係のある御方もありません。それ故に多數を得るために出したと云ふならば、本員は其の理由に於て、さもあるべしと承るのでありますが、其中に若し是が軍事に關係があると云ふならば、是は足利時代以上に溯つて、國に難のあると

きに高野山に御祈禱をする位のためであらう。(笑聲起る)尙溯つて成田の不動に勝を祈つた、源平盛衰記時代の話であらう。明治の世の中に、成田鐵道、高野鐵道、豊川鐵道が軍事に關係あると云ふに至つては、唯本員は笑ふより外に評し方はないと思ふ。(「誠意を以て論ずべし」と呼ぶ者あり)事實は一も誤りはないのである。——少しも誤りはないのである。事實に一點の誤りがないから、諸君は本員の言ふことを御聽きになつて宜い。(一二の會社のために主義を曲げることが出来るかと呼ぶ者あり)諸君が御騒ぎになれば靜まるまで本員は此壇を去りませぬ。議長の命にあらざれば本員を妨げるの權利は、議員にはない筈である。

官業鐵道の弊

官業鐵道固有の弊と云ふものを、本員は茲に例を擧げて論ずることは、武富君の詳しく説明に譲りますが、森林事業は如何であります。森林事業は政府が多くの財

産を有して居つて、多くの土地を領する封建が總て破れて、政府の手に諸藩の止め山が這入つておりますから、政府の持つて居る森林が立派なもので、民が伐つて賣るものとは競ふことが出来ない。止め山が皆政府の所有になつて居るけれども、其財産を較れば其所得が極めて少ないのは、是は官有事業固有の弊である。森林にして尙是の如きものあれば、鐵道獨り政府の手に歸して有利なりと論ずることは、理に於て許すべからざること、本員は思ふ。其れ故に是れを分析するなれば、一も全國鐵道を一手に歸すると云ふことは正確の理由はないのであつて、情實から起つたものであると、本員は推定をする。されば是まで屢々現はれました文書、或は新聞雜誌に出て居る賛成論者の口實には奇怪不思議のものがある。外人が鐵道の株を所有すると云ふことになる、遂には重役を擧げることになる。さうすれば軍事の改良を加へると云ふことにも甚だ覺束ないから、今のときが即ち買收のときであると云ふ議論が、貴族院議員等の中になか／＼行はれて居る。是等も亦夢に過ぎぬ。

本員が調べたところに依りますと、總ての大いなる鐵道會社で、五十株以上外人の手に這入つたものは一もありませぬ。外人は好んで鐵道株を買ふものにあらず。若し買ふならば、日本公債を買ひます。公債を買ふ方が誠に容易い。又賣るときは倫敦市場で賣りますから、公債の方に手を出しますが、外人が好んで所有權の確定せぬ、政府の干渉の甚しい此遠い所の國に對して、鐵道株を買上げて、さうしてそれに依て重役を出すなどと云ふことはない。諸君の中には左様なる夢を見る方が有るかも知らぬ。有りとは言はぬ。併しながら外人の中には、絶えてないと本員は明言しやうと思ふ。それ故に此等は空想で、必竟遁辭は其窮するところを知ると云ふ古諺に背かぬと思ひます。

公債の下落

それから經濟上の一問題として、公債のことを述べなければならぬ。十八億の公

債は最早其中に達せんとして居る。其前のを合せますと總計二十四億となると云ふのは、誰も知つて居る。然るに此上に又四億か五億の株券を出すのは、公債に影響が多い。政府は此公債は確實なるところの財産の引當があるものであるから、源のなきところの公債ではない、それ故に是は相場に影響をしないと信せられて居る。是は經濟の初步を理解して居るものは同意しない。本の有る無いを言ふならば、日本の公債何れか本の無いものがありませう。國の信用を基として出して居るものであるから、本の有る無いと云ふのは、一つは物を言ふにあらずして、日本の富が即ち本である。然らば政府の公債で、本の無いところの公債がありませうか。此公債に高低のあるのは何であるか。物多ければ價失つて、需用者が少なければ、價を失つて、供給者が多ければ價が下がること、同じことである。それと同じことで、株券の所有者と公債の所有者と、物の種類が違ふのでありますから、株券が公債に變りますれば、日本帝國の信用として成立つにせよ、鐵道の實物が、抵當と

して成立つにせよ、多ければ價を失ふのは自然の數である。皆利の薄き公債を賣るに相違ない。賣れば下がる。簡單に見易い道理である。公債が殖えても値段が下がらぬと言ふならば、試しにもう一步進めて、此五億だけの紙幣を發しましたならば如何である。五億の公債を引込ましてしまつて、是で紙幣を發したら、紙幣が下らざるや否や。此假定をして見たらば、株券が公債に變つて下がると云ふことは、恰も公債が紙幣に變つて下がると同じ道理である。此原理が本統であるならば、之に代つて市場に多くの公債が出ますれば、必ず公債の下がると云ふことが道理ある推定である。尙又大藏大臣は斯様に考へられた。前後通じて七年間に、市場の有様を見て出すのであるから、決して下がる憂はないと言はれましたが、此市場の有様に付いて本員が一步進めて問ひたいと思ふのは、七年の間に若し公債が減ると云ふ餘地があるか。其餘地が有て、其代りに出來て來るならば、七年の間に公債が市場に溢れると云ふことはないけれども、併しながら公債が殖えることがあつても減る

ことはないと云ふ有様である。此間に出來て來たものは下がる。下がつても割合が宜しいければ、外人の手に歸するから、先以て下がることは防げると思ひますけれども、併しながら鐵道株券が外人の手に歸することを恐れる杞憂論者は、同時に公債が多く外人に歸することを恐れなければならぬ。茲に至ると拂ふ者は皆金を以て拂ふのであるから、同じ憂は伴ふて出て來るので、移らずして此の經濟を攪亂するところの現狀を暫く維持して、其時を待つても可なりであらうと思ふ。

鐵道調査會の調査

此議論は本員が初めて唱へるにあらず。茲に明確なる文書がある。それは外のこゝにはありませぬが、明治三十二年に鐵道調査會と云ふものがありました、鐵道國有論が其調査會の中に起つた。所が鐵道調査會の人は、専ら理財の方に明るい人ばかりでない、鐵道のこと熱心なる人が集まつたのであるから、理財のことは理財

の當局者に聞くべしと云ふところの普通の理に従て、大藏省に問合せた。大藏省の理財局長松尾臣善君は、唯今本員の論じた如く、同じ道理を以て今日はまだ色々な公債を發布しなければならぬ時期である、臺灣事業公債其他いろいろの事業公債まで發しなければならぬ時期であるから、今鐵道公債を出さるゝと云ふことは、頗る不安であると云ふところの答を與へた。是は今の日本銀行總裁の松尾臣善君であつて、是の如く専ら理財のことに身を委ねておる所の松尾臣善君が一人で調べたのでなく、大藏省の理財局の調、若しくは省と局として鐵道調査會に與へた文書は、今嚴として茲に本文があります。御望みならばどなたにも御示しする。尙本員は是を速記録に留めて、本員の説明にあらずして、理財専門の人が是の如く言つて居ると云ふことを申さうと思ふ。大藏省の三十二年の意見は是の如きものであります。したが、當時の公債は總て合せまして、多分五億圓以下のものであらうと思ひますが、今日は三十二年から較べまして、日本の經濟はどれほど發達致しましたか、國

力はどれほど發達しましたか。五億の公債の時に、尙且つ理財局長の松尾君は危険なりと答へられたが、今の日本銀行の總裁は恐らく同じ意見を持って居るであらうと思ふ。さうしましたならば、十八億、總計合せまして二十四億圓の公債の時に、更に五億に近いものを出すのは、一層危険を感ぜられると思ひますが、松尾君の意見を聞くことは出来ませぬが、日本銀行の副總裁の高橋君は、矢張倫敦より歸つて直ちに日本に發表した意見は、今日鐵道を公債を以て買上げるのは危険なりと言つて居ります。是が日本銀行副總裁の意見でございます。理財事務の人は恐らく是の如き考を持つて居るであらうと思ふ。決して本員の架空の説にあらずして、總て是の如き根據あるところの危懼を懷いて居る。若しこれが悲觀論者であるとすれば、日本の財務に大關係ある人にも同じ悲觀を懷いて居ると云ふことの答が出来るのであります。

佐々君の意見を駁す

是から、博覽の佐々友房君が外國の例を引いて種々論じましたから、是にも一言答へる必要があると思ひます。佐々君は獨逸の例を引き、それから伊太利の例を引き、尙瑞西の例を引き、處々の例を引いて、國有にあらざれば鐵道の本體に副はない、鐵道は元來天より命じて國有たらしむるものなりと、恰も物理學の原則の如く論じましたが、本員は之れを聽いて疑を生じた。頗る失禮であります、笑を禁ずることを得なかつたのである。全體獨逸の國有鐵道は是の如き簡單なる理由に依つて成立つたと本員は信じて居りませぬ。獨逸は御承知の如く、封建の遺政が残つて居つて、普魯亞は其一部であつて、聯邦の盟主と漸く近年なつたのでありますから、孝漏西か威を振ふことは獨逸全體に向つて餘り愉快の感を與へぬ部分が多いのである。孝漏西は先づ以て經濟統一の爲めに其以前の官線を撤去して、總てを協定すると言ふので、帝國統一の謀を立て、次に交通を統一して帝國統一を計らうと云ふ歴史的必要があつたのであります、流石にビスマルクは公然と左様に言はなかつ

た。帝國の統一と云ふことは、ビスマルクは辯護して居らぬ。ビスマルクが議會に説明した其演説を讀んで見ますと、獨逸は分立して居つて經濟上の交通がないから、丁度官線を撤去したと同じやうな形勢の下に鐵道を統一する必要があると論じて居る。これは他の諸聯邦の嫉みの反對を避けんがためであつたのである。故に當時は孝漏西だけに是を行ふことが出来て、徐々として他の聯邦に及ぼし確か八年ばかりを経て漸く之れを完成したと記憶する。此例が違へば佐々君の御正しを願ふのであります、本員の記憶するところは是の如きものである。そこで是の如き必要から是れをやりましたのと、竝に大陸國であつて、四隣の國は皆鐵道を敏活に用ゐて兵を出すと云ふ恐れがある。私はビスマルクの此事業の如きは、矢張り左袒せざるを得ぬ。殊に此場合には相當であると思ふて居る。併しながら尙米國を旅行して歸へられたところの御方が言ふところを見ると、本員は此處に不同意を表するのである。米國の鐵道は「トラスト」で以て會社が大勢力を持つて居る。大統領も議

會も制することが出来ない大勢力を持つて居るから、今日は鐵道國有論が民論として盛んであると云はれましたが、大統領の意見書を讀んで見ると、決してさう云ふ極度のものでない。米國は丁度英國流儀で、百年より九十九年と云ふ長い間特許を得て、其の特許が盛んに勢力を得て米國を支配するやうになつて居つた。此組合は國論を左右するに至るから、何とかして之れを制する所の法律を立てたいと云ふので、少なくとも日本の私設鐵道法の如きものを大統領が議會に設定せしめて是れを支配する。其の賃銀の割合を餘り高くせしめたくない、其荷物に餘り不便を與へさせないやうに、「トラスト」を以て直段を上げると云ふことを防ぐので有る。鐵道私設法のある日本に於て、國有の必要はないのである。

白耳義の國有鐵道

竹越君は、白耳義に於て著しく國有鐵道が成功したと云はれましたが、本員の讀

んだ書は反對である。白耳義でやりかけて一時成功したが、大に弱つて議會が調査して、此議案を豫算委員會で討議をしたところの記録がありますが、是れは餘程前の事である。丁度獨逸が國有鐵道を拵へると同時代に歐羅巴を席卷し風靡したところの議論である。それで詰り其以前に白耳義の方がやりましたから、經驗を以て——少し弱つたところの經驗を本員は知つて居ります。千八百七十三年から七十四年の間に、政府の國有鐵道は非常に損をして、今まで収入が有ると思つたものが俄に弱つた。其弱つた原因は何であるかと云へば、國有鐵道に向つて批評を加ふるところの白耳義の論者の意見は斯様である。凡そ私立會社の物品を買入れるに、其規則に拘束せられずに安い時分に入られる。今直ぐに使はないでも、軌道や車を註文して早く準備をする。政府の會計規則で拘束する國有鐵道では、それをやらぬために、安い品物を買ふことが出来ぬ。高いときに高いものを買はなければならぬ必要に迫られて、白耳義の鐵道國有は大損をして、議會の問題となつたのが、千八百七十三

年と七十四年の間である。竹越君の言はれる如き成功はなかつたと思ふ。それから鐵道の上に付いて伊太利でも、矢張左様な經驗を経て、とう／＼私立の方に分けなければならぬと云ふところの論が沸騰した。是等の諸國が皆成功したと云ふことは本員は請合ふことは出来ない。況や日本に於てをやと思ふ。日本に於てをやと言ふのは前に申しました通り、鐵道の賃銀を上げたのは、私設鐵道にあらずして官設鐵道の例に倣ふて上げたのである。それから進歩の度はどうであるかと云ふに、官設鐵道が成功すると云ふことは受合ふことは出来ない。本員は獨逸の一例を以て總てを極めると云ふことは餘り早計であらうと思ふ。斯う考へて見ますると、此滿韓經營の方針もまだ定まらなければならぬ。税則改正の方針も定まらず、内地に於ける諸般の設備も亦次の議會に出すと云ふ、其調べ中であると云ふ時代に於て、直ちに國有鐵道を實行しなければ國の安危に係はるが如く、外敵境に迫まることを豫想するが如き理由に依て、鐵道國有論を主張するに至つては、本員は何分是が眞正の理

由なりとして受取ることには出来ない。唯本員が聞いて居て、頗る怪んで居るところの一ツの事實があります。それは斯う云ふことである。昨年戰爭中に、一度は關稅を抵當にし、一度は專賣煙草を抵當として、尙戰が續いたならば、何か金になり易い物品を、政府が以て金に替へなければならぬ。其時は鐵道を内地の公債で以て、人民から買上げて、是を金貨に替へる、一の基本財産であらうと云ふ論があつたと云ふことを、本員は聞いて居る。是は戰爭酣なるときに民間に傳つた一の風説である。是が根據でありはしないかと思つて居るのが、是は公の理由。もう一ツ私の理由。本員は茲に公言するのも餘り快くないところの理由が一ツあります。それはどうであるかと言へば、方々の鐵道會社は、多年買収せられんことを希望して居つた。それで其準備をして居つた。準備と云ふのは外のことではないが、買上げる年には成るべく割賦金を多くして、高く買上げられる準備をする。それには鐵道の普請をしない。鐵道の方の言葉で申しますと線路を虐使して鐵道に金を入れないで、多く

の割賦をして株を上げて置いて、久しく準備をして待つて居る或る會社があつたと承りて居りますが、此會社の請願も、亦一の理由になつて居ると聞いて居ります。是は現内閣に出したにあらずして、前内閣に出したところの請求であると承りて居ります。若し是が事實なりとせば、二ツ共に非なり。戦已に終りたるときに當つては、政府が是の如きものを所有するに及ばぬ。況や其後に公債が無抵當で出来る位な日本が、何を苦んで過去のことを夢みて、鐵道を所有しなければならぬと云ふ必要があります。第二は彼我の請託に依つて或會社が準備をして買上げを望むだことが一の理由であれば、本員は奮然として國民の心情に訴へなければならぬ。是は本員の唯想像ばかりでない。それと符合する事實が世の中にあるに至つては、本員驚かざるを得ない。是は本月十二日の國民新聞に、「法理の蹂躪」と云ふ論題で載つて居りますが、某法學者の談として載つて居ります。其文章の必要なるところを讀みます（「無用々々」と呼ぶ者あり）無用でない有用であります。鐵道國有なるものは、

固と鐵道業者の要求する所にして、「無用々々」と呼び議場騒然諸君の御靜になるまで待つて居りませう。「鐵道國有なるものは固と鐵道業者の要求する所にして、今日とても一部の何か爲めにする者の外は、皆な國有案賛成者たるの實あり云々」是は一篇の論文であつて、本月十二日の紙上に出で居る「法理蹂躪」と書いて、某法學者が此法律を以て買収をするのは、私權を蹂躪するものなりと云ふ反對の論に答へるところの論旨でありますから、詰り政府に賛成するところの論旨である。無論國民新聞は前内閣に付いては、今の内閣より關係の深いことは世の人が認めて居りまするから、此原因に付いては、前内閣に溯つて尋ねる程、是は聯絡のある論文であると云つて宜い。其論文には鐵道國有なるものは、元と鐵道業者の要求するところにして（「無用々々」と呼び議場騒然）さう致しますると、此論文にして根據ありとすれば、此國有案は政府の自由獨立の意思から發したるにあらずして、或る鐵道業者の要求が原因になつたと推斷することが出来る。（拍手起る）此論文を抹殺すること

は出来ない。是は萬人の目に觸れて居る論文である。是は前内閣のために辯護の勞を執つたところのものである。然らば某會社が豫て買収せられんことを用意して——準備して、さうして鐵道を虐使して割賦金を殖やして株券を高めて、高く買上げられやうと云ふ請求が一部の原因になつたかと思ふ。本員が當局より示されたる鐵道の参考表を見ると、或會社は大なる割合を以て算定せられて居るのは、多くの割賦をした線であると本員は思ふ。是の如く種々なる方面から推定して見たらば、是は或は民間の或一部の發意を政府が採用せられたのではあるまいか。前内閣が採用した案で、現内閣が承繼いたものではあるまいか。そこで本員が思ひますするには、成程鐵道業者が是は贊成する譯である。前に申しました通り、七尾鐵道、豊川鐵道、近江鐵道、豆相鐵道、尙私設鐵道を買上げますれば、日本全國の民間が疲弊して居る間に、或る少數の人が俄に巨萬の富を得るところの現象が必ず此策の過ぎた後、一年ならずして現はれることは本員の豫言することが出来る。如何となれば價の下

がつてある鐵道を國家が損害を顧みずして買上げれば、買上げられたものは俄に巨多の利益を得ることは推定上、算出上明確なる事實でありますから、本員は此議案の經過した後一年ならずして、社會に現はれるところの現象を、冷眼を以て是を觀察しようと思つて居ります。斯う考へて見たなれば「宜しい」と呼ぶ者あり此案と云ふものは、眞に國家の利益から割出されたる案にあらずして、種々なる空想が促して茲に至らしめたるものである。其中に現内閣が未だ税則の改正も緒に就かず、滿韓の經營も手を著けずして、直ちに是を出さなければならぬと云ふ必要に迫られたとは思へませぬ。本員は此點に於て、幹線は其年限の盡きるに従つて、政府が選んでさうして段々國有になして、自然と此儘に放任して私設と官設との間に、穩健なるところの競争を開かしめて、此進歩と並に安全と云ふものを保つて、國有の福利を完くするの處置を執らるゝと云ふとであるならば、本員は其方法に依ては、此政策を贊成して、國有鐵道とするも非ならずとの論斷を下すことも出来るで

ありませうが、今日の案に於ては、本員が只今まで列擧したるところの事實と道理とに依つて、全然國を誤るものなり、國民多數の損害は、政府の手を経て、少數の人に歸するところの案であつて、價なきところの案であり、道理なきところの案であると論斷しなければならぬ。成田鐵道の如き、或は高野鐵道の如き、或は豊川鐵道の如き、參詣の用に當てるところの鐵道までも、或は陸軍に必要なりとの名に依つて、或は經濟上有利なりとの名に依つて、之を政府の手に收むると云ふのは、政府のために極めて悲むべきことであると言はなければならぬ。本員は此理由に依て、此案を廢棄せられんことを望みます。」

第一四 鹽專賣法廢止法律案

(第貳拾參回帝國議會、明治四十年三月二十日)

「諸君。本員は橋本君の御説を謹んで承りましたが、餘り駁する程の價値はないと思つて居ります。併しながら本員は本案提出者の一人でございますから、其趣意のある所を申し上げますと、御氣の毒でありますが、橋本君の説を批評するの義務があると思ふ。橋本君は斯う云ふ箇條を擧げられて、餘り高くないと云ふこと、それから鹽が絶滅して他日外國の艦隊が日本の近海に出沒したときに困るであらう、斯う云ふことであつた。それから他の物價も高いから鹽も高いのである。そう云ふこととございまして、是は委員會の中でも承つたのでございしますが、其委員會ではもうちつとまだ附加へて、惡税も他にあるから、それだけ一の惡税に氣を懸るには及ばぬと云ふ不理論の反對もありました。委員會の經過は委員長の報告の足

らざるところを補つて、少し事情を申し上げようと思ふ。十八名の委員会の中で、政府黨と認められる政友會の御方の多數も、それから大同派の多數も、進歩黨の御方の多數も、皆大體の上に付いて、是が悪いと云ふことの點に於ては一致したのでございます。それ故に大多數を得たのでございますが、此中に二人反對があつた。其反對説を承つたのは、一人は久保君で、一人は唯今の橋本君であります。是は香川縣、徳島縣の御方でありますから、反對は御尤だと本員は其意を諒として承つて居りますが、是は十州鹽田會の總會の席で承はるべき議論で、帝國議會の五千萬人の利害を議する所では、餘り反對が狭過ぎたと本員は思ふて居ります。それ故に初に於て大同派の最も親しかつたところの前政府が、此の專賣業を企て、今日政府を助けて御出での政友會が、やはり是は廢しなければならぬと云ふところまで歸着して居るので、實は全國の輿論の歸著が定まつて居るのに、十州鹽田會の總代の御方の説を聽くには足らぬと思ふて居る。併しながら既に帝國議會の壇上に立つて

御論じになつた以上は、本員は已むを得ず自説を維持するために、御氣の毒ながら批評しなければならぬ。第一、小賣が三倍になつて居ると云ふことは、統計上嘘だと云ふこと、それから統計表の中の一部を抜いて、さうして七錢二厘となるのであるが、五錢二厘で二割まで儲かると云ふ。多分是れは鹽田業者の調査でありますか、或は政府當局者の調査でなければ、斯の如く残らずのものが出る譯がない。本員の手許にも、やはり有志家の意見として、斯様な調査表が參つて居ります。是は初めて橋本君から承つたのでない。兎に角政府委員も此高いと云ふことを認められる證據があります。又橋本君もやはり高いと云ふことを認められる。それは高いけれども、是は小賣商が間接に高く賣るのであつて、本當に賣れば左様なことはないと云ふのであるから、何れの原因から見ましても、小賣の高いと云ふことは委員會の御方は一致せられて居る。極度まで原案を維持せられる政府委員も、やはり然らう認めて居ります。それならば小賣の高い取締が出来るや否やと云ふことは、實地

の問題であります。凡そ商業と云ふものは、相場の上に現はれる需用供給から來るのでありますから、本が是れだけであるから、何時でも其本に二割を掛れば宜しいと云ふ一定の規則で、小賣の取締をすると云ふことは、抑々商業の何ものたるを知らざる、經濟の原理の何ものたるを知らない人の議論で、是等は採るに足らぬと思ふ。安く買つて高く賣ると云ふことが商賣であるから、之を制限するために需用供給の自然法があつて、初めて生産費の上に幾らの儲けがあつて、賣れると云ふので極まるのでありまするのを、政府が全額を制限して、是だけの鹽が出來て、是だけ全國に這入つて居るから、此小賣が幾らに當ると云ふことは、金利と云ふことも、市場の形勢も知らないのです、此の如くして商賣が出來るものならば、何人も商業に従事することが出來るのですが、左様なることを全國の小賣者に強ゆると云ふ根柢に誤りが存じて居りますから、やはり高いのであつて、此高い點には、橋本君も一致されて居る。政府委員も、其高いのは小賣業に取られて居ると云ふことでありま

すが、此小賣者を取締ることになれば、全國の供給の不便を起すと云ふことを御承知あらんことを望むのであります。それ故に本員は此專賣法は嫌なので、それ故に總ての人が皆使ひますところの物品に向て、此の如く細密なるところの制限を加へ、此の如き干渉を施して、初めて供給の途を開かうと云ふのは所謂座敷論で、王安石が宋の政を誤つたと同じ覆轍であらうと思ひます。本員は徹頭徹尾當初より一日も反對の意を緩うしたことがない。それから橋本君の議論を煎じ詰めますと、斯云ふことになる。八千町歩の鹽田を保護しなければ氣の毒である。即ち本員は評して、十州鹽田會の總會の議論と云ふのは此意味である。是は八千町歩の所有者を除いた日本全體の利益問題であります。何れが重きかと云ふことを考へなければならぬ。是が氣の毒であるが故に、自然に供給せらるべきところの鹽を制限すると云ふことで、專賣法の基礎が立つと云ふならば、橋本君は何故に是までの人力車が迷惑をするから汽車を擴げることとは困ると云ふ議論をしないのである。是までに汽車が

利益を得られないから電氣應用を禁じなければならぬと云ふ議論をしないのである。もつと適切なる例を擧げて申しますれば、橋本君は敵の艦隊が近海に出没する
 とき、外鹽の供給が絶へると云ふことでございませうが、是れこそ實に消極的精神
 病家の云ふことである。それ故に本員は、國際の平和を望むに拘はらず、堅實なる
 艦隊を帝國が持たなければならぬ、印度洋以東は日本の領海權とする位の見識がな
 ければ帝國をして列國の間に雄視することは出来ぬと本員は思つて居る。若しも橋
 本君の議論の如くなれば、臺灣も還すべし、遼東も還すべしと云はなければ此日本
 は立たない。帝國の領地の中に閉籠つて居て、昔時の鎖國の主義に基かなければな
 らぬと思ひます。北は樺太を割き、更に遼東に租借地を持つて居る帝國が、何故に鹽
 の一點に此の如き、心細き感をなさるゝかを疑ふのであります。もう一つ反問しよ
 うと思ひますのは、唯今日本の多數の人が用ゐて居ります木綿は、あの棉花は何れ
 に採りますか。元は四國或は九州の暖地に生じたのでありますけれども、今日は綿

花の原料は何れに採るか。十州鹽田會の總代者と同じやうな論旨を持つて居る人
 は、此棉花は日本に生じなければ、一旦外國の軍艦が、日本の近海に往來したとき
 に、日本人は凍へなければならぬと云ひましようか、實に笑ふに堪へざる議論と思
 ひます。王者道あれば、守四夷にありと云ふことは、支那人の云つたことである
 が、特に橋本君に告ぐべきことであると思ひます。何ぞ鹽のことで鎖國主義を執ら
 るゝや。四十年五十年以前の識見を主張せらるゝか。實に時勢に後れた議論と本員は
 思ひます。物も高いから鹽も騰つたと云ひまするが、鹽を廉く爲し得べき形勢は備
 はつて居る。本員は、尙反對論者は餘り云ひませぬけれども、一つの附加の事實を
 委員會で云ひました。北海道の漁業のために、此の鹽の專賣法が害になつて居る。
 それ故に北海道の殖産家は、此鹽を自ら造らうとした。尙もう一つの便宜は、此の
 山より掘出したところの他に餘り賣り途のないところの石炭を使つて、廉く鹽を造
 るところの新式の製鹽業を企てやうとして願出てたれば、どれ程の鹽より製するこ

とはならぬ——天然の利を出すと云ふことを制限するは専賣の上に現はれる害であつて、外國の鹽を制限すると云ふばかりで、専賣の害を本員は論ずるのではない。帝國の中に新式の製鹽業が現はれて、日本國民に廉き鹽を供給せんとするも、政府は此の制度を維持するために制限して居るではありませぬか。天然の利を發達せしむると云ふのが、農商務の趣意でありませんが、怪しむべきの至りと云はなければならぬ。且又此北海道に新に企てたところの人は、北海道の魚を良く製して、之を國外に出したい、良い鹽を得たいと云ふ、此の如き考へから企てたのでありますが、併しながら出來得るならば澤山拵へて、さうして利は益々多からんことを望むのであります、之について二つの制限を政府が與へた。一つは其高を制限せよ。一つは内地に賣るべからず、外國に出せ。その他驚くべきところの制限でございますが、併しながら今日の専賣制度を維持する以上は、斯くせざるを得ぬのでありますから、本員は此の専賣局の人が此の如く云ふのを誠に氣の毒に思ふ。本員は決して専

賣局の諸氏に向つて、此の如き制限を北海道の新製鹽に與へると云ふことを咎めぬのであります。此の如き影響であつて、全國の人がどれ程の税を受けて居るかと云ふと、總體の頭に非常なる悪い結果を受けて居ります。本員は曾て印度の専賣反對報告を讀んで、大に感じたことがあります。全體鹽と云ふものは、勞働する者程多分を取らなければ、衛生上身體の健康を維持することが出來ぬ。然るに印度に於ては専賣法があるがために、價格が高くして行渡らぬために、皮膚病が多い。一方に健康を維持する途を閉ぢて、一方に衛生上骨を折ると云ふのは矛盾であると云ふ報告を讀んで感じた。是は印度は、從來あつたところの法律であつたから、此の如きものであつて、有志の人が奮起して廢さんとして輿論を動かして居るのであります。今や日本帝國が議會を開いて全國の總代人が集まつて、此の如き法律を定めたと云ふのは、印度國民に耻づることと思つて居ります。反對論者は氣の毒であるが、香川縣の久保君と、並に徳島縣の橋本君のみであつたと云ふことになる。又政

府の反對黨なり賛成黨たるに拘はらず、此の法律だけは明瞭に分つて居ると云ふことを本員は思ふのであります。それ故に之に付いて斷然廢止するが宜しいと、斯様に考へて居ります。然るに茲に一つの稍々道理あるやうに聞える反對がある。それは委員長も報告された如く、一千三百萬圓の税源を如何にせんと云ふ一つの反對である。之を定めずして俄に廢止すると云ふことであつたら、國政を議する議員として無責任であるまいかと云ふことである。是亦本員は願ふに足らぬと思ひます。四十一年四月一日より施行と書いてあります。一年猶豫を與へて居ります。大藏省には税法改正調査會を設けられてある。是は他に鞭撻すべき者が無いから、空しく今日に至つて一向報告すべき報告も出て参りませぬが、兎に角この調査會があります。其故に誰が見ても反對を表さなければならぬと確定した輿論の決勝點とも申すべき鹽專賣法の問題は、一年の猶豫を與へて大藏省の決心を促したのは、最も適當なる處置で、議會の監督權と共に道理あるところの立法權の使用であると本員は確信す

るのである。之に付いて、もう一つ申して置きたいのは、廢止の結果一千三百萬圓突然無くするのは無責任であると云ひますが、本員の考へでは、一億萬圓の軍事費から成立つ六億一千萬圓の豫算を議定したのは、事實の上に於て如何なる責任を取つて居らるゝかと本員は思ひます。本員は唯今あれだけを据置くのは、少くも一億萬圓は何れかの方面からか支出しなければならぬ、然らざれば政務を大に改革を加へなければならぬと云ふことは、事實今日歴然と現はれて居る。此の如く國家の上に一大改革を加へなければならぬと云ふ其改革の一つとして、鹽專賣法廢止を一年の後に期すると云ふは、最も改革の精神を含ませたる道理ある本案であると思ひます。本員は此の如く思ふて居る故に、如何なる反對があるにも拘らず、原案を維持するのであります。此原案を維持するに付ては、議會に訴へ、併せて議會を通して國民に訴へなければならぬ。本員は政友會の諸君に對して、大同派の諸君に對して、此改正案に賛成せらるゝ誠意があるか否やを疑ふのである。何故疑ふかと申し

ますれば、立法権の適當なる使用を用ゐずして、さうして建議案にせられたと云ふのは、何たる不道理、何たる不體裁であるか。本員は建議案は餘り好まぬのであります。當院設立以來日淺くありますけれども、帝國議會は成る可く憲法法律に許容されたる範圍内に於て、帝國議會の權力を十分に活用したいと云ふのは、憲法に對する本員が一片の忠實であります。此立法権を以て議すべきものを、何故に建議案になされたか。建議案は立法権の至らざるところ、即郡役所廢止案の如き行政命令に依つて左右せらるゝ直接帝國議會の力で動かすこと能はざるものは、餘儀なく此建議案とするのである。然るに此鹽專賣法制定のときには本院自ら決議しながら、之を廢止するに當つて建議案を用ひ、立法権を使用しないと云ふのは、政府を憚つてなさざるのであるか。詰り分析して見れば、立法権とすれば、政友會の諸君も同意しない、大同派の諸君も同意しない、唯進歩黨の御付合をしたと云ふことであるのは明かなる事實であります。御付合をして立法権を縮めるより、寧ろ本員は

正々堂々立法権を使用して、一面其貫徹を期すると云ふとは、殊に座席を議會に占めて居る議員のなすべきところである。此案は政府の不同意とするところである。不同意のところへ持つて往つて、建議案を以てすると云ふことは、哀訴嘆願に等しき醜態であると思ふ。(「ノウ〜」)若し醜態でないと云ふならば、本員に確答を與へられんことを望む。本員は此の議會の内に於て、五人でも六人でも、此精神を維持する、忠實なる帝國議會の議員あらんことを望むがために、極度まで原案を維持して、其起立を試みやうと思ひます」

第一五 國民の權利及議會の體面に關する

質問

(第貳拾五回帝國議會、明治四十二年三月七日)

「諸君。唯今議長より會期も追々切迫して居るに付て委員の許可を簡略にしやうと云ふ御打合せまであつた今日でありますから、本員事重大でなければ、諸君の御聽きを煩はし時間を取る事を好まぬのであります。併ながら此事直接に此議院の獨立體面に關係致しますので、間接には國民の行動自由に關係しますので、どうしても衆議院は之を看過して置いて未決に置くことを許さぬと本員は信じますから、此の事實を詳細に述べて、其事實から如何なる道理を見出すかと云ふことを述べて、さうして政府の辯解を求めるのであります。國民自由の行動に對して、警察官は之を監視するの力がありますけれども、之を抑制するの力はないと云ふことを、本員は信

じて居ります。それから此議場の構内には、一般の警察權は他に行はるゝが如く行はれないで、必ず議長の指揮を待つと云ふことを本員は信じて居ります。唯是は信するばかりではない。衆議院規則に確と明記してありますので、其の事例は第三議會に於て確定して居ると本員は思つて居る。是が圖らずも、近日政府の國民に對する意思如何が其下の官吏の上の行動に現はれまして、此の二つの主義が破れんとして居りますので、事直接衆議院の權利に關係致しますから、是非共諸君が、此見解を御定めになることを求めたい。其の故に是から其の事實を詳細に述べて、斯く如き道理が此間に寓して居ると云ふことの御聽きを願ひたいのであります。

織物業者の集會

去ぬる三日を以て、全國二百の組合團體を代表したる所の織物業者が東京に集會を開きました。其の集會を開いた其上に、各要部に向つて陳情する請願をすると云

ふので、其一つとして衆議院に請願書を提出する所の委員が二十名参りました。此事に至ります迄の顛末が、本員頗る氣遣はしく思つたのであります。全國二百の組合團體でありますから、遠近共に含まれて居つて、遠きは愛媛縣、和歌山縣、それから左程遠からざる所には名古屋、大阪、京都も含まれて居ります。東北は山形其他を含んで居る。是等の地方から集まつて参りましたが、併しながら是等は遠いのでありますから澤山の人数を代表者として出されぬのであります。是よりも近き處、東京府下の郡部の組合團體、稍々遠くなりますと、即ち一日で往來の出來ます栃木縣、群馬縣、有名なる機織物の名産地でありますから世の人の議に上つて居る足利町、佐野町、或は桐生町、伊勢崎町と云ふ處は、幾と全町擧げて此業に衣食すると云ふやうな場所でありますに付て、東京の郡部では八王子、青梅あたりから、多くの人が東京へ集ることになりました。此集る催があると、政府は其地方の官吏に命じて無益有害の干渉をすると云ふことを、新聞紙上其他に於て、本員は承つて居

ります。此人々が斯の如き行動を致すことに付ては、已むを得ざるところの苦痛を訴へんがために、其以前より議長に向つて數十通とも謂はるべき程の請願書が出て居りますので、其事情甚だ氣の毒に、本員は感じて居る。併しなから氣の毒と云ふとは情であつて、其事が至當であるならば理を以て情を抑へなければならぬ筈であります。其事又大に聽くべきところの道理である。圖らざりき、警察官が抑壓をして、其行動の自由を執らせぬと云ふことを承つて、本員は頗る立憲政治の下にあるまじきことに感じました。更に今一つは本員承つて怪しく感じました。是等の國民が平和に法律に適へる所の手續を以て、其事情を中央の當局大臣に訴へんとするときに、或は面會を謝絶すると云ふやうな内評議があつたと承つたが、本員は之を信じませぬ。併しながらそう云ふことのあつたことは本員は確かに聞いて居ります。一部分は新聞に見えて居りますから、斯う云ふ事がありますと、實に立憲治下の汚辱であつて、唯名譽上耻かしきばかりではない、事實に於ても官民の情を阻隔

することは喜ばしからざる所でありますから、取分け國民代表會が開けて居ります今日に於て、斯の如き事がなからん事を本員は望みます。併しながら本員は此壇に立つて公然之を天下に呼號することを好まぬ。凡そ事の妙は争はずして圓滿解決を了せられ、事が能く運ぶにあつて、本員は争を好まぬが故に、此事を穩便に解決したいと望みました。

桂首相の明言

丁度三税廢止委員會がありまして、桂首相が其の席に臨まれたに付て、本員は此事は委員長の特別の許可を得て、此税に附帶して起つた事情であるから、成るべく之を圓滑に喜んで政府が迎へられて民情を聴くと云ふ態度を採られんことを望みました。其前に委員會に於て桂首相は斯様に云はれた。誠に民情を視察すると云ふことは、行政に取つて大切なることである、殊に自分は斯の如き事業に取つては素人で

あるから、議會でも終つて政務閑を告げたならば、地方まで巡回して親しく其等の事情を聴く積りであると、桂首相は述べられた。桂首相の言を誠に本員も亦最も喜ぶ所の一人であつたから、此の機會を以て首相に計つた。是等集まります人々は餘儀なき行動に出でたのである。全體日本の國民は、立憲政治の下に立つて僅かに二十星霜を経たばかりであつて、例へば代議士が候補に立つて選舉を争ひますときにも、大に世話をやかぬと、動ともすれば危険多き状態となつて居りますから、此人情は他より勧めたところが、誘うたところが、自己の營業を捨て、百里以外に奔走すると云ふことは、決して餘儀なき事情がなければやらない人民である。それを全國二百の團體が遠近共に其業を廢めて中央に訴へんとするのは、全く生活上非常なる痛苦を感じると云ふ、其事情察するに餘りあると考へる。其故に苟も此の如き人民が、法律に適合した行動を平和に行ふに當りては、喜んで政府は之を迎へて其事情を御聽きになるべき筈である。全國を周遊せらるゝ所の煩勞を執らぬでも、今現

に集つて居る人を引見せられたら宜しからう。更に之に附加へて、本員聞くを厭ふ所の警察の無益有害なる干渉ありと云ふことを、承つて居ります。政府は之に對して如何なる考へであるかと質問したるに、決して無益有害の干渉などと云ふことは、本大臣の意にあらずと云ふことを明言された。但し其事の便利を計るために、多數の人が一時に會見を求めることのないやうにしたいと云ふことで、懇切なる話であつたから、本員等は大に大臣の此言を喜んで、其事の事實に現はれんことを望み、親しく承つたのであるから區々たる部分に惑を生ぜざらんことを、本員は希望して居つた。斯の如く圓滿に本會に述べずして、委員會に懇談を遂げ得たと云ふことは、本員の素志に適うて居りますから、之にて止まんと致したのであります。併ながら風説は依然として止まず、其傍に斯様な事が起つた。其前日に、有松警保局長が細野代議士を此議會の一室に喚んで面談せられたときに、方々から全國の機業者が集つて居るが、其中に群馬縣下には大きな機業場がある故に多くの代表が

出て居る、又栃木縣も有名なる機業地で、是れから出る人々が多いから、平和に雙方行違のないやうにしたい。其地方から選まれて居る代議士も、亦當局の此の心を諒として、圓滿の解決をする手續だけでも、總て平和にしたいと云ふ、懇切なる御話があつたに附きまして、細野代議士は、然らば丁度栃木縣から此地方に關係を以て居る所の木村代議士を御喚びになつたら宜からうと言ふので、細野代議士、木村代議士、兩人がいろいろ打合をなして、成るべく兩方の意思の行違はないやうにしようと言ふことになつた。是に於て警保局長の言葉を無にすると云ふことは濟まぬと言ふので、其のため細野代議士は、此事務所に至つて其事實を察して、手違のないやうに勞を執つたところ、圖らざりき、警察官は斯様な干渉をやつた。當局の人々を訪問するときは、五人の總代人を出せと云ふことを命じた。五名ではどうしても事情が盡せぬ。成るべくなれば二百の團體の中から、凡そ事情を能く酌んで大切なところの地方を選んで、得たるところのものが凡そ二十名になつて、皆身分あり

信用ある土地に於て立派なところの紳士で、數百軒の取締をして居る人が選ばれたのでありまして、此二十名が面會を當局省に求めると言ふことの決議をしたのであるから、之に付て別に支へはあるまいと云ふのを、警察官はどうしても五名に之を減ずると言ふので、此間に言ふべからざるところの不愉快なる問答があつて、遂には破綻を生じはしまいかと云ふ形勢であつたと言ふことを承はつた。もう一つ奇怪なる報告を本員が耳にしたのは、群馬縣から選ばれて居るところの政友會の代議士武藤金吉君に、探偵が付いたと言ふ話であります。(拍手起る)是は實に本員奇怪に思ふ。亞米利加の議會に於て、大統領が議員の行動を察するがために探偵費を要すると言つて、亞米利加の一問題となつた。流石に勢力あり人望あるところのルートヴェルト大統領も、此の問題のために頗る忙殺され惱殺されたと云ふことを聞いて居りますが、此政友會の代議士、しかも政友會の決議に最も柔順に服従せらるゝ武藤代議士が、何の爲に探偵を付けられたか。(拍手起る)それは外のことではない、

疑心暗鬼を生ずるので、此の群馬地方から機業家の方面から選まれて居るかために、是等の人々が此の集會に何か嘴を容れて、騒動を大きくは仕まいかと言ふ嫌疑から來たと言ふことになつては、當局の惑も亦此一事に於て極度に達したと思ひます。是に於て本員は眞偽の間に彷徨したのである。一方には總理大臣と警保局長が、斯様な穩和懇篤なる話を吾々同志にせられて、一方には議員本人に探偵を付ける事があり、二十名の相當なる代表者を出すと言ふのを五名にすべしと警察官が抑壓手段を爲すに至つたのは、中央政府斯の如しであるから、群馬栃木地方に於て要らざる干渉、無益有害の干渉をしたと言ふ新聞の報告を信せざるを得ないまでに、本員はなつたのであります。

議院門前の混雜

當日午後に至つて、本員は此衆議院の通用門に云ふべからざるところの混雜を生

じたことを目撃したのでありますから、其事實を明白に述べて、如何にして議院の特権が破られたか、如何にして議長の指揮すべき警察権内に、警察権が侵入したかと云ふことを述べなければならぬ。丁度二時半頃であります、衆議院の通用門の邊に大勢の人が參つて本員に騒動があると云ふことを報告したに付て、本員は何氣なしに往つて見ると、爰に多くの人が群がつて警察官と問答をして居る。警察官は門内に入れぬと云つて居る。總代の人は、道理あることだから入れて呉れろと云つて、其間に多數の人が群がり、其間に騎馬の警察官が恰も暴徒でも蜂起したかの如き體裁を以て、鎮めて居ると云ふやうな譯でありますから、本員何事であるかと云つて其事を尋ねると、前に御話したところの總代人と、總代人の同志の人が後とから付て來たと言ふ。其處で、總代の大勢の人が這入らうと求めて居る。二十人が這入りたいと云ふと、此二十人を五人に制限しなければならぬと云ふ。其の五人の外に、總代の資格と並に組合の書記長を兼ねて居る人が、自から請願書を懷にして

居るから、五人入れられて私が除かれては請願の意を達することが出来ない」と陳辯して居る。併しながら五人より外に入れる事が出来ない」と問答して居りますから、私は餘りに騒動がひどいがために、見兼ねて其事情を質問して、左様に民意を抑壓すると云ふことは決して政府の意でない」と本員は確信して居る、何人が左様な権利を行ふかと云つたらば、職權を以て行ふと指揮官たる警部が言はれたから、誠に私は驚いた。日本帝國は總理大臣の意志が、一警部に依つて行はるゝかと反問したらば、是がために手を收めて、とう／＼二十人這入つてしまつた。入口まで入る途端に、警務長が議長の意を以て二十人引見すると云ふので、議長が之を引いて快く其意を聴取られた。本員は此の騒動を成るべく衆議院に及ぼすまいと思ひ、幸に我代議士中に之を助力せらるゝところの御方があつて、さうして是等の大勢の人が此門前で騒動をして居るのは悪いと云ふので、大西吾一郎君、綾部總兵衛君、細野次郎君、此三代議士が非常に盡力して、後とに大勢殘つて居る人が、如何にも門前に妨

復して居るのは氣の毒だと云ふので、虎ノ門俱樂部の廣間に之を誘ふて、此方は是で片付いたのであります。さうして私は幸に茲に紛擾を起さずして事が纏まらんとして居りますから、大西代議士、綾部代議士、それに私と三人、議長室に往つて見ますと、議長は快く之を引入れて、請願書を手から受取つて、更に情實を聽かう、もし前に何人御出になると云ふ通告があれば、其の積りで幾らでも會見するから、何時でも豫告をして貰ひたいと云ふ會談に亘つて居りましたから、本員も誠に衆議院の體面是に依つて毀損せられざるを得たるを喜んで、更に議長に告げて、折角百里を遠しとせずして全國の是等の人が自分の權利利益を保護せんが爲めに集まつて、其事の心痛に堪へざるがために近く虎ノ門俱樂部に參つて居るから、幸に議長が此處に臨まれて其懇切なる意志を傳へられん事を望んだら、議長は直に快諾せられて、此處に臨んで其顛末を御話になつたので、本員は此事の誠に圓滿に片付いたのを喜んだのであります。是に於て本員大なる疑を生じた。其警察官が、此議院

の構内に於て、議長の意思にあらざるところの抑制を是等の人に加へると云ふのは、どう云ふことから出たのであるか。本員は大に之を怪しむ。是は明かに議院規則に觸れて居りますので。議院規則の中に、衆議院議長の指揮でなければ、警察権を行ふことは出来ぬ。警察官が此構内に於て警察権を行ふことが出来ないと云ふことが明記してあります。議長は守衛及警察官吏を指揮して、議院内部の警察権を使用す。是は百六十八條に載て居ります。守衛は議事堂内、警察官吏は議事堂外の警察を爲すと書いてありますから、總て議長の管理の下に、完全なる獨立權を議長が國民に代て維持して居らるゝので、議長の意思既に差支へない限りは是等の人に面會する本心が事實に現はされて居るのに、何者が此間に立て斯の如き抑壓を加へて、斯の如き衆議院の不體裁を醸さんばかりにしたか。若しも有志の議員があつて此間に入らざりせば、直に馬蹄に蹂躪せられるものがないとも云はれぬ如き形勢を、國民の平民代表會の門前に、恰も封建時代の大名の門前に現はれたる直訴人を

取扱ふが如き體裁をなすに至つては、(拍手起る)本員是を見通すことが出來ぬのである。是故に本員は衆議院の體面及權利に關して、是非共此事を明にしなければならぬ。何者が指揮して斯様な不體裁を現はさしめたのであるか。且又此陳情委員の性質を調べて見たならば、本員は一切抑壓を加へる必要はないと云ふことを信じて居ります。凡そ此の二百團體中から總代に選ばれて参りますところの人は、必ず其郷黨に於て數百軒の同業者を取締つて居るところの人である。本員は又其人々の中に知つて居るものもある。例へば栃木縣に於ける足利の機業者の代表者として衆議院議長に面會をせられた其人は、栃木縣會議長でありまして、さうして其土地に立派な名望を有つて居り、信用を持つて居る。其他の人に至りまして、必ず衆議院議員に選まるべき位の人望を有つて居る人でなければ、數百軒の取締をなすことが出來ない。其財産に於ては、多額納税者として貴族院に列すべきものも此間に見出すことが出來るので。其教育に於ては、大學や、其他の専門學校に入つて是等の事

業を調べた人もないではない。其中には海外に遊んで親しく専門の事情を見た人もないではない。多くの人を支配すべきところの勢力と信用と財産を有するものが、大勢の代表者として出て來るのを、何故に拒んで暴徒扱にするのであるか。本員は疑ふのである。議長は此人々に會見せられて更に虎ノ門の俱樂部へ行つて其人々の誠意を容れて、歡んで談せられたときに、皆欣然として議長の好意を謝したのでありますから、本員は是等の信用ある人々の行動は、一も法令に背いて居ないと思ひますが、斯様な人々の平和の行動をするのに、警察官がやかましく言ふ必要がありませんか。五人とは誰が極めたのであるか。衆議院議長は二十人残らず入れ、それに附添ふ書記役員等も陳情書を懷にして居る人は入れと云ふのである。之を何の差支へない會見を許したならば、本員は此壇上に立つて此の事實を諸君に語るだけのことでもなかつたのである。平生の出願者の出入するが如く片付いたのであります。斯の如き不法なる行爲を敢てしたと云ふことは、彼の濫りに警察官吏を指揮する所

謂官僚政治の遺習、非立憲官吏の行動が茲に末流を現はしたのであります。(拍手起る)是等の事は黨派の感情に制せられて此問題を閑却せられざらんことを望むのである。衆議院其者の問題である。且又本員は更に進んで、國民の権利として此行動を妨げられたるところの平民のために、此議會は是非共言論を以て之を正しきものであると云ふことの言議を費すの必要があると思ふて居ります。(拍手起る)本員は區々たる警察官吏を咎むるのではない。何故に一同が衆議院の門前に集つたのを阻止して、あの如き騒を起したのであるか。本員をして斯の如きことを此壇上に語らしむるを深く悲しむのであります。(拍手起る)元來人の行動するに何故に五人伴立つては惡いか。何故に十人伴つては惡いか。本員は一向之を理解することが出來ない。他人の行動を妨げず、法律に背かず、平和を破らざることであるならば、本員は千人同列をなすも可なり、萬人同列をなすも亦可なり、歐米諸國に於て大統領の選舉にも議員の選舉にも、なか／＼華々しき彼の所謂「デモンストレーション」之を譯

して示威運動と稱するものが行はれて居るのである。誠に之は自由國民の壯快なる花と喜んで居るのである。誠に其意思目的に關係せずして之を取除けて見ましたならば、平生祭典の如きは幾十萬の人が列をなして行くではないか。其他の祝賀會にも大勢の人が列を組んで行くではないか。此際に警察官が五人の列に限る、十人の列は禁ずると云ふやうのことを云はないのは何故であるかと云へば、此中に含まれたる意味に看過すべからざる意味があると思ふのである。政府の行政と意見を異にして居るところの人民の愁訴であるからして、之を聴かしめまじと云ふに至つては實に憎むべきところの精神であると思ふ。(拍手起る)戦捷祝賀會のときにはどうであるか。憲法祝賀會のときにはどうであるか。憲法祝賀會のときにはどうであるか。政府は歡んで之を迎へた。又憲法は狂せんばかりに大なる活動をしたではないか。政府は歡んで之を迎へた。又憲法二十年紀念會の時に、總理大臣自ら會主となつて、此議會の中に人を集めて、更に市民が之に和して集まつたときに、公園開くべし、自由に活動すべしと聲援を與へ

たのは本員の目撃する所、諸君も亦参列目撃せられたる近時の出来事である。日露の戦の時は如何であるか。日夜大なる活動、大なる行列をなして、政府も亦之を盛ならしめて居つたではないか。然らば是等の行動に付ては政府は歡んで之を迎へ、行政に不便であると云ふことに付ては或は抑壓を加へ、或は干渉をなすと云ふ、この手心を用ひ行政權を以て立法の精神を蹂躪し、打破するところの行爲を區々たる警察官になさしめて、之を看過して居るところの官僚政治に向つて、一矢を放たざるを得ぬと本員は思ふのである。(拍手起る)是等のことが衆議院内に波及して居るのを、諸君が之を看過すると云ふならば、本員復何をか云はん。帝國憲法茲に存し、議會にして生命を失はずんば、本員は必ず反響あることを信ずるのであります。斯う云ふやうなことで此事は治まつたが、治まりにくいのは、議長の意思にあらざるところの警察權を、議長の管轄圈内に施行したるは、何人の責であるか。區々たる警部巡查に問ふにあらざして、斯の如くならしめたところの責任者必ずある

べしと、本員は推測するのであります。(拍手起る)平和の適法の行動をなすのに、道路の邪魔になると云つて之を妨げて、故なく紛擾を醸さしめたと云ふに付ては、區々たる警部巡查を咎めるにあらざして、斯の如きことをなさしめた者が必ずあるであらう、爲さしめざるも之を看過して、少しも感せざるところの人がなければならぬと本員は思ふのであります。(拍手起る)是ばかりでない。人に依つて警察權の行はれ方が違ふと云ふに至つては、平民の代表者として衆議院は、之を許すことは出来ないのである。此事が終つてからは是等の人々が、日比谷の公園に集つて待つて居るところの人に、議長に會見したるところの事實を報告せんとしたらば、或は二人挽の車を以て跡を尾け、或は騎馬を以て之を遮る者があつて、此行動に非常なる妨をした。恰も芝の公園内に開かれた同志の人の懇親會があるので、細野次郎君、大竹貫一君、村松恆一郎君の三氏が、此の公園を横切らうとして此の騒動に出會はした。それで政友會の政務調査會の方へ、二十人を選んで參ると云つて向つて行く

と、是も二十人ではいかぬと云ふ。政友會の諸君は總代二十人を拒まれる程狭量なる人ではない。是は政友會の意思ではないと本員は大に諒とする。併しながら、間に立つところの警察官が、政友會に斯く大勢行くことはならぬと云つて遮つた。是に於て此處を通り掛つた大竹君が、それ等のことは別に差間がないから行つたら宜からうと言つたら、其背後に警察官の服を著ない所の所謂平服巡査なるものがあつて、直に左様なることを云ふ者は拘束せよと、斯様なる言を放つた。拘束せよと云つたために、其處に居つた巡査の服を著けて居るところのものが、大竹君の左右の手を拉つて十間ばかり引張つて行つた。大竹君は争はずして彼のなすが儘にして居つたが、朋友が見兼ねて、何故に左様なることを爲すかと云つて問答を始めたら、警部が馳付けて来て、是は何人だと云つて、其大竹貫一君たることを發見したので先づ是は事にならぬやうに治めた。何人が命じたかと云へば、署長が命じたとも云ひ、又上官が命じたとも云ふから、其警部に向つて、あなたは左様なる命令を下し

て平和なるところの良民、其一人たる大竹代議士を拘束する命令を下したかと云ふたら、左様なる命令は下さぬと云ふ。さうすると此所謂角袖巡査なるものは、地方から集つた事情を知らざるところの人なら如何なることでも脅迫威嚇すれば爲し得べしと云ふので、不幸にも大竹代議士は織物屋の總代と間違へられた。東京の事情を知らざるところの田舎紳士と見違へられて、斯様なる侮辱を加へられたのであるが、私は是に於て思ふ、東京の眞中の市民の集合する公園の近傍に於て、斯の如き不法なることを爲す此警察官は、百里を隔つたる地方には如何なる無禮を爲すかと云ふことを、本員は推測して實に慨嘆に堪へないのであります。(拍手起る)そこで大竹代議士が、唯今拘束せよと命令を下したるところの人の名刺を寄越せと云ふたら、遂に名刺も與へずして逸早く逃出してしまつた。誠に威力あり自ら守るところのことを知つて居る國民は、是に由つて安心することは出来るのでありますか。不幸にして大竹代議士の如き地位のない自ら答辯するところの力の無い人は、

此無残なる、此無責任なる官吏の餌となつて幾多の不幸を被ることのあると云ふことは、本員は實に慨嘆せざるを得ぬのである。(拍手起る)平民の代表者——國民の代表者たるところの衆議院議員諸君は、之を對岸の火災視して我與からずと云ふことが出来ませうか。馬券のために辯護する長き熱烈なる辯明を聞くも、未だ國民の權利のために辯論するところの長演説を聞かざるに至つては、本員は實に衆議院の名譽のために慨嘆痛哭せざるを得ぬのであります。(拍手起る)斯の如き事情であります。(「まだありますか」と呼ぶ者あり)まだなかなかあります。馬券のために私は時間を割くよりは、寧ろ國民のために諸君を煩すところが多いのであります。本員は階級に依つて手心をなすところの政治を、立憲政治にあらず、非立憲政治なりと思ふのである。租税を拂つて——國の力となるところの租税を出すところのものは、其階級の如何、其地位の如何なると云ふことに拘らず、重んずべきところの平民である、重んずべきところの良民である。衆議院は此平民此良民の代表者なるが

故に、此種類の人に向つて大に同情を表せざるを得ないのであります。不幸にして、大竹代議士にあらずして、拘束せられたる人が此の如き叱咤、斯の如き威喝に遭うて、人の自由を失ひたるものが、幾百人幾千人あるかも知れぬ。東京に集つて此集會を開き、平和的適當なる行動をなす人が此處に集まるまでに、如何なる脅迫威喝を受けたか。帝國の現状と云ふものは、立憲政治の光は甚だ微なりと云はざるを得ぬと、本員は思ふのであります。(ヒヤ〜)本員は二十年の憲法祝賀會を開かれたるを以て、未だ其の事の結果を收めざるを本員は、憲法のため泣かざるを得ぬのであります。是に於て本員は、此質問書を出して政府の適當なる辯解を望むと同時に、本員は茲に斷言する。示威運動と譯せられたるころのものは、抑々本義を得て、居らぬと思ふのであります。愉快なる國民の聲を自由行動の範圍内であつて、所謂「デモンストレーション」は決して忌むべきものではない。警察官は其間違を防ぐために之を監視して、之を送り之を迎へるところの義務はあるけれども、之を抑

へるところの権利は斷然ないものであると、本員は言明します。若し唯今の本員の斷言の如く、將來に於て彼等慎むところあれば、誠に國家の幸であります。本員は斯の如きことの議題に上ることを欲せざるが故に、委員會で懇談を盡し、手数を盡したるに拘はらず、不幸にして本員をして斯の如く諸君の御聽を煩すに至らしめたるは、抑々誰の責ぞやと云ふことを以て、此質問を終わります。さうして議長と並に當該官吏との間に、此議會の権利を侵されたか、侵されざるかと云ふ手續を詳細取調べられて、其責任のある處を糺して、將來議會の獨立を完全ならしむることを、議長に向て本員は特に終りの請求の一言と致します。(拍手起る)

第一六 海軍シーメンズ事件に関する質問

(第三十一回帝國議會、大正三年一月三十日)

議長(大岡育造君) 「島田三郎君。」

島田三郎君 「此問題は極めて重大なことで、(「登壇」と呼ぶ者あり)餘所から見ますれば、帝國の汚辱に係つて居ること、内部から申しますれば、御氣の毒であるが、政府は政治上の犯罪の被告の地位に立つて居ります。何故なれば、此事は事實然りと云へば、政府は事實罪惡を犯したのであります。御氣の毒であるが被告の地位に立つて居ると思ふ。それ故に被告の地位を早く脱却せられて、天下の人に安心を與へらるゝと云ふ責任を持つて居られる。御答の上に付ては、被告の申立でありますから、決して私は全部其儘信ずることは出来ない。更に之を常識に質し、更に之を天下の判斷に質して、其の仰しやるのが善いことであるや否やと云ふことは、天

下の人心に依て決すべき問題と思ふ。裁判上の被告の自由の自白とか、或は昔で云へば拷問に依る自白とか云ふことで決すべきものでない。被告のことは道理に適つて居つて、果して誠に感服であり、天下の人心を繋ぐだけのことがなければ、此疑は解けぬのである。それ故に私は他の事を除いて、此處で海軍大臣と此事に付ては肯ずるや否やと問答をして、此議場に於て是非曲直を、凡そ到着すべき點に迄到らしむべき天下の大罪案であると斯う思ふて居る。是から私は序を追ふて、私のまだ調べ上げぬこと、既に知つて居る事は他日に譲り、唯今海軍大臣の御話になつたことに付て差當り問を起すのであります。唯今政府の方でも御調になつて、私の方でも調べて居る。それ故に今日問を設けて御話をしたことで、私の方の全部の疑惑は解けたとは云はれぬ位置に居る。監察の程度であると先づ御考へを願ひたい。是點が大切であります。此問題を提起するに當つて其位地を極めて置く必要がある。さうでなければ眞の結論に到着することが出来ない。御氣の毒であるが、被告の地位

に立つて居られる被告内閣員の言葉を、全部其儘確かであると云ふことは出来ない。斯う思つて居る。」

議長(大岡育造君)「チョット御注意申して置きます。本件は重大な事件でありますから、成るべく事實の明かにならんことを希望することは満場一致であると思ひますから、同時に先刻議決したる決議の趣意を確守すると云ふことは、亦本會の努めなければならぬところであります。先刻御演説の様に、豫てより調べて居るもの、竝に今後御尋のことは是に關係の………」

島田三郎君 「關係して居ります。」

議長(大岡育造君)「關係して居つても趣意を十分に明かにすることに於ては誰も望むことではありません。唯議事の進行上御注意願ひたい。」

島田三郎君 「宜しい。今日發する問は、半途に横つて居る程度の間であると云ふことを御斷り致します。是で問が終つたのでない、御答が終つた譯でないと云ふ

のである。先づ以て先刻御讀上げになつたのはヘルマンの手紙で、自分の方で海軍省へ累を掛けたのは誠に御氣の毒であると云つただけで、私は是は何の力もないと云ふことを思つて居ります。其理由は此處で海軍大臣に御問を致しますが、昨年十一月にヘルマンと云ふ者が、獨逸領事館の譯官のドクトル・ヒュールと云ふ人と、海軍大臣と、三人鼎座して密室で話したと云ふ、無論是は懇談であります。會社の弱點でも打明けて海軍大臣に御話をする位の場合で、御話になつたのであります。此三人の御話になつたことは、恐らく海外よりリヒテル裁判の電報が來なければ、天下知らずに終つたものであらうと思ふ。極めて秘密に話された海軍大臣が、あれは斯様である斯様であると申されても、全部私は信用を置くことが出來ぬ場合であると思ふのです。それ故に疑はしいところは更に問ふのである。ヘルマンが海軍省へ差出した海軍大臣の讀まれた文意は、誠に無實無根のことで海軍を累はして、今日の如く物論を惹起したのは御氣の毒である云々とあるが、御出入の商人が海軍省

に便利を與へて言つたことである。私は常識に質して、是は海軍に便宜を與へる商人の言葉であつて、天下の人心を服するに足る信用は毫末もない。更に私の此言を證據立てるために、ヘルマンの方、詳しく云へば、シーメンスの代理店長のヘルマンの方に、大なる弱點があると私は推測するので。強請をした時、こちらが公正の者であれば、強請られたときに別に惶惶として海軍大臣に持込んで、懇談を遂げる必要はない。更に弱點がなければ、二十五萬圓と云ふ金を強請人に残念ながら、渡すと云ふこともないのであります。更にこのことは海軍に關係のないことであれば、所管の違つた所の海軍省に持込んで御迷惑になるだらうから、此事に就て應援を願ふと云ふとも無いのであるから、此間に於てヘルマンの扱つたとに弱點あり、弱點に乗せられて或者に強請られて困つた、そこで親友の獨逸領事館の譯官と共に海軍省へ持つて來た。海軍大臣と平素斯の如き弱點までも話の出來る交際であればこそ、此暗室に於て三人鼎坐されて協議されたのであらうと思ふ。此の秘密の語に付て天下の疑

を解くだけの確信があるか否やと云ふことが、第一の私の問であります。第二には斯様なる中で使用人の或者に強請られた、強請せられた以上（此時發言する者多し）斯の如き問題を議する場合に、輕卒に余の發言に對して囂々たる者を御制し下せよ。」

議長（大岡育造君）「諸君の御聽きの通りでありますから、靜に御聽きを願ひます。」

同時に島田三郎君にも言語を御慎みを願ひたい。「暗室の中で」と云ふ言葉は不穩當であらうと思ひます。」

島田三郎君「政治上の非違は暗室でなければ出來ない。是は常識の推測であります。それ故に鼎坐の談を及ぶだけ公けにするにあらざれば、天下の疑を解くことが出來ない。弱點があればこそ二十五萬圓の切符を取られたのでありませう。其弱點が海軍に關係しないで他の省に關係して居るならば、何故に海軍に持つて行つたかと云ふことが、常識の疑ひであります。それから更に其事に付て或者に強請せられたために、斯様な混亂を見たのでありますが、何某の職分を持つて居る何某と云

ふ名前の方が、斯様な手續に依て強請つたと云はなければ、理に合はぬのでありますから、海軍大臣は何等の詳細なることをお聽きにならずに、漠然として居られるならば、殆ど常識のない御方である。海軍の大責任を此等の人に預けて置くのは國民は不安である。是が私の問である。懇篤なる懇談があつて、弱點を話されて、其弱點の如きも御承知であらうと思ふ。私は帝國の法律並に警察の上から考へますれば、海軍大臣は海軍の疑惑を解くために、此事は直に之を公けに罪を犯したものであつて、左様な外國人が帝國の治安を妨げ、警察を無視し、裁判を無視するやうな者があつては、吾が國務大臣として見遁すことが出來ぬと、直ちに之を公にせられなかつた。何故に此事の取調べをせられざりしかを私は疑ふ。それでは日本帝國の政治は無いのではないか。何故に治外裁判權を我國に收めたいと云つて、多年先帝陛下の御在世の殆ど全部に涉て治外法權を恢復したいと云ふことは、斯の如き無賴の徒が帝國に横行して、我國の官紀を紊り、我國の治安を紊るのを、我裁

判權を以て之を捕ふることを、帝國の威信と面目と共に平和を保つために、吾々上下苦心して、陛下の御懿徳に依て、治外法權を撤去したのであります。所が罪人の所在名前も明かであるのに、其手續をも踏まずして、それが内々で納まつた。それを見通して遂に斯の如き問題を惹起するに至つたと云ふことは、是だけでも、若し此規律正しきところの帝國議會であるならば、内閣を顛覆すべきところの責任問題であると私は思ふ。國務大臣が法規を紊る人物を逸し去らしめたと云ふことで、その事が片附いたと云ふことで、それが申譯になりますか。私は此の如き御方に質問を呈して、其場を切抜けるだけの御答を承つて満足するとは出来ないものでありますから、其時に話されたところの顛末を御話になつて、あなたの清いことを爰に證據立てるところの責任があると私は思ふ。其時にあなたは、顛末を御聞きにならず、強請られたところの人の名前を聞かすに別れられたか。私は其名前を豫算委員會に公言した。強請した者を再び明言する。ロイテルの主任で、ブーレーと言ふ者で

ある。あなたは御承知ないか。私は承知して居る。それから其通譯に立つたところの人は、即ちドクトル・ヒュールと云ふ者で、天下皆知つて居るのであります。外交社界、恐らく日本に居りますところの總ての外國人で、苟も社會の事に通じて居つて、俱樂部にでも出入する者は、其顛末を知らざる者なしと云ふ有様でありますから、此事の成行に付ては帝國の威信を毀けられるので、私は此場合に於ては、身を挺して帝國の爲に犠牲的働きを爲さなければ、此問題は解決が付かないと思ひます。海軍大臣は唯今申し上げたところの事情に付て良心を満足せられ、竝に質問を發した私も満足し、竝に此議會に居る御方は常識を満足せらるゝだけの御答辯があれば、更に續いて他の質問を呈します。」

【海軍大臣男爵齋藤實君登壇】

海軍大臣(男爵齋藤實君) 「唯今私の申すことは御信用がないと云ふ御前提でありましたから、私の申すことは御信じがないかも知れませぬが、私は先刻來爰で徑路は